

2023

HIROSHIMASHI
SHINYOKUMIAI
DISCLOSURE



令和5年度 **ディスクロージャー誌**

業績のご報告



一番気やすい

シニョー

広島市信用組合



本店ビル外観

経営ビジョン

“一番頼りになるコミュニティ・バンク”をめざす
 〈シンヨー〉は、地域の皆さまの頼りになる金融機関として、地域の皆さまとの強い信頼関係を築くことが最も大切であると考えています。

経営理念

1. 地域のみなさまとのふれあいの輪を広げます
2. 豊かで、健やかで、ゆとりある暮らしの実現に足を使い、労をいとわず取り組みます
3. 金融サービスの向上に努め、地域活性化の原動力として、地域の繁栄に貢献します

広島市信用組合の概要

設立 昭和27年5月 店舗数 35店舗
 出資金 234億24百万円 職員数 359人
 組合員数 68,962人 営業区域 広島県全域 (令和15年3月末現在)



Contents

概要	1	キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み	45
ごあいさつ	2	苦情処理措置・紛争解決措置への対応	46
理事長インタビュー	3	取引時確認のお願い	47
格付「A+」に引き上げ	6	コンプライアンス(法令等遵守)について	48
第12次中期3か年経営計画「継続を力に未来へはばたく」	7	個人情報等保護について	49
令和4年度決算の概況	9	適切な勧誘・募集について	51
財務諸表	15	リスク管理について	53
主要な経営指標の推移	21	総代会制度について	55
地域密着型金融の取り組み	22	組織図/役員/職員/組合員	57
地域を応援する取り組み	25	資料編	58
文化的・社会的貢献活動	36	索引	84
顧客満足度アンケートの報告	42		

ごあいさつ

日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌「業績のご報告」を作成いたしました。経営方針、業績、事業内容や活動状況などを紹介しておりますのでご高覧いただき、ご理解を一層深めていただければ幸甚に存じます。

当組合は株式会社日本格付研究所(JCR)から格付を取得し、おかげさまでこの度「A」から1つ上の「A+」に引き上げとなりました。これもひとえに地域の皆さまのご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

令和4年度の日本経済は、アフターコロナに向けた動きが加速したことによる個人消費の活発化にともない、幅広い業種で景気が上向いてきましたが、一方では物価高や原材料費の高騰が人々の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えた1年でした。

こうしたなか、地元のお客さまに寄り添うべく現場に足を運び、多様なニーズを的確に捉え、迅速にお応えしてまいりました。

その結果、令和4年度の業績は預金・貸出金とも大幅な増加となりました。収益面においては、経常収益が186億99百万円と過去最高を達成するとともに20期連続の増収となりました。また、コア業務純益119億54百万円、経常利益66億36百万円、当期純利益46億50百万円と、いずれも過去最高益を更新しました。こうした業績を達成することができたのも、地域の皆さまのご支援によるものであり重ねて感謝申し上げます。

今年度は7月10日に海田支店、11月には五日市支店を新築移転オープンする予定であり、これからもより便利で親しみやすい店舗づくりに努めてまいります。

当組合は「一番頼りになるコミュニティ・バンク」として、「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」の現場主義経営にさらに磨きをかけ、地域の皆さまに貢献していく所存です。

今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

理事長 **山本明弘**



「継続なしで 未来なし」

本業特化の経営に取り組み、
地元の皆さまに信頼される
地域金融機関を目指します。

地元の中小零細企業に寄り添い、
資金ニーズに積極的に対応する広島市信用組合。
その堅実な経営方針と将来の展望について、
山本理事長にうかがいました。



本業に徹することが、業績や評価につながる。

◆ アフターコロナへの動きが進み、経済もようやく回復の兆しが見えてきました。

新型コロナウイルス感染症が世界中に流行してから約3年半が経過しました。5月8日(月)からコロナも5類に移行し、広島の街も人出が増加しています。また、5月19日(金)～21日(日)にはG7広島サミットが開催されたほか、6月10日(土)・11日(日)に開かれたひろしまフラワーフェスティバルでは、4年ぶりにパレードが復活し、県内外から多くの方が訪れにぎわいました。街に活気が戻りつつある一方で、世界経済は、長期化するウクライナ危機に加え、欧米諸国の金融引き締めなどにより依然として不安定な状況であり、国内景気も物価高、原材料費の高騰に歯止めがかからず、多くの事業者は仕入れ価格の上昇で苦しい経営を余儀なくされています。地元広島でも営業・生産活動が思うように行えない中小零細企業が多く、売上の減少により資金繰りに苦慮しています。こうした不安を抱えているお客さまに寄り添い、資金ニーズに応えていくことが当組合の使命です。今こそ地域金融機関の存在意義を発揮する時だと考えます。

◆ そうした中、好調な業績が評価され、格付が引き上げとなりましたね。

おかげさまで当組合は、令和5年3月期決算において、経常収益は20期連続の増収で過去最高となり、コア業務純益、経常利益、当期純利益ともに過去最高を更新しました。こうした業績を維持できるのは、「預金」「融資」という本来業務に徹したシンプルな経営を地道に継続しているからです。投資信託や生命保険といった金融商品には目もくれず、ただひたすら本業ひとすじに取り組んできた結果だと考えます。この成果は、平成19年2月から毎年取得している株式会社日本格付研究所(JCR)の長期発行体格付にも表れており、この5月に「A」(シングルAフラット)から「A+」(シングルAプラス)に引き上げとなりました。外部機関からの高評価を糧とし、今後もさらに本業を磨いていきます。

■ とにかく歩き抜く。現場主義が当組合の持ち味。

◆ 本業の中でも特に融資を大切にしているそうですね。

地域経済を支えているのは、まぎれもなく地元の中小零細企業の方々です。原材料費の高騰などの影響で苦しむお客さまに手を差し伸べ、資金ニーズに応えることで元気になっていただくことが、当組合の使命だと考えます。もちろん、融資にはリスクはつきものです。しかし、リスクばかりを恐れ、お客さまと正面から向き合う覚悟がなくては、真のパートナーとして認めていただけないと思います。日々事業に奮闘しているお客さまが、いま何を必要としておられるのか。そこをいかに早く正確につかむ事ができるかが重要だと考えます。

◆ お客さまのニーズをつかむ上で重要なことは何ですか？

「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」です。お客さまのもとに足繁く通い、普段から顔を合わせておくことが大切です。お客さまの状況をいつも気にかけておくことで、小さな変化にも気づくことができます。昨今、感染防止への配慮からリモート面談等が推進されていますが、実際にお客さまと面談し、生の声を聞かなければ真のニーズをつかむことはできません。当組合では、融資決裁を原則3日以内とするスピード対応をモットーにしていますが、それが成せるのも日頃の訪問活動があってこそ。とにかく現場を歩いて、歩いて、歩き抜く。こうした現場主義が当組合の持ち味であり、お客さまとのより強固な信頼関係を築く大きなポイントであると確信しています。

■ 新築オープンを、お客さまの開拓と取引深耕のきっかけに。

◆ 店舗リニューアルが順調に進んでいるようですね。

おかげさまで7月10日(月)には、海田支店が新築移転オープンします。11月には五日市支店の新築移転オープンを控えており、役職員によるローラー活動を重ねてきたことで、新たなお客さまとの取引が着実に増加しています。また、来年以降も府中支店、薬研堀支店、鷹の橋支店、南支店、古江支店の移転を計画しています。さらに、オープン1周年を迎えた己斐支店、秋に周年を迎える駅前支店、広支店もオープン時の勢いを持続し着実に業績を伸ばしています。開店、周年運動を新規開拓とともに、お客さまとの信頼関係をより深める好機ととらえ、多くのお客さまに喜んでいただけるよう利便性の向上に努めていきます。

◆ 業務に取り組む上で大切にしていることは何ですか？

コンプライアンスです。どれだけ業績をあげたとしても、すべての大前提はコンプライアンスであることを忘れてはいけません。私たちは、お客さまの命の次に大切なお金と、これに関わる情報を扱っています。信頼を積み重ねていくことは大変ですが、失うのは一瞬です。たったひとつのコンプライアンス違反で組織の屋台骨が揺らぎ、失われた信頼を取り戻すのは非常に困難です。役職員一人ひとりが襟を正し、どのような場面においても正々堂々取り組むことが大切です。



「真心」の像

◆ 人材育成や職場づくりにも力を入れているそうですね。

今年度も多くの新入職員を採用しました。当組合がこれからも地域のお客さまにとって、なくてはならない存在になるためには、若手職員の成長が不可欠です。そのため、人材育成を最重要課題ととらえ、新築オープンに向けたローラー活動もその一環として位置付けています。お客さま訪問は営業の基本。現場で得られる経験に勝るものはありません。ここまで増収増益を続けることができたのも、職員一人ひとりが愚直に汗を流してお客さまのもとへ足を運び、信頼を積み上げてきたからです。自らを磨くことで、お客さまの要望にも的確に応えられるようになり、信頼を得ることにつながります。支店長をはじめ各職員がこれまで培ったノウハウを部下や後輩に伝えていながら、現場主義の営業活動を継承していくことが大切です。職場づくりにおいては、給与の見直しをはじめ、待遇面の改革を継続して進めています。女性職員の登用にも力を注いでおり、課長職、代理職および係長職を積極的に配置。ほとんどの女性職員は産休・育休取得後に復職しています。また、令和4年10月から令和5年3月の期間で職員に対し、業務効率化への提案事項を募集しました。これは、今後の業容拡大を見据えてデジタル化や業務の効率化をはかることを目的に、職員から現場の意見を広く募集しようと制度化したもので、早速採用された提案もあります。日常の業務において「こうすればもっとよくなる」という改善事項は必ずあるものです。これからも職員目線を大切にしながら、より働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。



新海田支店のローラー活動



ミーティング

信頼を地道に積み重ねることで、明るい未来が拓けてくる。

◆ 今後の目標を教えてください。

当組合は、本業特化の現場主義経営を一貫して継続し、経営基盤の拡充を進めてきました。また、高い収益力のもと、不良債権処理を積極的に実施するとともに、日々の管理を徹底し資産の良化をはかってきました。こうした積み重ねにより、目標としている預金、貸出金残高1兆円も視野に入ってきました。コロナの5類移行にともない、さまざまな業種のV字回復ならぬ垂直回復が予想され、当組合の存在価値が一層試される状況となっていますが、当組合が貫く本来業務に徹するビジネススタイルは今後も変わることはありません。今年のスローガンは、「継続なしで未来なし」。これまで継続してきた地道な営業活動により、お客さまとの信頼をコツコツと築いていくことで、その後の明るい未来も拓けてくると考えます。これからも、お客さまとともに成長を続け、地域の発展に貢献できるよう、職員一丸となって地域に愛され続ける地域金融機関として邁進していきます。



広島市信用組合のイメージキャラクター
大野豊さんのポスター(令和5年度)

〈 格付「A+」に引き上げ 〉

当組合は、令和5年5月に格付機関である株式会社日本格付研究所(JCR)から長期発行体格付を継続取得し、この度「A」(シングルAフラット)から1つ上の「A+」(シングルAプラス)に引き上げとなりました。

1 格付機関 株式会社日本格付研究所(JCR)

2 格付対象 長期発行体格付

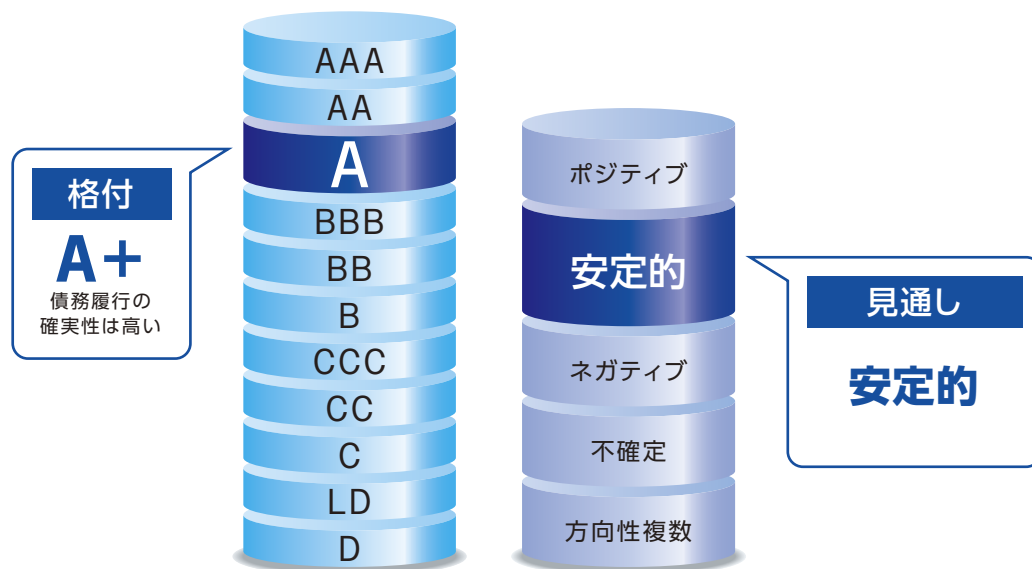
※長期発行体格付とは、債務者(発行体)の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。

3 格付 A+(シングルAプラス) 見通し「安定的」

※A(シングルA)は、株式会社日本格付研究所の11段階の格付等級の上から3番目にあたります。
※格付の見通しは、長期発行体格付が1~2年の間にどの方向に動き得るかを5つに区分して示すものです。

4 取得の目的

外部からの客観的な評価である格付を取得し、お客さまや組合員の皆さまにディスクロージャーすることで、透明性をもった経営を進め、財務内容の健全性をより理解していただき、信頼性を高めることを目的としています。



参考: JCR長期発行体格付の定義

- | | |
|---|---|
| AAA 債務履行の確実性が最も高い。 | CCC 現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。 |
| AA 債務履行の確実性は非常に高い。 | CC 債務不履行に陥る危険性が高い。 |
| A 債務履行の確実性は高い。 | C 債務不履行に陥る危険性が極めて高い。 |
| BBB 債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。 | LD 一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っているとJCRが判断している。 |
| BB 債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。 | D 実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っているとJCRが判断している。 |
| B 債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。 | |

※AAからBまでの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、+(プラス)もしくは-(マイナス)の符号による区分があります。

第12次中期3か年経営計画 (令和4年度～令和6年度)

当組合は、令和4年度を初年度とする、第12次中期3か年経営計画「継続を力に未来へはばたく」を進めています。1年目の実績を検証するとともに、これまで積み重ねてきた堅実・健全でブレない経営を継続し、今年度も本計画で掲げた諸施策を着実に実行し、地域の発展とお客さまの信頼に応える存在価値の高い金融機関を目指してまいります。

■ テーマ

「これまで培ってきた本業特化と現場主義に一層磨きをかけ、
地方創生の一助を担う金融機関となる」

■ 「継続を力に未来へはばたく」とは

本業特化や現場主義を継続し、地元の皆さまに寄り添った経営を行うことで、地域に密着した金融機関として更なる成長を遂げるという意味を込めています。

■ 経営目標

1

堅実・健全経営に徹する

〈シンヨー〉が、金融機関として存在し、発展し続けるために、公共的な責任を全うします。

2

企業や家計の経済ニーズの充足を通じて地域の発展に貢献する

〈シンヨー〉のモットーである、「地元のお金は地元で活かす」のとおり、地域内の資金循環を通じて、地域のストックを増やす役割を担います。

3

個々のニーズに応じた最良のサービスを提供する

〈シンヨー〉は、多種多様なお客さまのニーズにきめ細かくお応えし、最適な商品・サービスを提供していきます。

4

英知を結集して、最善の方策を模索する

常に問題意識を持ち、英知を結集しそれに対する対応策・解決策をさぐり、その中から最善なものを選びだします。

5

自信と誇りをもち仕事に打ち込める魅力ある職場づくりを進める

協同組織金融機関としての使命を現実なものにするのは〈シンヨー〉の職員であり、その職員が働きやすい環境づくりに取り組みます。

■ 具体的推進方針

本来業務による 地域活性化

- 〈1〉お客さまに寄り添った業務の推進
- 〈2〉「フットワーク」「フェイス・トゥ・フェイス」に基づく現場主義
- 〈3〉他金融機関との差別化による顧客の増加

経営基盤の増強と 収益拡大

- 〈1〉更なる業容の拡大
- 〈2〉先を見据えた財務体質の強化
- 〈3〉店舗新築・改築とデジタル化による利便性向上

テーマ実現への重点施策

リスク管理態勢の強化

- 〈1〉コンプライアンスの徹底
- 〈2〉多様なリスクへの対策
- 〈3〉マネー・ローndリングおよびテロ資金供与への対策

人材育成と 働きやすい環境整備

- 〈1〉営業店の総合力向上にむけた教育
- 〈2〉資格・知識習得のサポート
- 〈3〉待遇改善と職場環境の整備

■ 主な数値目標

■ 業 容

	令和4年3月実績	令和5年3月実績	令和7年3月目標
預 金 残 高	8,027億円	8,416億円	▲ 9,400億円
貸 出 金 残 高	7,043億円	7,798億円	▲ 8,500億円

■ 収 益

	令和4年3月実績	令和5年3月実績	令和7年3月目標
コ ア 業 務 純 益	110億円	119億円	▲ 125億円
当 期 純 利 益	45億円	46億円	▲ 52億円
ROA(総資産利益率)	1.06%	1.15%	▶ 1.15%
OHR(経 費 率)	32.69%	31.59%	▶ 31.59%

■ 健全性

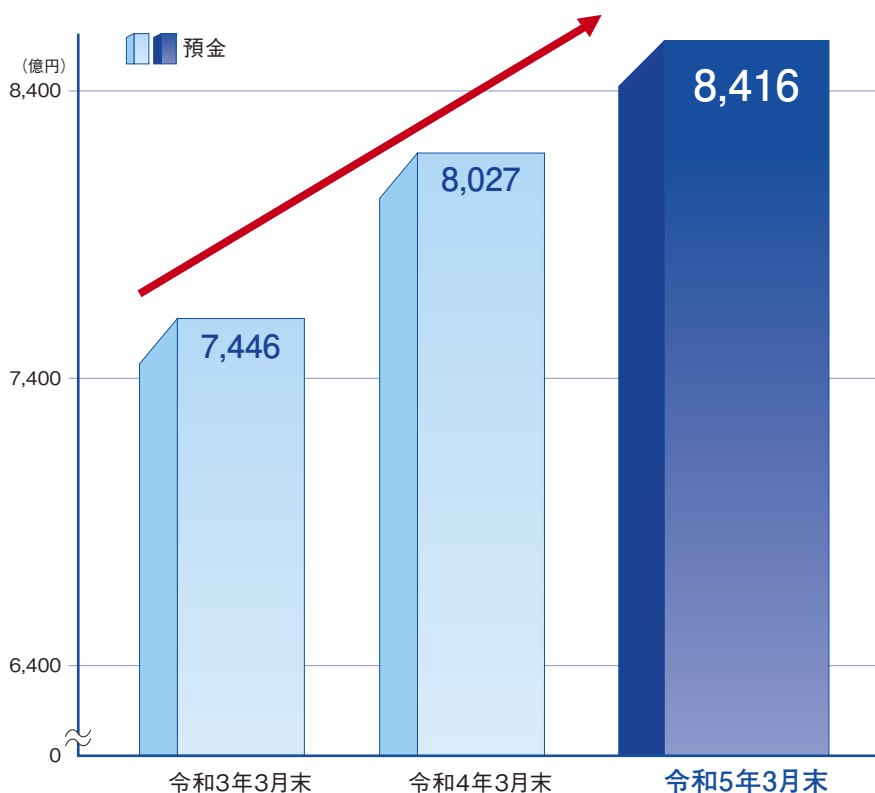
	令和4年3月実績	令和5年3月実績	令和7年3月目標
自 己 資 本 比 率	10.07%	10.38%	▲ 10.55%
不 良 債 権 比 率	1.73%	1.55%	▶ 1.55%

令和4年度決算の概況(その1)

預金は8,400億円を突破

最高100万円が当たる懸賞金付き定期預金「ハッピードリーム定期」が好調に推移したことや、己斐支店の新築移転オープン、駅前支店、広支店の周年運動など、コロナ禍での面談に注意を払いながら地域に密着した本業特化の営業活動を推進しました。

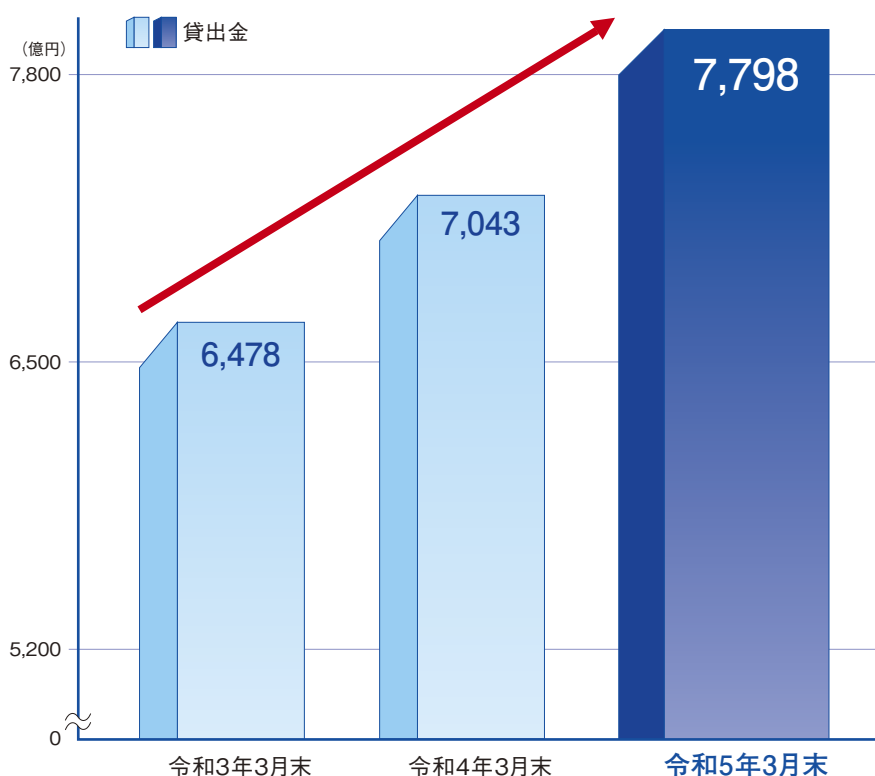
その結果、預金残高は前期比389億円増加し8,416億円となりました。



貸出金で地域密着を推進

コロナ禍の時こそ地域に寄り添い、地元のお客さまの様々なご要望にタイムリーにお応えしたことで、事業性貸出が大きく増加しました。また、個人ローンでは70周年記念キャンペーンの優遇利率ローンを幅広くご利用いただきました。

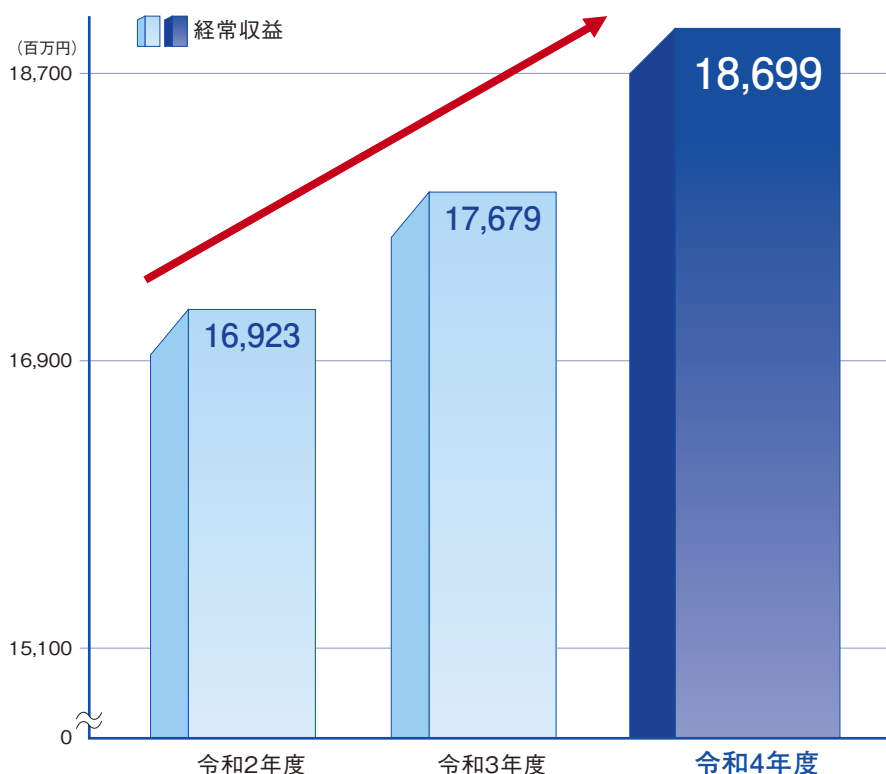
その結果、貸出金残高は前期比755億円増加し7,798億円となりました。



経常収益は20期連続の増収、過去最高を更新

本来業務に特化したシンプルな経営を推進し、貸出金残高は7,800億円に迫る大きな伸びとなりました。

その結果、貸出金利息の増収により、金融機関の営業活動による収益を表す経常収益は前期比10億20百万円増加し186億99百万円となり過去最高を更新しました。この指標は、一般企業の売上に相当します。

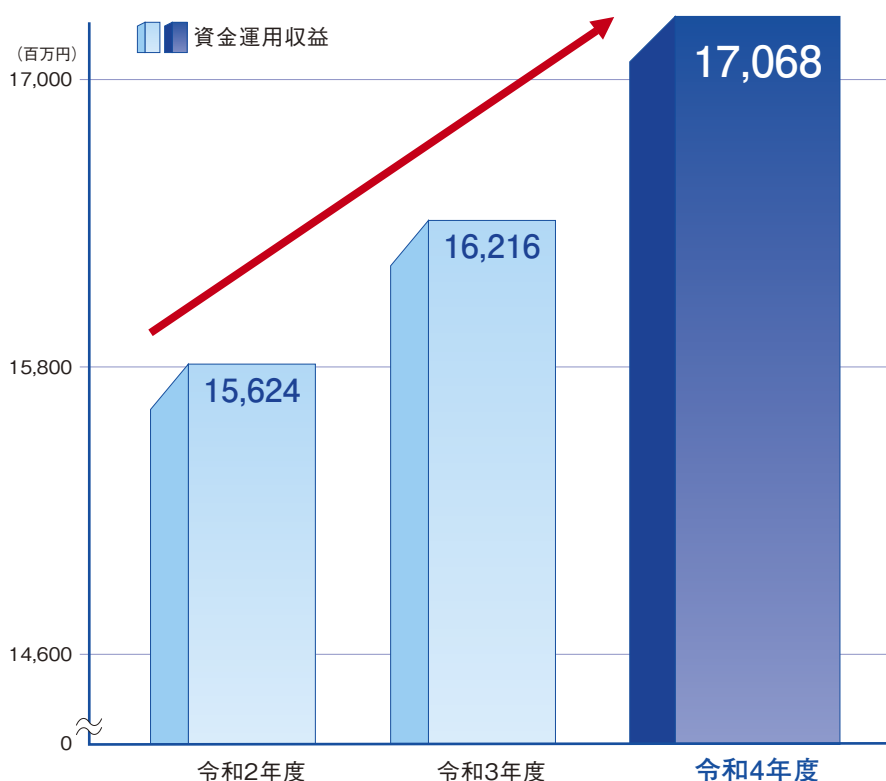


資金運用収益は20期連続の増収

貸出金の増加による貸出金利息の増収を主因とし、資金運用収益は前期比8億52百万円増加し170億68百万円となりました。

資金運用収益は預金等により調達した資金の運用から得られる収益を示すものです。

資金運用収益＝
貸出金利息＋預け金利息＋
有価証券利息配当金＋
その他の受入利息

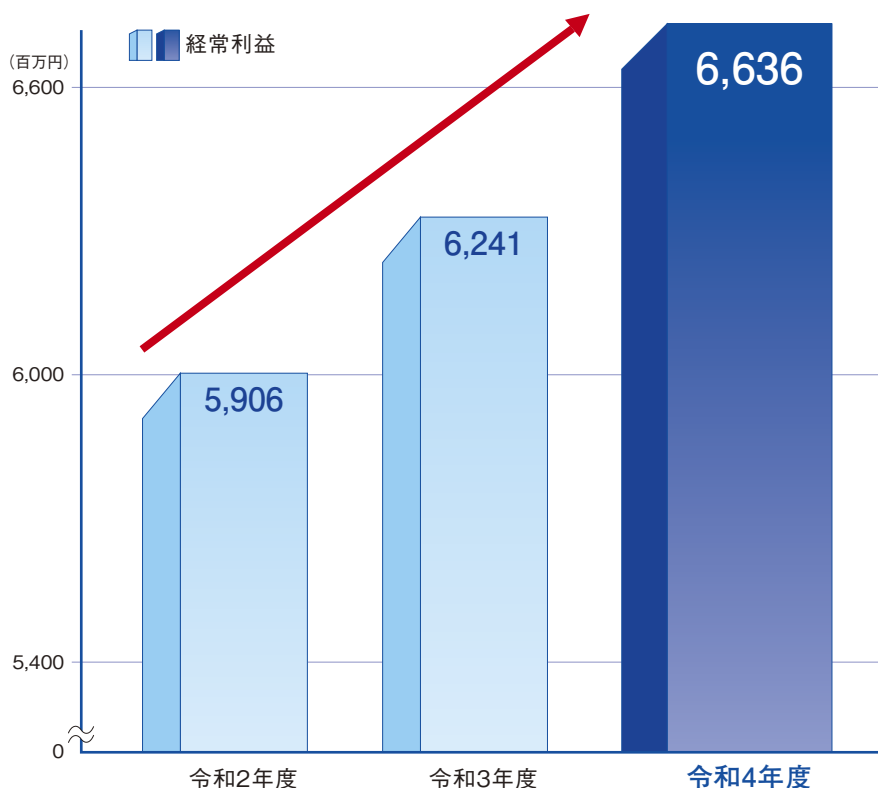


令和4年度決算の概況(その2)

経常利益は過去最高を更新

貸出金利息を中心とした資金運用収益の増加と資金調達費用の減少などにより、経常利益は前期比3億95百万円増加し66億36百万円となり過去最高を更新しました。

経常利益 =
経常収益 - 経常費用

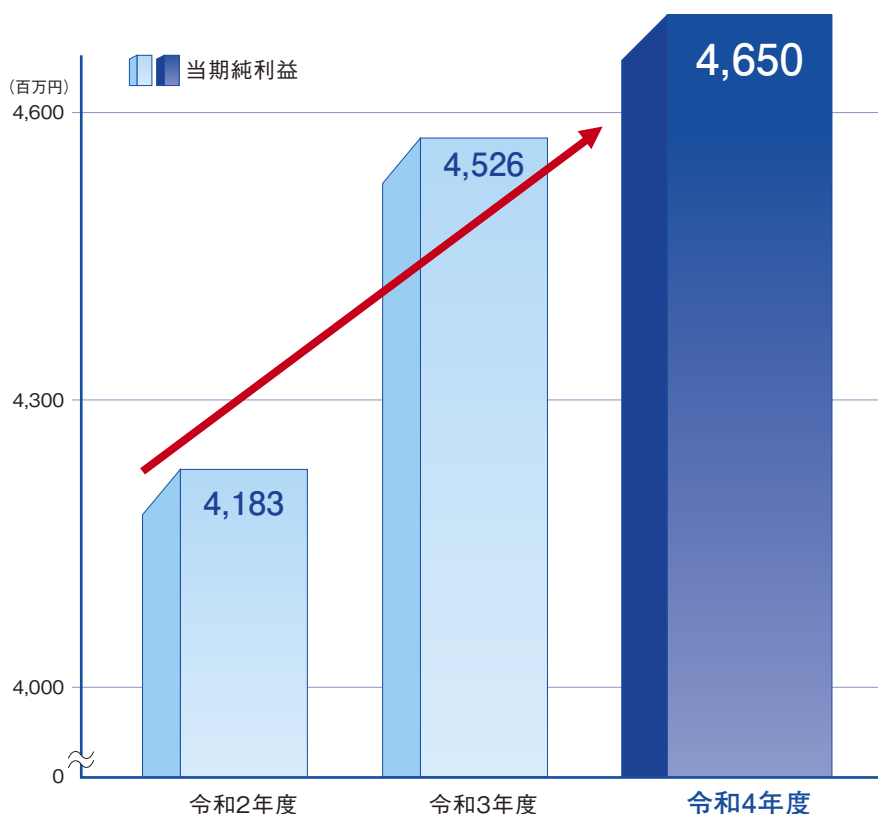


当期純利益は過去最高を更新

お客様の資金ニーズに積極的にお応えしたことで、貸出金が大幅に増加し、貸出金利息が着実に増収となりました。

本業特化のブレない経営を継続し、外部環境に影響されない強固な収益基盤を構築したことで、収益は每期着実に増加しています。その結果、当期純利益は前期比1億24百万円増加し46億50百万円となり過去最高を更新しました。

当期純利益 =
税引前当期純利益 - 法人税、住民税及び
事業税 - 法人税等調整額



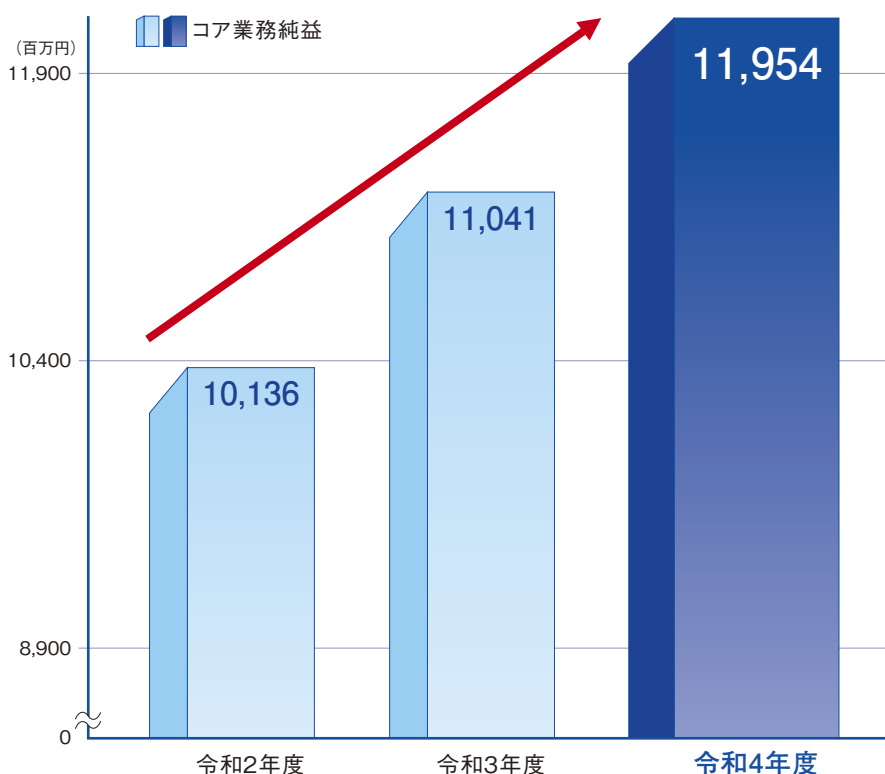
コア業務純益は過去最高を更新

金融機関の本来業務による利益を示すコア業務純益は、前期比9億13百万円増加し119億54百万円となり過去最高を更新しました。収益性を示す総資産利益率(ROA)は1.15%と高い収益力を維持しています。

コア業務純益 =
業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
- 国債等債券損益

ROA(総資産利益率)

“ROA = コア業務純益 ÷ 総資産”という算式で求められる金融機関経営の収益性の指標で、この比率は高いほど良いとされています。

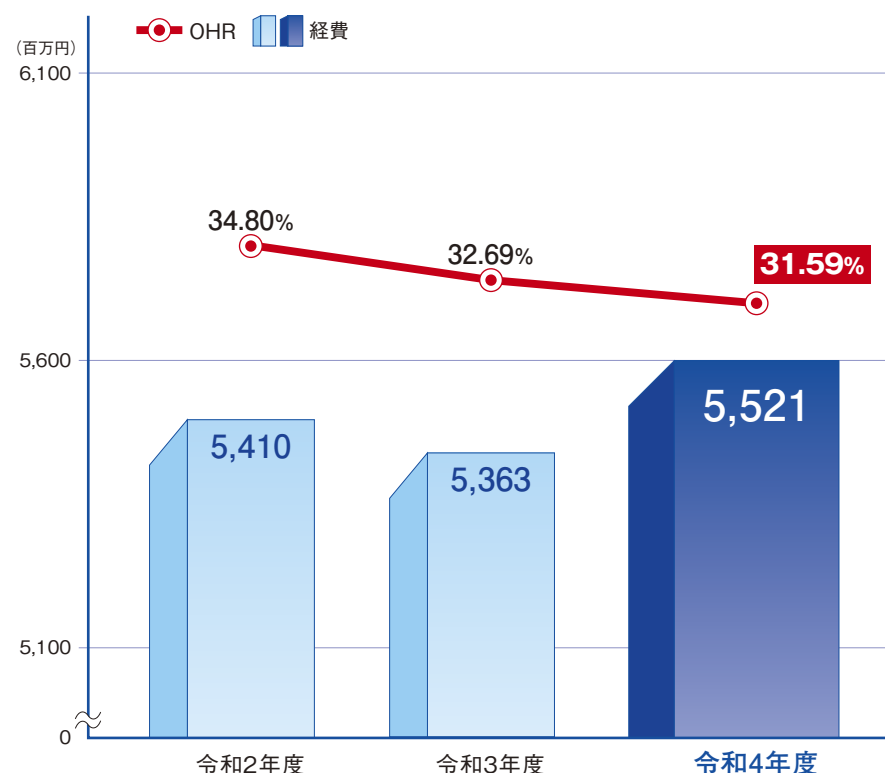


経費率は高い効率性を維持

人件費、物件費の上昇などにより、経費は前期比1億58百万円増加し55億21百万円となりました。経費率(OHR)は31.59%と高い効率性を維持しています。

OHR(経費率)

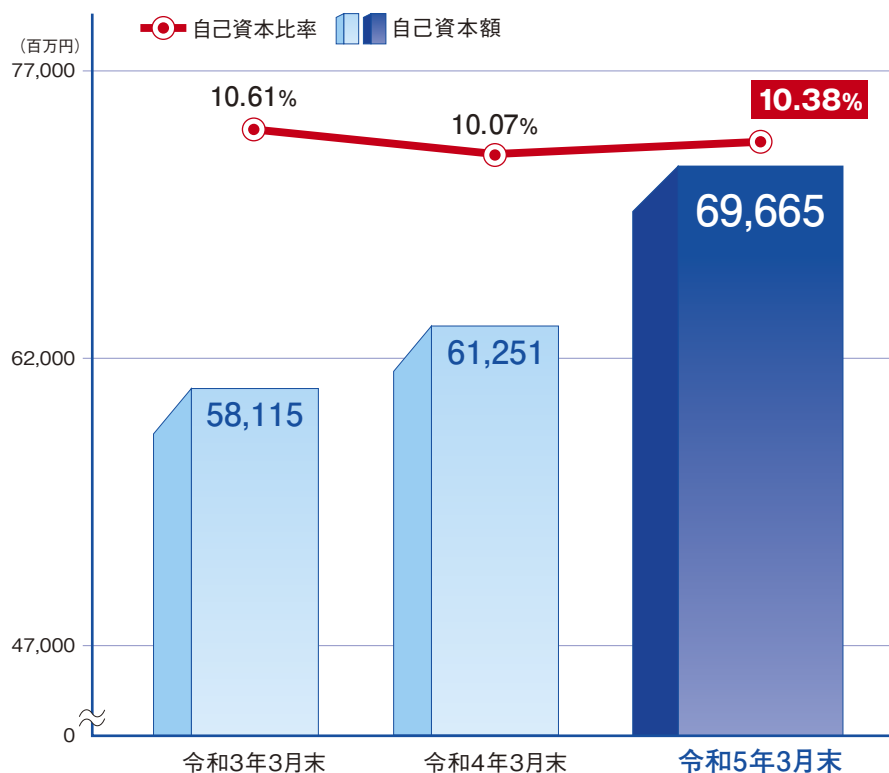
“OHR = 経費 ÷ 粗利益”という算式で求められ、経費が業務粗利益に占める割合を示す指標です。この比率は低いほど効率が良いとされています。経費は損益計算書に計上している経費のうちの業務費用を記載しています。



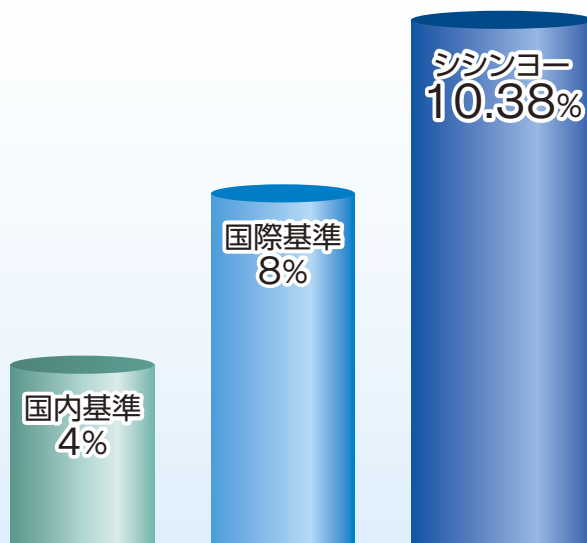
令和4年度決算の概況(その3)

自己資本比率は高い健全性を確保

高い収益性を背景として内部留保を毎年積み上げ、出資金など安定した自己資本の充実をはかった結果、自己資本額は、前期比84億14百万円増加し696億65百万円となりました。
自己資本比率は10.38%と高い健全性を持続しています。



自己資本比率の見方



自己資本比率は、貸出金や有価証券等のリスク資産(リスク・アセット等)に対する出資金や利益剰余金等の自己資本の占める割合を示す比率で、金融機関の健全性・安全性を計る重要な指標です。

国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準維持が求められていますが、当組合は国際統一基準である8%をも大幅に上回る十分な水準となっています。

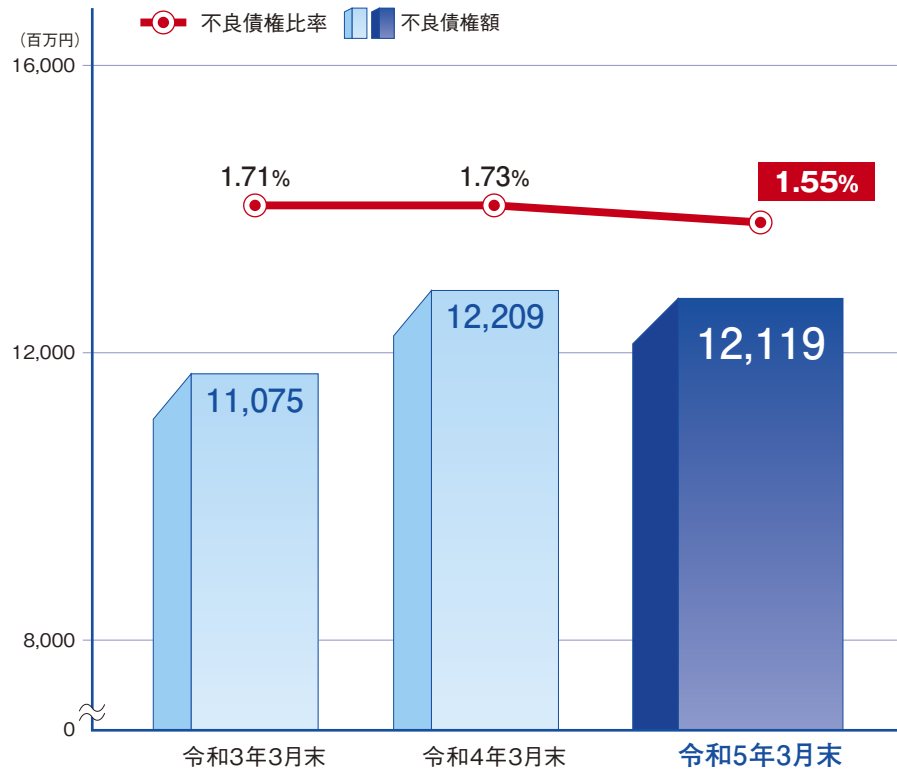
● 自己資本比率の算式

$$\frac{\text{自己資本額}}{\text{リスク・アセット等}} \geq 4\%$$

不良債権比率は極めて低い水準で推移

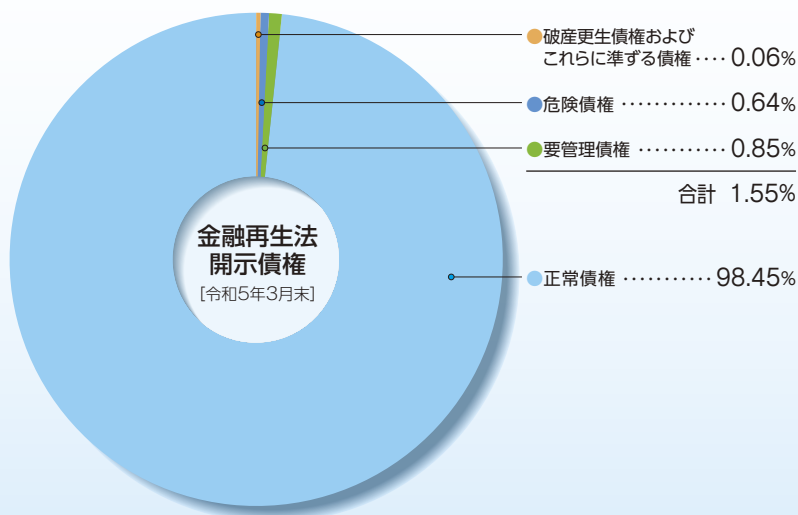
資産の健全性を一層推し進めるため、不良債権のオフバランスと将来を見据えた引当を実施した結果、不良債権額は121億19百万円となりました。

金融再生法開示債権に基づく不良債権比率は1.55%となり、全国の金融機関のなかでも極めて低い水準で推移しています。



金融再生法開示債権構成比

開示債権合計
780,962百万円



当組合は部分直接償却を実施していません。

部分直接償却とは、資産の自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等により回収が可能と認められる額を控除した残高を回収不能見込額として、債権額から直接償却することです。

財務諸表(その1)

貸借対照表

資産の部

(単位:千円)

科 目	第70期 (令和4年3月31日現在)	第71期 (令和5年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	2,434,266	3,109,972
預 け 金	248,500,510	148,341,538
有 価 証 券	66,343,609	66,651,537
国 債	7,518,969	7,394,613
社 債	51,871,626	51,499,845
株 式	6,707,112	7,483,177
その他の証券	245,900	273,900
貸 出 金	704,370,578	779,896,377
割 引 手 形	1,216,626	1,179,724
手 形 貸 付	62,588,622	85,271,516
証 書 貸 付	627,006,283	674,949,958
当 座 貸 越	13,559,046	18,495,178
そ の 他 資 産	3,610,698	3,513,253
未 決 済 為 替 貸	46,512	59,143
全信組連出資金	2,416,300	2,416,300
前 払 費 用	30,870	30,577
未 収 収 益	837,825	747,855
その他の資産	279,189	259,377
有 形 固 定 資 産	8,836,657	9,705,539
建 物	2,672,904	2,836,981
土 地	5,707,086	6,356,861
建 設 仮 勘 定	3,246	3,058
その他の有形固定資産	453,420	508,637
無 形 固 定 資 産	103,100	155,026
ソフトウェア	84,053	135,979
その他の無形固定資産	19,046	19,046
前 払 年 金 費 用	62,493	1,985
繰 延 税 金 資 産	1,850,414	1,154,398
債 務 保 証 見 返	723,832	676,139
貸 倒 引 当 金	△9,771,397	△8,425,461
(うち個別貸倒引当金)	(△4,945,442)	(△2,951,767)
資 産 の 部 合 計	1,027,064,763	1,004,780,306

負債及び純資産の部

(単位:千円)

科 目	第70期 (令和4年3月31日現在)	第71期 (令和5年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	802,757,863	841,643,555
当 座 預 金	9,358,823	10,956,765
普 通 預 金	171,824,741	184,155,594
貯 蓄 預 金	366,347	357,076
通 知 預 金	310,572	454,254
定 期 預 金	581,691,355	605,851,497
定 期 積 金	26,168,277	27,302,633
その他の預金	13,037,746	12,565,733
譲 渡 性 預 金	1,000,000	5,000,000
借 用 金	157,500,000	84,500,000
当 座 借 越	157,500,000	84,500,000
そ の 他 負 債	4,032,089	3,732,357
未 決 済 為 替 借	76,012	94,172
未 払 費 用	514,868	603,980
給 付 補 填 備 金	7,060	5,339
未 払 法 人 税 等	2,053,126	1,443,022
前 受 収 益	771,795	962,432
払 戻 未 済 金	172,117	145,004
職 員 預 り 金	231,679	245,853
資 産 除 去 債 務	68,521	59,521
そ の 他 の 負 債	136,908	173,030
賞 与 引 当 金	240,058	214,164
役 員 賞 与 引 当 金	50,100	52,900
退 職 給 付 引 当 金	203,045	161,473
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	288,215	290,654
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5,000	3,000
偶 発 損 失 引 当 金	75,272	101,027
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	847,391	804,167
債 務 保 証	723,832	676,139
負 債 の 部 合 計	967,722,868	937,179,438
(純資産の部)		
出 資 金	19,631,720	23,424,455
普 通 出 資 金	19,631,720	23,424,455
資 本 剰 余 金	83,052	83,052
資 本 準 備 金	83,052	83,052
利 益 剰 余 金	37,165,862	41,340,784
利 益 準 備 金	19,730,000	19,730,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,435,862	21,610,784
特 別 積 立 金	12,900,000	16,800,000
(経営基盤強化積立金)	(10,000,000)	(10,000,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,535,862	4,810,784
組 合 員 勘 定 合 計	56,880,634	64,848,292
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	487,893	892,028
土 地 再 評 価 差 額 金	1,973,367	1,860,547
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,461,260	2,752,576
純 資 産 の 部 合 計	59,341,895	67,600,868
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,027,064,763	1,004,780,306

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第70期	第71期
	(令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
経常収益	17,679,235	18,699,281
資金運用収益	16,216,166	17,068,509
貸出金利息	15,113,469	15,974,409
預け金利息	358,440	252,033
有価証券利息配当金	515,959	616,218
その他の受入利息	228,296	225,847
役員取引等収益	1,409,728	1,601,660
受入為替手数料	158,221	156,708
その他の役員収益	1,251,507	1,444,952
その他業務収益	52,905	27,666
その他の業務収益	52,905	27,666
その他経常収益	435	1,445
償却債権取立益	-	235
その他の経常収益	435	1,210
経常費用	11,437,659	12,063,056
資金調達費用	791,733	766,230
預金利息	785,231	756,375
給付補填備金繰入額	4,597	3,772
譲渡性預金利息	732	4,847
その他の支払利息	1,171	1,234
役員取引等費用	482,075	454,640
支払為替手数料	95,418	85,119
その他の役員費用	386,657	369,521
その他業務費用	176	921
その他の業務費用	176	921
経費	5,466,839	5,670,111
人件費	2,692,458	2,812,947
物件費	2,456,710	2,549,565
税金	317,670	307,598

(単位:千円)

科 目	第70期	第71期
	(令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
その他経常費用	4,696,834	5,171,153
貸倒引当金繰入額	2,738,108	1,365,039
貸出金償却	6,756	328
その他資産償却	14,637	30,307
その他の経常費用	1,937,331	3,775,478
経常利益	6,241,576	6,636,225
特別利益	-	27,966
固定資産処分益	-	27,966
特別損失	2,618	13,260
固定資産処分損	2,618	4,531
その他の特別損失	-	8,729
税引前当期純利益	6,238,958	6,650,930
法人税、住民税及び事業税	2,101,959	1,502,054
法人税等調整額	△389,236	497,956
法人税等合計	1,712,722	2,000,011
当期純利益	4,526,235	4,650,919
繰越金(当期首残高)	9,626	47,045
土地再評価差額金取崩額	-	112,819
当期末処分剰余金	4,535,862	4,810,784

- (注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.その他の経常費用には、債権売却損3,642,774千円が含まれております。
- 3.出資1口当たりの当期純利益 103円92銭
- 4.収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。
- 顧客との契約から生じる収益の主なものには役員取引等収益やその他の業務収益に基づく受取手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、金融機関間手数料を含む)であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。役員取引等収益のうち、貸金庫やインターネットバンキングに係る利用料等など、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	第70期	第71期
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
当期末処分剰余金	4,535,862	4,810,784
利益準備金	-	3,690,000
特別積立金	3,900,000	400,000
出資に対する配当金	588,816	662,707
	年3%	年3%
計	4,488,816	4,752,707
繰越金(当期末残高)	47,045	58,076

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表の注記

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日および平成13年3月31日(旧広島第一信用組合分)

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,494百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	4,158百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,590 百万円

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率に基づき引当てしております。破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての債権は、予め定めている資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌期から損益処理しております。過去勤務費用については、その発生年度における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(8年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

当組合は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職一時金制度および企業年金基金(旧厚生年金基金)制度を設けております。そのうち、企業年金基金(旧厚生年金基金)制度については複数の信用組合により設立された全国信用組合厚生年金基金に加入していましたが、令和3年3月1日付をもって、全国信用組合厚生年金基金は確定給付企業年金制度に移行しました。

なお、当組合は、全国信用組合厚生年金基金から確定給付企業年金制度への移行に伴い、複数の信用組合により設立された全国信用組合企業年金制度を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自令和3年4月分 至令和4年3月分) 1.394%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金33百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 収益の計上方法について、当組合の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

15. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16. 重要な会計上の見積り

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	△ 8,425,461千円
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,951,767千円)

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金を見積もるための算出方法および主要な仮定は、(注)6.に記載の通りであります。

現状の貸倒引当金計上額は、融資先の経営状況および資金繰りの状況等の情報に基づいて、最善の見積りを行っていると考えております。また、新型コロナウイルスの感染症は収束に向かっており、感染症の発生から間もない時期と比べて、企業の業績に与える影響の程度は相対的に低くなりつつありますが、一方で長期化するロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の上昇、原材料価格の高騰等は、コロナ禍によるダメージが色濃く残る企業の業績に影響を及ぼしており、貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定を置き貸倒引当金の見積りを行っております。

しかし、予期せざる事由によって、融資先の経営状況の悪化、担保価値の下落、貸倒損失の予想以上の発生等により、貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合には、翌期の計算書類において貸倒引当金が不十分となり貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる可能性があります。

(2)繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,154,398千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額やタックス・プランニング、期末における将来減算一時差異のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消される時に課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率により算定しております。

将来の課税所得見込額については、過去の業績や近い将来、経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案した結果、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでおりますが、課税所得が生じる時期および金額は、その時の業績や将来の不確実な経済条件の変動、タックス・プランニングによって影響を受ける可能性があり、業績の悪化等により企業の分類が変更となった場合は、翌期の計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

17. 会計方針の変更

時価算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、計算書類への影響はありません。

18. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行い、また、定期的に常勤理事会等を開催し審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する規定および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMIに関する方針に基づき、常勤理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会等に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、常勤理事会等の監督の下、市場リスク管理規程に従い行っております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式は、政策投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、常勤理事会等において定期的に報告しております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

財務諸表(その3)

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、譲渡性預金につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	148,341 百万円	148,488 百万円	146 百万円
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	58,894	57,286	△1,608
その他有価証券	7,504	7,504	-
(3)貸出金(*1)	779,896		
貸倒引当金(*2)	△8,425		
	771,470	812,881	41,411
金融資産計	986,211	1,026,160	39,949
(1)預金積金(*1)	841,643	842,224	581
(2)借入金(*1)	84,500	84,500	0
金融負債計	926,143	926,725	581

(*1)預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式、その他の証券は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外の債権については貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	252 百万円
組合出資金(*2)	2,519
合 計	2,772

(*1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)預け金(*1)	85,341 百万円	63,000 百万円	-	-
(2)有価証券				
満期保有目的の債券	1,021	8,043	33,911	15,917
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
(3)貸出金(*2)	252,690	396,271	101,046	29,886
合計	339,052	467,314	134,957	45,803

(*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2)期間の定めのない貸出金は「1年以内」に含めております。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)預金積金(*3)	812,754 百万円	28,889 百万円	-	-
(2)借入金	84,500	-	-	-
合計	897,254	28,889	-	-

(*3)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に定めています。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下24.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	6,121 百万円	6,672 百万円	551 百万円
社 債	704	706	2
小 計	6,825	7,379	553

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	1,273 百万円	1,227 百万円	△45 百万円
社 債	50,795	48,679	△2,116
小 計	52,069	49,907	△2,161
合 計	58,894	57,286	△1,608

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)子会社・子法人等株式および関連法人等株式はありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	6,059 百万円	4,462 百万円	1,597 百万円
そ の 他	273	245	28
小 計	6,333	4,707	1,625

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	1,170 百万円	1,562 百万円	△392 百万円
合 計	7,504	6,270	1,233

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
22. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,021 百万円	8,043 百万円	33,911 百万円	15,917 百万円
国 債	120	200	1,731	5,342
社 債	901	7,843	32,180	10,574
合 計	1,021	8,043	33,911	15,917

24. 減損処理した有価証券はありません。
25. 金銭の信託の取扱いはありません。
26. 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
27. 消費貸借契約等により貸付けている有価証券はありません。
28. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	508 百万円
危険債権額	4,977
三月以上延滞債権額	147
貸付条件緩和債権額	6,486
合計額	12,119

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,179百万円であります。

30. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、46,544百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが46,544百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 有形固定資産の減価償却累計額 6,244 百万円
32. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,478 百万円
33. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両等についてリース契約により使用しています。
34. 繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,663 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	44
賞与引当金	59
減価償却超過額	16
未払事業税	92
その他	284
繰延税金資産小計	2,161
評価性引当額	△657
繰延税金資産合計	1,504
繰延税金負債	
資産除去債務費用	8
有価証券評価差額金	341
繰延税金負債合計	349
繰延税金資産の純額	1,154

35. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|------------|
| 担保に提供している資産 | 預け金 | 85,500 百万円 |
| | 有価証券 | 0 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 84,500 |

上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 17,305百万円を担保として提供しております。

36. 出資1口当たりの純資産額 1,442円95銭

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	16,336	16,574	16,923	17,679	18,699
業務純益	9,737	10,126	10,340	11,534	11,307
コア業務純益	9,485	9,652	10,136	11,041	11,954
経常利益	5,434	5,832	5,906	6,241	6,636
当期純利益	3,703	4,009	4,183	4,526	4,650
預金積金残高	645,430	664,687	744,639	802,757	841,643
貸出金残高	562,431	585,595	647,842	704,370	779,896
有価証券残高	10,235	13,539	45,527	66,343	66,651
総資産額	931,419	982,691	1,021,041	1,027,064	1,004,780
純資産額	48,290	51,335	55,537	59,341	67,600
自己資本比率(単体)	10.24%	10.34%	10.61%	10.07%	10.38%
出資総額	20,011	19,876	19,794	19,631	23,424
出資総口数	40,022千口	39,752千口	39,589千口	39,263千口	46,848千口
出資に対する配当金	587	595	593	588	662
職員数	376人	400人	395人	358人	359人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.職員数は、役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

■ 会計監査人による監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である暁和監査法人の監査を受けております。

■ 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月12日

広島市信用組合 理事長 山本明弘

地域密着型金融の取り組み(その1)

当組合はお客さまとのフェイス・トゥ・フェイスを重視し、財務諸表等に表れない経営者の人柄、技術力、販売力等、中小零細企業の経営実態把握に努めています。こうした活動を通じ、本部と営業店が一体となってお客さまの経営支援に取り組んでいます。



■ 経営支援

コンサルティング機能の発揮が求められる中、定期的かつ継続した訪問活動を通じてお取引先の経営実態を把握し、経営課題等の相談に親身になって対応しています。また、「経営革新等支援機関」(認定支援機関)として、中小企業診断士の指導の下でお取引先の経営改善計画書の作成支援に取り組むとともに、広島県中小企業活性化協議会や他の経営革新等支援機関(税理士、経営コンサルタント等)といった外部専門家機関とも連携して、事業再生に取り組んでいます。

■ 外部機関等との連携

広島県内のベンチャー起業家の育成と地域経済の健全な発展に寄与する「公益財団法人ひろしまベンチャー育成基金」に役員と審査員を派遣し、助成事業・交流事業・啓発事業に参画しています。また、「ひろしま中小企業支援ネット」「地域建設産業活性化支援事業」「地域プラットフォーム」に加盟。さらに「経営革新等支援機関」の認定を取得し、「広島県中小企業活性化協議会」や「広島県よろず支援拠点」、税理士や経営コンサルタントといった他の経営革新等支援機関との連携をはかっています。また、一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会に加入し、創業・新分野進出企業の支援強化をはかるとともに、日本政策金融公庫、TKC中国会とも覚書を交わすなど経営改善サポートの強化に努めています。

■ 目利き能力の向上・人材育成

当組合は中小零細企業の技術力や販売力、また将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材の育成に積極的に取り組んでいます。その一環として、中国ブロック信用組合協議会等主催の研修に計画的に職員を参加させています。

また、毎月1回の融資勉強会や各種の勉強会を設け、職員のスキルアップをはかっています。

- 融資査定診断士育成研修
- 企業支援ランクアップ研修
- 渉外・融資推進研修
- 目利き・事業性評価研修
- 企業再生支援研修 など



地域密着型金融の取り組み(その2)

顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローンの提供

担保・保証に過度に依存しない融資商品である「スーパービジネスローン」「ゆとりカードローン」「ドリームローン」「地域創生支援ローン」「ビジネスカードローン」、創業・新事業を支援する「創業支援ローン」、中小企業金融円滑化法終了後の事業活性化を支援する「事業活性化支援ローン」などを取り扱っています。

また、新事業の支援として「太陽光発電関連融資」「アグリ・農林事業者向け融資」「高齢者向け賃貸住宅・介護(医療)設備資金融資」を取扱い、さらに、ABL(動産・売掛金担保融資)の活用を行っています。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、当組合は事業資金や住宅ローンをご利用いただいているお客さまからの貸付条件の見直しや資金需要のご要望に、引き続ききめ細やかに対応しています。

また、金融機関としてコンサルティング機能を一層発揮できるよう定期的かつ継続した訪問等により、お客さまとの親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。こうした活動を通じてお客さまの経営実態を把握し、経営課題等に親身になってお応えできるよう取り組んでいます。ビジネスマッチングでは「しんくみ食のビジネスマッチング展」(東京都)「しんくみビジネスマッチング」(岡山県)などを提案し、出会いと商談の機会を提供しています。今後もフェイス・トゥ・フェイスを重視し、コンサルティング機能の発揮と、タイムリーな資金供給により、地域の活性化に取り組めます。



新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を踏まえた取り組み状況

新型コロナウイルスが感染法上の5類に移行(令和5年5月)しましたが、影響が収束したわけではなく、ローンの返済が本格化する局面を迎えています。また、物価高、原材料費の高騰に歯止めが利かない状況を踏まえ、既存融資の貸付条件の変更等にきめ細かく対応しています。また、影響を受ける事業者の資金繰りを最大限支援できるよう、新たな融資についても積極的に取り組んでおり、広島県信用保証協会の制度融資や各種のローン商品を提案しています。

信用保証付融資残高の推移

(単位:百万円)

	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末
信用保証協会の保証残高	31,349	93,086	100,393	105,201
毎期の増減	4,909	61,737	7,307	4,808

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

■ 経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、「経営者保証への対応方針」を定めるとともに、お客さまからの相談には真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。そして、経営者保証を徴求する際には、どのような改善をはかれば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明して記録し、経営改善支援を行っています。

■ 具体的な取り組み

借入の申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の可否を検討しています。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
- ・法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・法人から適時・適切に財務情報が提供されていること など

また、既存の保証契約の見直しの申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

■ 取り組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	116件	157件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.28%	1.53%
保証契約を解除した件数	43件	28件

※「経営者保証への対応方針」は52ページに掲載しています。

■ 事業性評価の取り組み

金融機関には、財務データや担保・保証に過度に依存することなく、企業の事業内容や成長の可能性などを適切に評価（事業性評価）し、融資や経営サポートを行うことで、企業や産業を支援していくことが求められています。

当組合では従来より、財務データに表れない経営者の人柄、技術力や成長性等の企業の経営実態把握に努めてきましたが、地域密着型金融の実効性をさらに高めるため、「事業性評価シート」などを活用した取り組みを行なっています。

■ 具体的な取り組み

・事業性評価シート

「事業性評価シート」を作成し、企業の経営資質、事業内容、業界動向、ビジネスモデル、SWOT分析、将来性・成長性等を具体的に分析することで、事業性評価のレベルアップをはかっています。

・営業店ヒアリング

定期的に営業店ヒアリングを実施することで、「事業性評価シート」に基づく分析内容の精度向上をはかるとともに、企業の経営実態把握の重要性を指導しています。

・事業性評価研修

中国ブロック信用組合協議会が主催する「目利き・事業性評価研修」や関連研修に職員を毎年参加させ、目利き力の養成、事業性評価の具体的な進め方、成長支援の方法などを実践に活かしています。

地域を応援する取り組み(その1)

■海田支店新築移転オープンの活動

令和5年7月10日(月)の海田支店新築移転オープンに向け、全役職員によるローラー活動を実施するなどの準備を着々と進めています。新店舗は現海田支店より道路を北上した徒歩3分の場所に位置します。本店ビル外観と合わせた建物は2階建て、敷地の前側に駐車スペースを設け、全自動貸金庫を新設し、ATMは3台設置します。現店舗と比較すると格段に利便性が向上し、安心してご来店いただけます。海田支店を皮切りに11月に五日市支店、来年に府中支店、薬研堀支店、それ以後も鷹の橋支店、南支店、古江支店とオープンラッシュが続きます。こうした店舗リニューアルを機に、より一層地域に貢献していきます。



■己斐支店の新築移転オープン1周年

己斐支店が令和5年6月20日(火)、1周年を迎えました。本店ビルに合わせたカーテンウォールの外観と17台分の広い駐車場は入りやすいと好評で、オープン後も店頭はにぎわっています。周年を機にさらなる地域密着をはかるため、1周年の看板を掲げ、僚店の応援を加えてローラー活動を行いました。訪問を懐かしがっていただけの再会やあの時は出来なかったが、今回は話をしようといった出会いもあり、当日は多くのお客さまに来店いただき、オープンを思わせる大盛況となりました。これから毎期2店舗の新築移転オープンが始まります。これらの移転オープンを基盤再構築の好機と捉え、地域に役立つ金融サービスの提供に努めてまいります。

おかげさまで1周年。
広島市信用組合 己斐支店は6月20日にオープン1周年を迎えます。
安心の重要
いかに
どうぞ、お気軽に
ご来店ください。
※3ヶ月もらった
ハッピードリーム
※1万円
14,858円 426,700円
※100%
※3,000円
※300円



■ 広支店の開店4周年

広支店が令和4年11月12日(土)、4周年を迎えました。14日(月)は開店前からシャッターが上がるのを楽しみに待たれるお客さまで行列ができ、13台分の駐車スペースは常時満車状態となり、対応に追われました。今回も僚店の職員によるローラー活動を展開したことにより、当日は1,162名のお客さまにご来店いただき、4年前のオープンを思い起こさせる盛況ぶりで、呉地区での認知度の高さを目の当たりにした周年記念日でした。そして、記念粗品「北広島町産 新米 こしひかり」は今回も大好評でした。今後も呉地区のお客さまに寄り添い、地域に密着した営業を実践していきます。



■ 駅前支店の新築オープン2周年

駅前支店が令和4年11月24日(木)、2周年を迎えました。当日は、622名のお客さまにご来店いただき、1階の駐車スペースは常時満車状態。近隣の臨時駐車場を確保して対応するなど、2年前のオープンを思わせる大盛況で、今回も記念粗品「北広島町産 新米 こしひかり」は大好評でした。当組合の開店運動・周年運動は全役職員が参加して、店周地区での広報と取引先への深耕をはかり、営業基盤をより強固にしています。これからも新築オープンや周年を契機に、さらに地域金融機関としての存在感を高めていきます。



地域を応援する取り組み(その2)

■ 創立70周年記念事業の取り組み

当組合は創業以来「地元のお金は地元で活かす」をモットーに、地域経済の発展に貢献するため本業特化の経営に一貫して取り組み、令和4年5月17日に創立70周年を迎えました。お客さまをはじめ地域の皆さまに対し、これまでの感謝の気持ちを込めて、「個人ローンの優遇金利適用」、「女性職員の制服リニューアル」「70年史刊行」など様々な記念事業を実施しました。

■ につぼん丸で航く上五島クルーズ

令和4年10月13日(木)から15日(土)にかけて、豪華客船による上質の洋上休日を楽しんでいただきました。上五島では、大自然にふれながら歴史的建造物を訪問。思い出に残る3日間を満喫していただきました。



■ 年金受給者への新米贈呈

令和4年11月より全年金受給者を対象に記念品を贈呈。面談を通して感謝の気持ちを伝えようと、新米こしひかりをお届けしました。遠方等の理由で直接お渡しできない方には記念のQUOカードを郵送しました。



■ 「たけはらふるさと商品券」の換金業務の取扱い

令和5年1月より竹原商工会議所が事業主体となって実施した「たけはらふるさと商品券」のプレゼント企画に協力し、竹原支店と荘野支店で換金業務を行いました。この企画はマイナンバーカードの取得率が低い若年層への取得促進事業と、コロナ禍により影響を受けている事業者を支援する竹原市宿泊キャンペーン事業を具体的に展開したものです。今後とも、このような地域活性化に関わる事業に積極的に協力していきます。



■ スポンサーゲーム開催

声を出して熱い応援ができるようになったマツダ スタジアムにて、11回目となるスポンサーゲームを令和5年5月28日(日)に開催しました。このイベントは地域を応援する取り組みとして行っており、役職員とその家族などが集って観戦しました。試合は、女性職員2名による花束贈呈、山本理事長の始球式でプレイボール。初回到菊池選手の先頭打者本塁打で先制し、5回に待望の追加点を上げ、カープが同一カードで3連勝しました。以前のように参加者が一丸となって、カープの応援ができる喜びを実感できた一日でした。



■ ビジネスマッチングに参加

当組合では、地方創生・顧客支援の一環として、取引先企業の製品やサービスの販路拡大、取引先開拓を支援するビジネスマッチングをお客さまにご案内し、参加しています。令和4年度は、11月9日(水)、笠岡総合体育館(岡山県笠岡市)で「第7回しんくみビジネスマッチング」(岡山県信用組合協会主催)が開催され、出展企業90社、相談機関2機関、バイヤー企業17社が参加しました。取引先企業に同行した当組合の支店長は、「午前中に見学されていた方が、午後ブースに入られて質問をされていました」と、商談の場に出向く重要性を再認識しています。そのほか、Web商談会の「しんくみ食のビジネスマッチング展」などを提案し、出会いと商談の機会を提供しています。これからもビジネスチャンスの場を作り出し、販路拡大を応援していきます。



地域を応援する取り組み (その3)

■懸賞金付き定期預金「ハッピードリーム定期」

最高100万円が当たる懸賞金付き定期預金は、平成20年6月の第1回募集からご好評をいただき、令和5年6月から第31回の募集を始めています。注目を集める懸賞金総額は、1億4,858万円、当せん本数は426,700本。そして、当せん確率は50.2%と、多くのお客さまに楽しんでいただける懸賞内容となっています。



■第31回ハッピードリーム定期の懸賞内容

ポイント	1口1,000万円でお預け入れいただくとジョイフル賞25本、600万円では同賞15本、200万円では同賞5本が当せんとなります。さらに、 <u>ドリーム大賞、組違い賞との重複当せん</u> も期待できます。		
抽せん権	20万円ごとに1本の懸賞金抽せん権を付け、定期預金証書に組・番号を記載します。		
懸賞金の内訳 1ロット 100億円 (1ユニット) (20億円×5)	等賞と懸賞金	当せん本数 (1ロット当たり)	抽せん方法
	ドリーム大賞 50,000円	20本	1ロット50,000本から1つの当せん組と当せん番号を決め、昇順に20本連続した番号が全て懸賞金5万円の当せんとなります。 20本連続で当せんされた場合、1本5万円×20本で最高100万円が当たります。
	組違い賞 3,000円	80本	ドリーム大賞の当せん番号が組違いとなった場合、組違い賞の当せんとなります。
	ジョイフル賞 300円	25,000本	各組共通下1桁で5回抽せんし、ドリーム大賞および組違い賞と重複した場合は重複当せんとはします。

1年前に募集した第29回ハッピードリーム定期の抽せんは、令和5年4月4日(火)に行い、当せん番号は店頭でデジタルサイネージに掲示するとともに、「懸賞金当せんのお知らせ」を郵送しています。当せん口座数は、約53,000口です。これは第29回にお預入いただいた総口座数の約96%に相当します。



■キャッシュコーナーの充実

お客さまの利便性を高めるため、商業施設、公共施設への新設を進め、店舗外キャッシュコーナーの充実に努めています。令和4年12月22日(木)には広島市民病院(広島市中区)にキャッシュコーナーを新設しました。市民病院は、市民の皆さまに親しまれている医療機関なので、多くの方の利便性が向上します。これからも、多くの方が行き交う場所にキャッシュコーナーを設置することで、より便利にご利用いただけるよう、地域に密着したサービスを提供していきます。



Webで簡単 個人ローンの取扱い

パソコンやスマートフォンからスピーディーに申込みいただけるローンは、その手軽さが好評で多くの方にご利用いただいています。お申込みは24時間受付で、融資利率は保証審査により決定します。これからもWeb対応商品を順次拡大していきます。

<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>



フリーローン「ベストフィット」

ご利用いただける方	当組合の営業区域内に居住または勤務され、申込時の年齢が満20歳以上かつ完済時満81歳未満の方で安定・継続した収入が見込める方(主婦、パート、アルバイトの方も利用可能)
お 使 い み ち	ご自由です。(事業性資金も含みます)
融 資 金 額	最高1,000万円(事業性資金は最高500万円。主婦、パート、アルバイトの方は最高30万円)
融 資 期 間	最長10年間
融 資 利 率	保証審査により年3.0%、年4.0%、年5.0%、年8.0%、年12.0%のいずれかで決定
返 済 方 法	証書貸付の元利均等返済(ボーナス併用返済可)

“オールラウンド”ローン「オートローン専用」

ご利用いただける方	当組合の営業区域内に居住または勤務され、申込時の年齢が満18歳以上かつ完済時満76歳未満の方で安定・継続した収入が見込める方
お 使 い み ち	車両の購入、運転免許取得、マイカー購入資金の借換など(事業用・営業用車両を除く)
融 資 金 額	最高1,000万円
融 資 期 間	最長10年間
融 資 利 率	保証審査により年1.65%、年2.0%、年2.6%のいずれかで決定
返 済 方 法	証書貸付の元利均等返済(ボーナス併用返済可)

“オールラウンド”ローン「教育ローン専用」

ご利用いただける方	当組合の営業区域内に居住または勤務され、申込時の年齢が満18歳以上かつ完済時満76歳未満の方で安定・継続した収入が見込める方で、本人または子弟が対象校に在学または入学を予定する方
お 使 い み ち	受験費用、入学費用、在学費用、教育資金借換など
融 資 金 額	最高1,000万円 受験費用は最高100万円
融 資 期 間	最長15年間(元金据置期間を含む)
融 資 利 率	保証審査により年1.65%、年2.0%、年2.6%のいずれかで決定
返 済 方 法	証書貸付の元利均等返済(ボーナス併用返済可)

※いずれも保証会社の保証が必要です。

しんくみ フリーローン
ベストフィット
Web申込みはこちらから

ご融資金額は、最高1,000万円
ご融資利率は、最低年3.0%
返済期間は、最長10年間

●お申し込み条件
① 当組合の営業区域内に居住または勤務する方
② 申込時の年齢が満20歳以上かつ完済時満81歳未満の方
③ 安定・継続した収入が見込める方
④ 返済計画が立てられる方
⑤ 返済計画が立てられる方

●お申し込み方法
ご融資金額、ご融資利率、返済期間、返済方法、返済計画を決定し、申込書に記入の上、お申し込みください。

しんくみ “オールラウンド” ローン
オートローン専用
Web申込みはこちらから

ご融資金額は、最高1,000万円
ご融資利率は、最低年1.65%
返済期間は、最長10年間

●お申し込み条件
① 当組合の営業区域内に居住または勤務する方
② 申込時の年齢が満18歳以上かつ完済時満76歳未満の方
③ 安定・継続した収入が見込める方
④ 返済計画が立てられる方
⑤ 返済計画が立てられる方

●お申し込み方法
ご融資金額、ご融資利率、返済期間、返済方法、返済計画を決定し、申込書に記入の上、お申し込みください。

しんくみ “オールラウンド” ローン
教育ローン専用
(全国しんくみ保証者保証付き) Web申込みはこちらから

ご融資金額は、最高1,000万円
ご融資利率は、年1.65%
年2.0%、年2.6%
の3段階で審査し決定します。
返済期間は、最長15年間
(元金据置期間を含む)

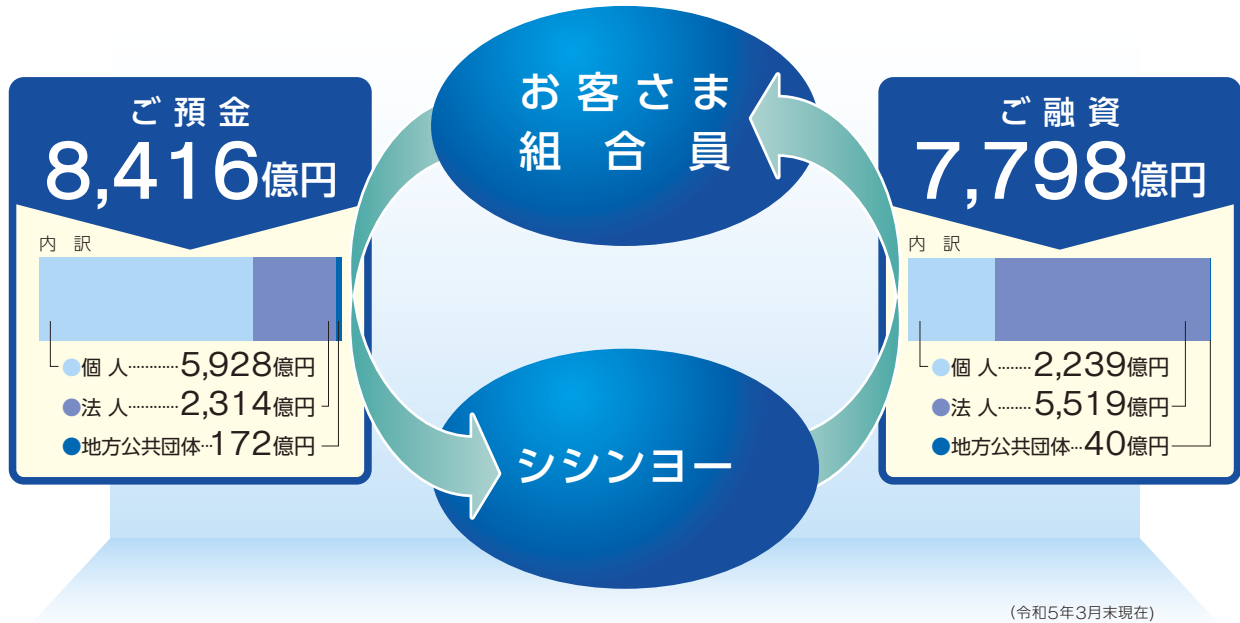
●受給費用
●入学費用
●在学費用
などの教育資金にご利用ください。
在学生の方の教育資金でもご利用いただけます。

地域を応援する取り組み(その4)

■ 地域に密着した営業活動について

当組合は協同組合組織による相互扶助と地域密着を理念とした金融機関であり、皆さまよりお預かりしているご預金は地域の皆さまへの円滑な資金としてご利用いただいています。

「地元のお金は地元で活かす」をモットーに、まじめに愚直に、地域に密着した営業活動を展開しています。

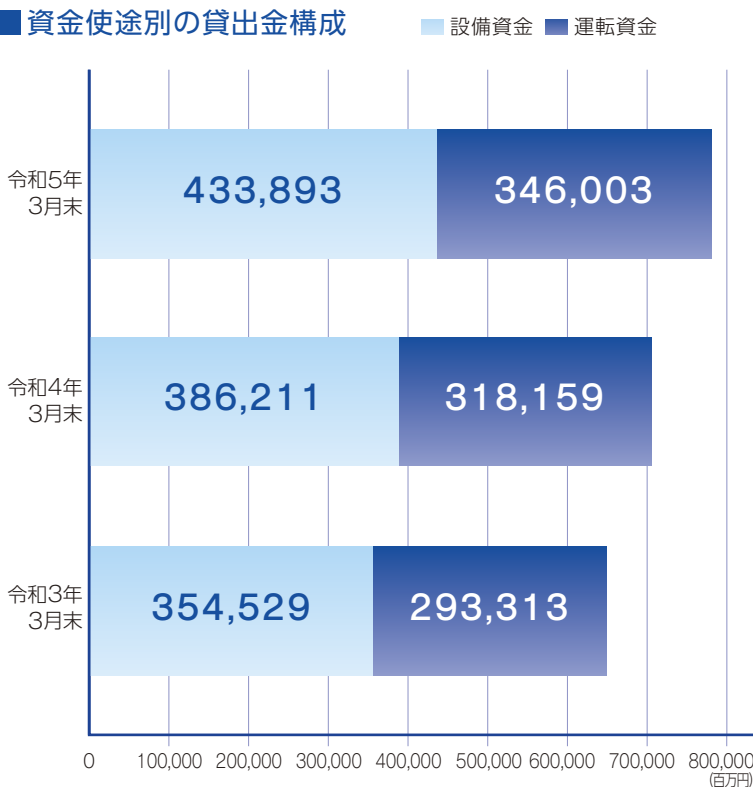


■ 融資先について

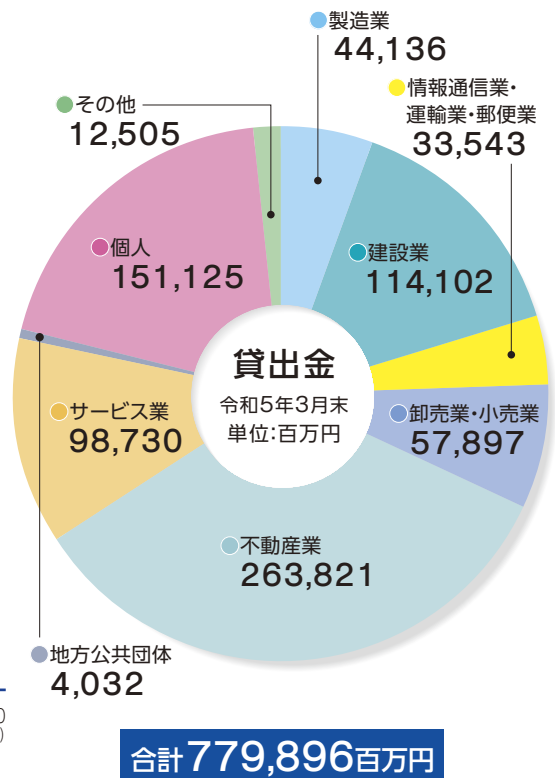
当組合は小口融資を推進し、資金使途別や業種別では次のようにご利用いただいています。

また、融資先のほとんどは3億円未満の融資先となっています。

■ 資金使途別の貸出金構成



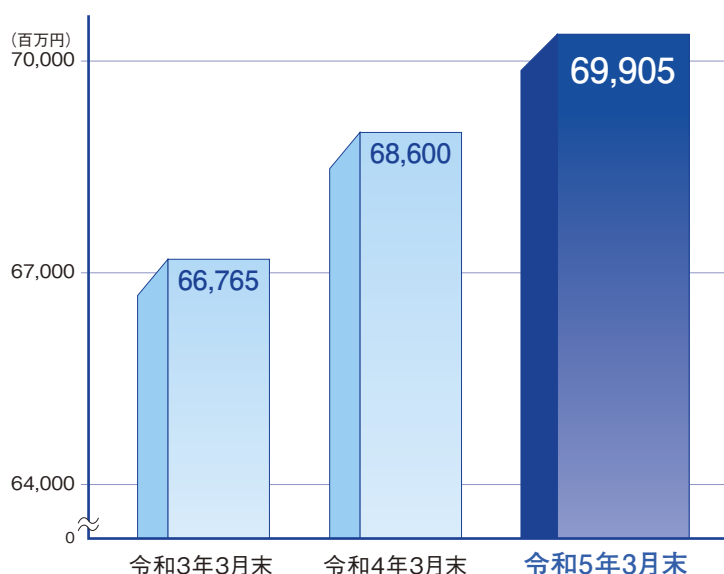
■ 業種別の貸出金構成



■ 住宅ローンの取り組み

セカンドハウスや店舗付き住宅など幅広く対応できる「住宅ローン“ワイド”」、長期固定金利の「フラット35」、万一の病気に備える3大疾病保障特約付団体信用生命保険の付保など、ローン商品の充実に努め、ご融資金額は最高1億円、ご融資期間は最長35年とワイドな枠組みでライフプランに即した最適なお提案を行っています。また、物価高騰などの厳しい経済環境から、ご返済の猶予、返済条件の見直しなどのご要望にも柔軟に対応しています。

その結果、取扱残高は前期比13億5百万円増加し699億5百万円と地域の方にご利用いただいています。



■ フリーローン「プレミアム」の取扱い

お使いみち自由で、最高1,000万円までご利用可能なローンです。融資利率は保証審査による6段階で決定し、事前審査依頼書で仮審査を受けることができます。目的ローンは購入費等の範囲内での申込みとなりますが、2つの目的ローンの1本化や、ゆとり資金を加えた申込みなどでも利用できます。フリーローンなのでお申し込みを疎明する資料は不要ですが、具体的に申込書に記入いただければ、それに基づく審査も可能なので、多様なニーズに利用できるローンとして広くご利用をいただいています。

ご利用いただける方	当組合の営業区域内に居住または勤務され、申込時の年齢が満20歳以上かつ完済時満76歳未満の方で安定・継続した収入のある方(学生を除く)、専業主婦の方もご利用いただけます。
お 使 い み ち	ご自由です。ただし、事業性資金は対象外となります。
融 資 形 態	証書貸付(固定金利型)
融 資 金 額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※専業主婦の方は50万円以内
融 資 期 間	6か月以上10年以内
融 資 利 率	保証会社の審査により次の6段階で決定します。 年3.0%、年4.5%、年7.5%、年9.5%、年11.5%、年12.0%
返 済 方 法	元利均等返済(毎月払いです。ボーナス併用返済もご利用いただけます。)



※保証会社の保証が必要です。

■ 無料相談会開催の取り組み

「専門家の意見を聞いてみたい」「これで良いか、確認したい」「最近、気になることがある」などいろいろな相談に税と法律の専門家が対応する無料相談会を定期的に行い、地域の皆さまにご利用いただいています。



定期開催	日	時	税 務 相 談・・・毎週月曜日	午前10時～午後3時
			法 律 相 談・・・毎月第一火曜日	午後 1時～午後4時
	会 場	本店相談室		
	相 談 員	当組合の顧問税理士・顧問弁護士が担当します。		
	お 申 込 み 方 法	予約制になりますので、お近くの営業店へお申込みください。		

地域を応援する取り組み(その5)

法人向けインターネットバンキングサービスの取扱い

事業所のパソコンからご契約口座の照会、振込・振替やデータ伝送のサービスがご利用いただける法人向けインターネットバンキングを取扱いしています。

インターネットに接続可能なパソコンおよびEメールアドレスをお持ちの法人または個人事業主の方が対象です。手形・振込に代わる資金決済手段である“でんさいサービス”もこのサイトからご利用いただけますので、ホームページで内容をご確認ください。

<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>



照 会	残高照会・取引照会(入金明細照会・振込照会)	リアルタイムで確認でき、取引照会では直近10営業日分の明細がご確認いただけます。
振 込 ・ 振 替	当日扱い(事前登録が必要)・予約扱い・予約の照会・予約取消	窓口に出向くことなく、シシヨー本支店および他金融機関へ資金移動ができます。
デ ー タ 伝 送	総合振込・給与(賞与)振込	複数の資金移動が同時にできるサービスです。

※使用するパソコンを特定する電子証明書やワンタイムパスワードが利用できます。

でんさいサービスの取扱い

手形・振込に代わる資金決済サービスとして、多くの方に利用申込みをいただいています。

このサービスには、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)に全国の金融機関が参加し、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラでペーパーレスによる多くのメリットがあり、譲渡や割引(電債割引)も可能です。

法人向けインターネットバンキングサービスからお取引いただけますので、オフィスにいながら安全にご利用いただけます。

でんさいの特長

権利の発生・移転	電子記録
金 額	1円以上100億円未満
支 払 期 日	発生記録日の3金融機関営業日後から10年後の応答日まで
印 紙 税	課税対象外
債 権 の 分 割	可能(分割記録による)
譲 渡 の 方 法	譲渡記録
譲 渡 人 の 責 任	保証義務
決 済 方 法	振込(口座間送金決済)
支 払 不 能 時	支払不能処分制度

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス・Web口座振受付サービスの取扱い

口座振替の申込み手続きが、クレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスを取扱いしています。

キャッシュカードを持参のうえPay-easy(ペイジー)マークと当組合の表示のある収納機関窓口でお申込みください。金融機関の休業日でも手続きを済ませることができ、手数料は無料です。収納機関窓口で、当組合のキャッシュカードをご提示ください。

また、インターネット経由で収納機関のサイトから口座振替契約ができるWeb口座振受付サービスを取扱いしています。

取扱収納機関を随時追加しています。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。



■ キャッシュレス納付の取り組み

税納税者の利便性向上と事務効率化をはかるためキャッシュレス納付の普及に取り組んでいます。窓口では納税領収証書のご返却の際に「キャッシュレス納付のご案内」を添えて、ダイレクト納付等での納付をご提案しています。ダイレクト納付のメリットは下表のとおりです。令和5年6月に行われたキャッシュレス納付共同推進宣言式にも参加し、広島国税局や各税務署との連携強化をはかっています。



ダイレクト納付とは	e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告されている方が、ダイレクト納付の申込みをすることで、口座引き落としにより納付する方法です。源泉所得税などご利用回数の多い納付には特におすすめです。
ダイレクト納付のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○税務署や金融機関に向くことなく、自宅やオフィス、さらにスマートフォンなどから納付が可能 ○納付手続きが簡単(電子申告等の送信後、簡単な操作で手続き完了) ○インターネットバンキングの契約が不要 ○即時または期日を指定して納付することが可能 ○税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能
利用可能な税目	電子申告等が可能な税目が対象 源泉所得税、法人税、地方法人税、消費税および地方消費税、申告所得税、贈与税、酒税、印紙税 など

ダイレクト納付は、マルチペイメントネットワーク(ペイジー)の収納サービスの1つであるダイレクト方式によるサービスです。地方税共同機構(eLTAX)による地方税納付、軽自動車に係る自動車重量税納付も取扱いしています。今後も収納サービス提携先を拡大し利便性向上に努めていきます。

■ ATM利用手数料のキャッシュバックの取扱い

公的年金を当組合で受給されているお客さまを対象に、ATM利用手数料を月3回まで無料とするキャッシュバックを実施しています。当組合のATMはもちろんのこと、セブン銀行、ゆうちょ銀行など他の金融機関のATMを利用した際にも適用し、3回までの利用手数料は翌月20日に使用口座に振り込みます。曜日や時間を気にせず利用できると多くのお客さまに喜んでいただいています。

サービスの概要	毎月3回までATM利用手数料を累計し、同金額を翌月20日に使用口座に振り込みます。
対象ATM	当組合のATM セブン銀行、ゆうちょ銀行等他金融機関のATM
対象者	当組合で公的年金を受給されている方 国民年金、厚生年金、共済年金、議員共済年金など
対象口座	普通預金口座(総合口座、総合口座アップ30を含む) ※貯蓄預金、納税準備預金、定額返済のカードローン口座は対象外です。



■ QRコード・スマホ決済サービスの拡大

みずほ銀行が提供する「J-Coin Pay」、全国の金融機関が加盟する日本電子決済推進機構が運営する「Bank Pay」のスマホ決済サービスを取扱いしています。当組合の預金口座を連携することで、スマホ決済アプリに簡単にチャージができ、加盟店の決済や個人間での送金等が行えます。また、令和4年7月4日(月)より「PayPay」サービスを追加しました。本人確認とあわせてIVR認証を導入し、セキュリティ強化をはかっていますので、お客さまのニーズに合わせてご利用ください。

※IVR認証とは、当組合に登録されている電話番号から通知専用番号に電話し、ワンタイムパスワードを受信することで本人確認を行うシステムです。ただし電話番号の変更を届け出ていない場合、IVR認証が行えないので注意が必要です。



地域を応援する取り組み(その6)

■ 各種講演で理事長講演

当組合の地域密着型ビジネスモデルが各方面で注目されており、理事長が各種講演で経営方針などを語る機会が増えています。令和4年12月3日(土)には、創立70周年を迎えた笠岡信用組合(岡山県笠岡市)から招待を受け、理事長が記念式典に参加し、第2部として記念講演を行いました。講演は「地域金融機関が真になすべきこと」と題して行われ、会場となった笠岡グランドホテル(岡山県笠岡市)は大きな拍手に包まれました。

また、令和5年3月4日(土)には、兵庫県中小企業診断士協会の事業性評価研究会が主催するオープンセミナーが、ラッセホール リリー(神戸市中央区)で開催され、講師として理事長が登壇しました。講演は「地域金融機関の事業性評価」と題し、現場主義の実践や地域金融機関の存在意義などを熱く語りました。

シシンヨーが培ってきた本業特化の取り組みは関心を集めています。これからも地域に根付いた営業に取り組んでいきます。



■ 産学連携への取り組み

大学教育を通じて、地域社会と中小零細企業の発展、人材育成に積極的に取り組んでいます。地域金融における信用組合の役割をテーマにする講義やインターンシップの受け入れなどを行っています。その一環として、令和5年5月24日(水)に広島経済大学で理事長が講義を行いました。この取り組みは、平成21年度から継続しており、今回で13回目の講義となります。講義では、当組合の実績や本業特化の経営方針を説明したほか、中小零細企業にとって最後の砦である地域金融機関の存在意義を語り、現場を踏まえた金融マンの取り組み姿勢と信念を伝える貴重な機会となりました。



■ 理事長著書第二弾“融資はロマン”刊行

理事長が執筆した“融資はロマン”が令和5年3月、金融財政事情研究会より刊行されました。これは、平成24年の“足で稼ぐ「現場主義」経営”の続編で、令和4年5月の創立70周年を迎えたことを契機にまとめられた著書となります。

入組から50年以上、一貫して融資に魂を注いできた理事長が、シシンヨーを日本中から注目される地域金融機関に成長させてきた過程が熱い言葉でつづられています。これからも、フットワークとフェイス・トゥ・フェイスを軸にした地道な営業をコツコツと実践していきます。



文化的・社会的貢献活動(その1)

■ 中学生の職場体験学習

当組合は中学生を対象にした職場体験学習に協力しています。令和4年度は6月に竹原支店・荘野支店の2店舗で実施し、合計3名を受け入れました。竹原支店では6日(月)より5日間、竹原市立竹原中学校の生徒2人を受け入れ、お札の数え方、入金等の端末オペレーションなどの業務を体験していただきました。また、荘野支店では7日(火)より4日間、竹原市立賀茂川中学校の生徒1名を受け入れ、後方事務や窓口対応などの業務を体験していただきました。これからの中学生のキャリア形成の視野を広げ、将来の進路選択に役立つ機会を提供していきます。



■ インターンシップの受け入れ

産学連携の取り組みとして、高校生や大学生を対象にインターンシップの受け入れを実施しています。令和4年度は8月3日(水)から3日間、3大学から計12名の大学生が参加する研修を実施しました。また、同じく8月3日から3日間、竹原支店で広島県立竹原高等学校の生徒2名を受け入れ、インターンシップを実施しました。さらに、令和5年2月7日(火)からの3日間、広島修道大学の学生を対象にしたインターンシップを開催し17名の学生が参加しました。

高校生のインターンシップでは、お札の数え方や窓口対応など金融機関の日常業務を体験していただきました。また、大学生のインターンシップでは、本部で端末機を使った実務体験やビジネスマナー実習のほか、営業店での実習を行いました。参加した学生からは「複数の支店へ見学に行くことができ、実際にシシンヨーで働くイメージがついた」と好評でした。



文化的・社会的貢献活動(その2)

■ しんくみいきき献血運動

9月3日の「しんくみの日」にあわせた社会貢献活動として、献血運動を毎年実施しています。21回目となる令和4年度は9月2日(金)、シシヨービル13階大会議室を会場に実施しました。近隣にお勤めの方にも声掛けしたほか、本店ビル1階の受付カウンターにも催し案内を掲示しました。今回もコロナ禍の影響を受け、待合用の椅子の間隔を広げ、採血ごとのベッド消毒など感染拡大防止におけるさまざまな対策を行いました。当日は、近隣の営業店からも職員が参加し、来場者50名のうち40名の方に献血をしていただきました。この21年間の実績は延べ参加者1,266名、献血者928名となりました。今後も社会、地域に貢献していきます。



■ しんくみの日週間の寄付金

9月3日を「しんくみの日」と定め、信用組合では各種の社会貢献活動を実施しています。その一環として令和4年8月24日(水)、社会福祉法人三矢会(さんしかい)太田川学園(広島市安佐南区)、社会福祉法人似島学園(広島市南区)に寄付金を贈呈しました。三矢会太田川学園は昭和43年に創立し、県内では有数の規模で運営されています。同学園ではアート活動が盛んで、「ハナサクモリ」というギャラリーを開設し、作品を展示しています。似島学園は広島湾に浮かぶ似島にて、昭和21年より児童福祉事業を営まれ、山麓に広がる300アールの広い敷地で子どもたちがのびのびと生活を送っています。これらの寄付が福祉活動の一助となることを願い、これからも地域社会に貢献していきます。

■ 社会福祉法人三矢会



■ 社会福祉法人似島学園



■ 小学生の生活科学習に協力

令和4年10月18日(火)、広島市立五月が丘小学校で実施された生活科学習「町たんけん」に、五月が丘支店も協力しました。この学習は、見学やインタビューなどの活動を通し、自分たちの町の良さに気づき、地域の人や場所への愛着を深めるという活動です。当日は、2年生の子どもたち5名と引率の保護者3名が支店を訪れ、金融機関の仕事を見学。子どもたちはATMの機械の中をのぞいて驚いた様子を見せたほか、札束を数える体験ではとても楽しそうだったので、人事部が用意した練習札をお土産に渡すサプライズを行いました。また、「ATMにお金はどのくらい入りますか」という素朴な疑問を持つ生徒もいるなど、金融機関の仕事に興味を抱いているようでした。職員にとっても、五月が丘支店が地域に密着することを実感する一日となりました。

子どもたちから届いたお礼のお手紙



■ 広陵高校の応援懸垂幕の掲示

第95回選抜高校野球で甲子園出場を決めた広陵高等学校(広島市安佐南区)を応援するため、安支店ではお祝いの懸垂幕を、発表があった令和5年1月27日(金)より掲げ、地元の皆さんと一緒に盛り上がりました。本大会では、初戦から順当に勝ち上がり、ベスト4に進出。準決勝の山梨学院戦では1-6と惜しくも敗退しましたが、懸命に戦ってくれた球児たちに感動しました。今後も地域を積極的に応援し続けます。



■ 給付型奨学金「シシンヨーはばたき奨学金」

平成29年に創設し利用いただいている給付型奨学金「シシンヨーはばたき奨学金」。この奨学金は母子家庭・父子家庭を対象とした返還不要の給付型奨学金制度で、月1万円を1年間給付します。令和5年度も5月から給付を開始しており、当組合とお取引のあるお客さまの親族からご相談があって申し込まれたり、お兄さんがご利用いただいたことをきっかけに妹さんも申し込まれるなど、ご紹介やご縁が新たな申し込みにつながっています。

これからも奨学金制度を通じて、地域の未来を担う人材育成に貢献していきます。



文化的・社会的貢献活動(その3)

■ グラウンド・ゴルフ大会に向洋支店、東雲支店協力

令和4年6月16日(木)、向洋支店が主催する「第26回グラウンド・ゴルフ大会」を東青崎公園(広島市南区)で開催しました。雨のため一日順延となった開催当日は好天に恵まれ、絶好のプレー日和となり、合計96名が参加しました。マスクを着用し顔の約半分しか見ることができませんでしたが、参加者の皆さまは真剣勝負の中にも笑いや喜び合う姿があり、この大会を心待ちにされていたことが伝わってくる、楽しい一日となりました。また、11月5日(土)には、東雲支店が協賛する「第9回ふれあいグラウンド・ゴルフ交歓大会」が東雲本町2丁目公園(広島市南区)で開催されました。当日は98名の参加者とともに、支店からも職員5名が参加。心地よい秋空のもと、皆さんと一緒にプレーを楽しみました。これらの大会の参加者には、年金受給者などの取引先や取引見込先もおられ、地域貢献はもちろん、フェイス・トゥ・フェイスの関係づくりの一助にもなっています。これからも地域を応援する取り組みを積極的に行っていきます。



■ 店舗の駐車場で地域の催しを応援

営業店の駐車場を地域や関係団体の要請を受けご利用いただいています。廿日市支店では、令和5年1月21日(土)、廿日市市のけん玉商店街で行われた「年末年始スタンプラリー」のガラポン抽せん会場として駐車場を提供。コロナ禍にもかかわらず、多くのお客さまでにぎわいました。新型コロナウイルスの影響により、例年とは違う形での開催となりましたが、地域との関わりを深める1日となりました。これからも職員の参加とともに場所の提供も含め、地域おこしに協力していきます。



■ SDGsへの取り組み

当組合は令和3年9月に宣言を策定し、ホームページに掲載しています。このディスクロージャー誌に掲載している「地域を応援する取り組み」と「文化的・社会的貢献活動」は、その一環として取り組んでいます。本宣言に基づき、相互扶助の精神のもと、役職員全員が一丸となって地域経済の発展・持続的な成長に貢献していきます。



■ 子ども110番の家スタンプラリーに協力

令和4年7月2日(土)、子ども110番の家スタンプラリーが3年ぶりに開催され、出島支店が協力しました。この活動は、「子ども110番の家」を子どもたちに実際に歩いて場所を覚えていただくことを目的としています。当日は9組の親子が支店に来訪。子どもたちは感謝のカードを持参し、職員に贈呈しました。今回はスタンプに替えて台帳にシールを貼ることになり、希望のシールを選んでいただくなどで会話が弾みました。これからも地域に寄り添った取り組みを実践していきます。



■ 「万徳院 春を食えるかい!」に支店協力

令和5年4月30日(日)、北広島町舞綱にある万徳院歴史公園で、春を満喫する「春を食えるかい!」が開催され、千代田支店の職員がお手伝いで参加しました。コロナ禍の影響で4年ぶりに開かれた今回は、晴天に恵まれ、多くのお客さまが久しぶりの町内イベントを楽しんでいました。「春を食えるかい!」は、山菜料理が食べられる“山菜づくしのおもてなし”が魅力で、山菜の天ぷら売り場は大盛況。また、蒸し風呂体験や庭園鑑賞会などが催されたほか、子どもたちによるステージもあり、催しを楽しみながら春の味覚を満喫する方々の笑顔が見られました。今後も、地域の皆さんと協力しながら、地域に貢献していきます。



■ 祭り「えんこうさん」に支店協力

猿猴橋(広島市南区)を中心とする祭り「えんこうさん」が、令和5年4月1日(土)に開催され、駅前支店が参加しました。

お祭りでは、猿猴川のほとりに設置された「ぼんぼり」に社名を掲載して、夜桜見物の演出に協賛したほか、支店職員も参加し、ご縁幸祭事の儀式と神輿のお通りを見守りました。現在進行中の広島駅再開発を含め、「陸の玄関口」である広島駅周辺のにぎわいづくりにこれからも協力していきます。



文化的・社会的貢献活動(その4)

■ 地元の催しに大朝支店協力

令和4年11月20日(日)、大朝支店のある「わさまち通り商店街」で「おおあさ鯖まつり」が開催されました。大朝地域で、日持ちのするしめ鯖が好まれてきた土地柄にちなんだお祭りで、鯖ずしや焼き鯖などの出店があり、支店職員たちも鯖グルメを購入するなどこのお祭りを楽しみました。

また、令和5年4月29日(祝)、北広島町大朝ショッピングセンター「わさ〜る」とその周辺を会場に、「わさまち」と銘打った春祭りが行われました。当日は、あいにくの雨と寒さで期待通りの来場者数とはいかなかったものの、支店職員は清掃のお手伝いなどイベントの運営に協力しました。

5月14日(日)には、北広島町の鳴滝溪谷入口で「新庄はやし田(大花田植)」が行われました。これは、北広島町新庄地区に伝わる民俗芸能で、大朝支店ではふれあい荘の駐車場を開放したほか、建物は行事参加者の着替え場所として利用いただきました。これからも、地域を応援する取り組みを積極的に行っていきます。



おおあさ鯖まつり



わさまち



新庄はやし田(大花田植)

■ RCCラジオ・チャリティ・ミュージックソン募金

目の不自由な方に音の出る信号機を贈るため、ラジオとイベントを通じて募金を呼びかける中国放送の支援キャンペーンに1回目から毎年参加し、広島地区での「通りゃんせ基金」募金活動に協力しています。15回目となる令和4年度も11月から令和5年1月末までの募集期間に合わせて、全店のデジタルサイネージに告知ポスターを掲出しました。また、募金の振込手数料を無料とし、役職員も協力しました。前回は中国放送に過去最高額の約755万円もの募金が集まり、舟入電停南(広島市中区)、

中須一丁目(広島市安佐南区)、呉郵便局前(呉市)、伊勢丘6丁目(福山市)の4交差点の信号機設置に役立てられました。これで、県内39箇所に音の出る信号機が設置されたこととなります。これからも地域社会のために協力していきます。

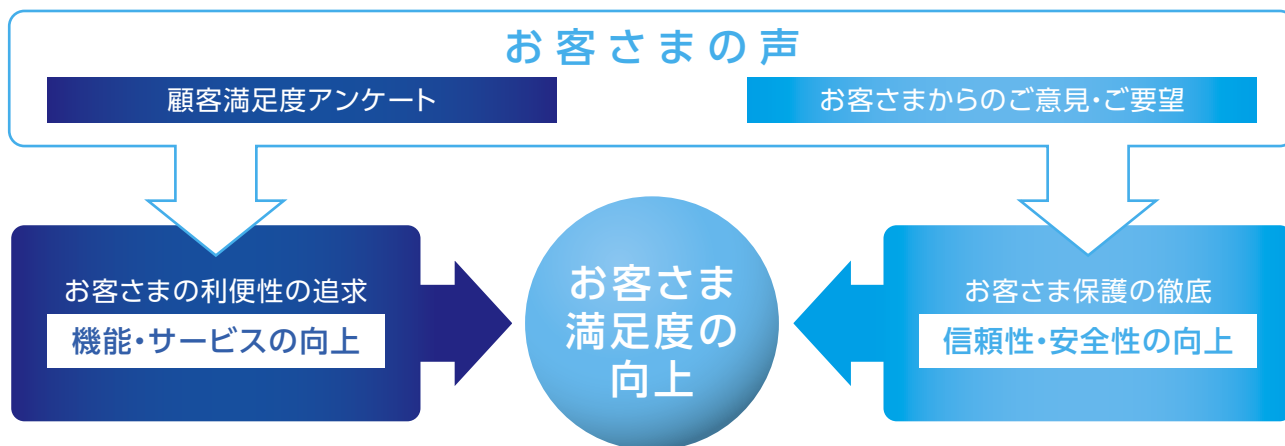


顧客満足度アンケートの報告(その1)

「顧客満足度アンケート」の実施結果

令和5年3月、18回目となるアンケートを実施し、その結果と改善への取り組みをご報告いたします。
ご協力いただきましたお客さまに心よりお礼申し上げますとともに、皆さまから寄せられたご意見・ご要望を今後の業務に反映させ、お客さま満足度の向上に努めてまいります。

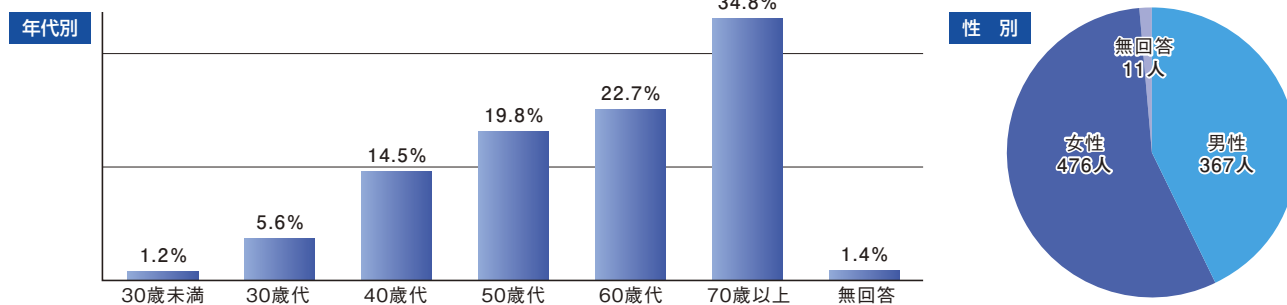
■ お客さまの声をお聞きし経営に活かすために



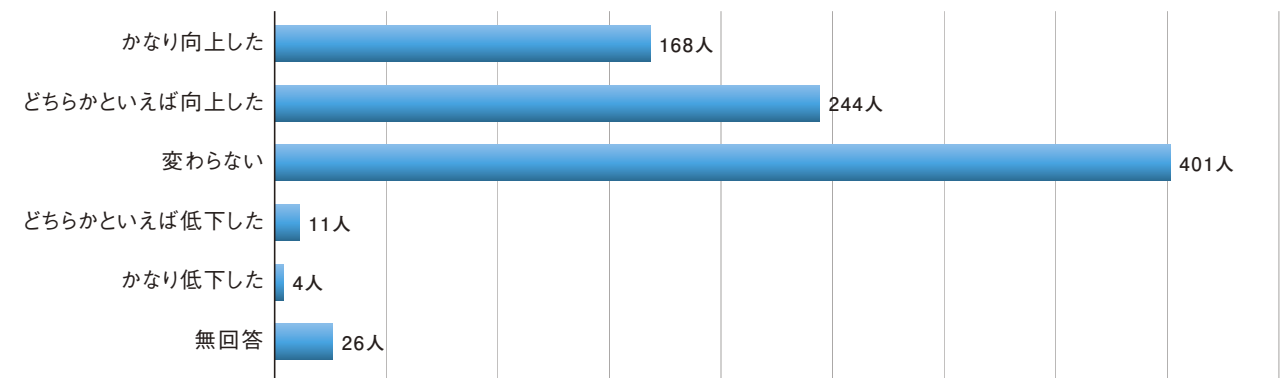
■ 実施概要

お 願 い し た 方 当組合でお取引をいただいておりますお客さま 1,965名
アンケート実施期間 令和5年2月から3月末
アンケート実施方法 店頭および訪問にて配布し、郵送にて回収
ご回答いただいた方 854通(回収率 43.46%)

1. ご回答いただいた方



2. 1年前と比較した総合的な満足度について



1年前と比較した総合的な満足度については、高い評価をいただきました。一方で、1.7%のお客さまから「どちらかといえば低下した」「かなり低下した」とのご回答をいただきました。

顧客満足度アンケートの報告(その2)

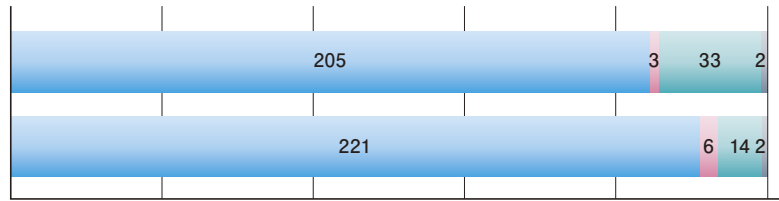
3. 支店長の対応について

回答者数 243名

■はい ■いいえ ■該当しない ■無回答

具体的な内容

- ▶▶ 経営相談・経営指導等について親身に対応している
- ▶▶ ディスクローチャー誌等で、当組合の経営内容等をご説明している



支店長の対応についての総合的な満足度は、高い評価をいただきました。一方で、「ディスクローチャー誌等で、当組合の経営内容等をご説明している」については、2.4%のお客さまから「いいえ」とのご回答をいただきました。

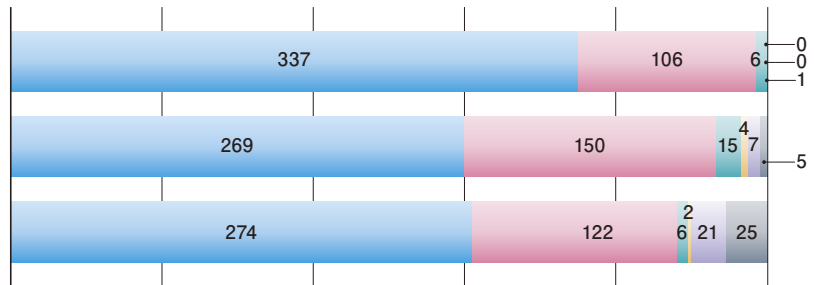
4. 得意先係の対応について

回答者数 450名

■満足 ■ほぼ満足 ■やや不満 ■不満 ■わからない ■無回答

具体的な内容

- ▶▶ 対応は明るく好感が持てる
- ▶▶ 時間やお約束を守っている
- ▶▶ ご相談・ご質問に対して誠意をもって対応している



得意先係の対応についての総合的な満足度は、高い評価をいただきました。一方で、「時間やお約束を守っている」については、4.2%のお客さまから「やや不満」「不満」とのご回答をいただきました。

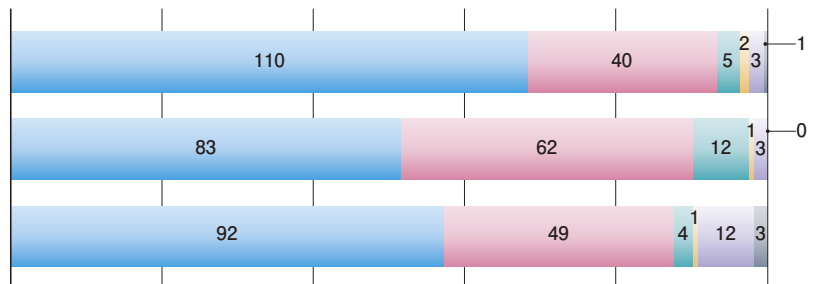
5. 窓口係の対応について

回答者数 161名

■満足 ■ほぼ満足 ■やや不満 ■不満 ■わからない ■無回答

具体的な内容

- ▶▶ 態度・言葉遣いはよい
- ▶▶ 事務処理は正確でスピーディーである
- ▶▶ ご相談・ご質問に対して誠意をもって対応している



窓口係の対応についての総合的な満足度は、高い評価をいただきました。一方で、「やや不満」「不満」のご回答をいただいていることを真摯に受け止めています。

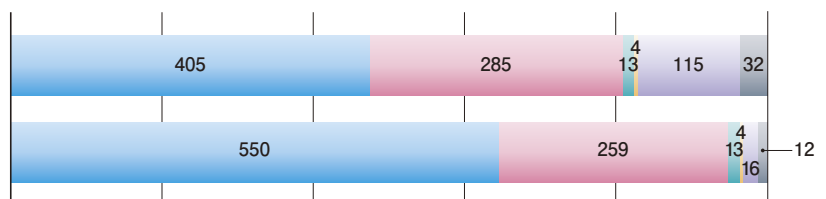
6. 当組合について

回答者数 854名

■満足 ■ほぼ満足 ■やや不満 ■不満 ■わからない ■無回答

具体的な内容

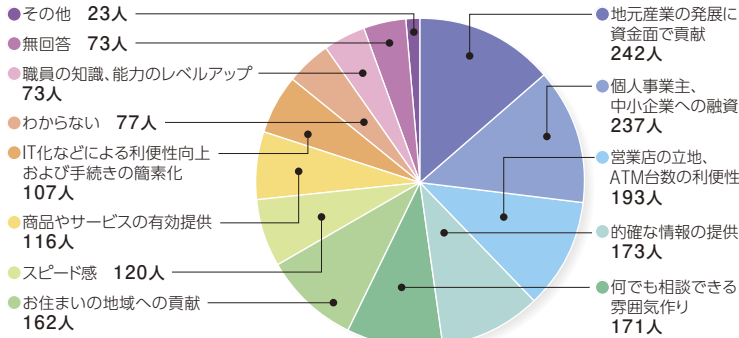
- ▶▶ 顧客保護や利便性向上への取り組みは、満足している
- ▶▶ 全体的に親しみやすさがある



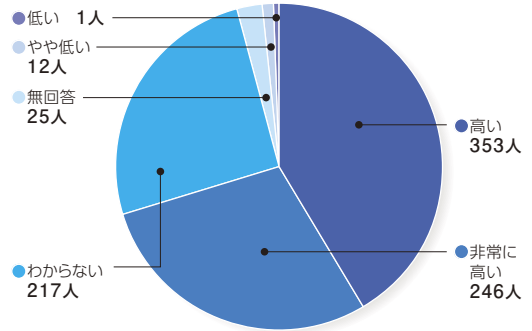
当組合のお取引の安全性や親しみやすさについては、高い評価をいただきました。今後も、安心して取引していただける地域金融機関を目指します。

7. その他

【今後期待されること】



【職員のコンプライアンス意識について】



※複数回答集計

当組合に対し、「個人事業主、中小企業への融資」「地元産業の発展に資金面で貢献すること」など、本来業務である融資に対して高い期待が寄せられています。職員のコンプライアンス意識については、高い評価をいただきました。今後も向上に努めます。

アンケート集計結果を踏まえて実施した項目

取り組み内容	具体的な取り組み事例
新商品・サービスの提供について	令和4年7月4日(月)、当組合の預金口座を連携することで加盟店の決済や個人間での送金等が行えるサービスとして、PayPay株式会社が提供するQRコード(キャッシュレス)決済であるPayPayサービスの取扱いを開始しました。
相談体制について	本店相談室にて税務相談を毎週月曜日、法律相談を毎月第一火曜日に、無料で実施しています。
ATM機能の拡充および利便性の向上について	令和4年5月16日(月)に福屋八丁堀本店、令和4年12月22日(木)に広島市民病院と2か所にキャッシュコーナーを新設し、利便性の向上をはかりました。
店舗内外の整備および駐車場、駐輪場について	令和4年6月20日(月)に己斐支店を新築移転開店しました。新店舗は宮島街道に面した2階建て、駐車場17台分、ATM3台を設置し、新たに全自動貸金庫を100マス設置しました。
地域貢献について	産学連携に関する取り組みとして、令和4年度は広島経済大学で山本理事長が講義を行いました。 令和4年度は大学生12名をインターンシップとして受け入れ、金融の仕事を経験する場を提供することで将来の地域経済の担い手となる学生の職業意識の醸成に協力しました。 職場体験学習として金融教育を実施しています。令和4年度は小学生・中学生・高校生を受け入れ、金融機関業務を体験していただきました。 外部講師による事業承継セミナーを令和4年4月15日(金)に開催し、事業承継の概要とスケジュールを説明しました。あわせて、個々の相談に応じる個別相談会をセミナー後に開催しました。

アンケート集計結果を踏まえた今後の取り組みについて

取り組み内容	具体的な取り組み事例
相談体制について	税務相談および法律相談については、定期的に無料相談会を本店相談室にて開催します。 住宅ローンの専門スタッフによる「住宅ローンなんでも相談会」を計画的に開催し、住宅融資に関する疑問やご要望にお応えします。
店舗内外の整備および駐車場、駐輪場について	己斐支店に続き、令和5年7月10日(月)に海田支店を新築移転開店します。新店舗は本店ビル外観と合わせた2階建て、駐車場10台分、ATM3台を設置し、新たに全自動貸金庫を100マス設置します。
地域貢献について	小学生から高校生までを対象とした、職場体験学習や出張形式による金融教育を引き続き実施します。 町内会の行事への参加など、地域活性化のイベントを積極的に支援します。
その他	返還不要の給付型奨学金制度(シンシヨーはばたき奨学金)の取扱いを昨年に続いて実施し、令和5年4月1日(土)から令和5年4月25日(火)まで募集を行いました。当組合の営業区域内に住所を有している母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、修学上必要な資金の一部を給付する制度で、社会貢献の一環として取り組んでいます。

キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み

暗証番号・パスワードのセキュリティ強化

インターネットやATMによる資金移動が広い範囲でできるようになり、暗証番号やパスワードのセキュリティが重要になっています。当組合では安心してご利用いただけるよう次のように機密性向上をはかっています。

インターネットバンキングのパスワード等

使用パソコンを特定する電子証明書や専用機器（ハードウェアトークン）やアプリ（ソフトウェアトークン）を利用したワンタイムパスワードによりセキュリティを強化できます。また、個人向けインターネットバンキングではワンタイムパスワードを利用されない場合の1日の振込限度額を20万円としています。




キャッシュカード等の暗証番号

カード発行（再発行）では届出用紙への記入に替えて、お客さまが直接ピンパッドを使って暗証番号を入力できます。



カード紛失受付センターの設置

緊急の受付として本部に設置し、ホームページで開示するとともに、NTTの電話番号案内に登録しています。カード、通帳、印鑑を紛失された場合や偽造・盗難に遭われた場合は直ちにカード紛失受付センターまたはお取引店にご連絡ください。

	電話番号	受付時間
カード紛失受付センター	 0120-361-180	24時間受付
お取引店	81ページの「店舗等のご案内」をご参照ください。	8:20～17:20（土・日曜日、祝日を除く）

個人の方を対象とした取り組み

ATM振込の一部利用制限	70歳以上かつ過去1年間にカード振込の利用がない方を対象に振込限度額を制限し、10万円までとしています。
ATM1日あたりの利用限度額設定	引き出し限度額、振込限度額が設定できます。 ※設定なしの場合は一律200万円の限度額が設定されています。
利用店舗（ATM）の制限	他行取引禁止やシンヨーの他店取引禁止が設定でき、ご利用ATMを制限できます。
窓口での現金引き出しにおける支払限度額の設定	支払限度額が設定されると、これを超える現金引き出しの場合は、通帳の暗証番号を窓口で確認いたします。

※対象は普通預金・貯蓄預金のキャッシュカードおよびカードローンカードです。
※営業店窓口でお申込みください。手数料等は不要です。

キャッシュカードおよび通帳などの偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み

当組合では、預金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）に対応した個人キャッシュカードの補償に独自の補償を加え、ATMや窓口およびインターネットバンキングでの不正な引き出しに対する補償を実施しています。

カード・通帳等	補償となる被害	補償の対象となる取引		
		お客さまに過失がない場合	お客さまに過失がある場合	お客さまに重大な過失がある場合
個	キャッシュカード	全額補償	全額補償	補償なし
	盗難		75%補償	
	預金通帳	全額補償	75%補償	
人	インターネットバンキングを利用した資金移動サービス	全額補償	態様やその状況等を加味し、上記の補償割合を参考に個別に対応いたします。	

(注) 1. 個人のキャッシュカードは預金者保護法による補償内容です。
2. その他、法人カードやローンカードの偽造・盗難、法人通帳の盗難、デビットカード利用における被害については、当組合が加入している保険に基づいて被害補償に対応します。

苦情処理措置・紛争解決措置への対応

金融トラブルの早期解決をはかる裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)を踏まえ、当組合内に苦情処理措置を設け、弁護士会などを指定紛争解決機関とする紛争解決措置を設けています。お客さまからの声を真摯に受け止め、金融トラブルの迅速・公平・適切な対応をはかり、信頼の向上に努めています。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店またはリスク監査室にお申し出ください。

—— 広島市信用組合 リスク監査室 ——

電話番号:082-248-1171

受付日:月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日および信用組合の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

●紛争解決措置

弁護士等による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、リスク監査室または一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。また、広島県内では中国ブロックしんくみ苦情等相談所と広島弁護士会仲裁センターがご利用いただけます。弁護士会等を含め、直接お申し出いただくことも可能です。

—— 一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 ——

電話番号:03-3567-2456

受付日:月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

—— 中国ブロックしんくみ苦情等相談所 ——

電話番号:082-247-7363

受付日:月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

住所:〒730-0044 広島市中区宝町9-11

—— 広島弁護士会仲裁センター ——

電話番号:082-225-1600

受付日:月曜日～日曜日(火曜日、年末年始、4/29～5/6の祝日、お盆は除く)

受付時間:午前9時30分～午後4時

住所:〒730-0011 広島市中区基町6-27 そごう新館6階

—— 弁護士会等 ——

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

そんぽADRセンター(一般社団法人日本損害保険協会) (電話:0570-022-808)

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、広島弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後の手続きを当該弁護士会の仲裁センターで進めることができます。

②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、広島弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

取引時確認のお願い

取引時確認について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため当組合では「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針」を定め、管理態勢強化に取り組んでいます。取引時確認は犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)に基づくもので、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象ですので、ご理解とご協力をお願いします。

取引時確認
(お客さまへの確認)が
必要な主な取引

- 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- 融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

確認させていただく事項

個人の場合	
確認事項	主な確認書類
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書 など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。

法人の場合	
確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書(名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの) など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書 など ※上記の確認書類のほか、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書 など
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
実質的支配者の確認	窓口等で法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方(実質的支配者)の氏名、住所、生年月日などを申告により確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。
有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限りま。

ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

マイナンバーの取扱い

平成28年1月から運用が始まったマイナンバー制度では、新規・既存を問わず預金等のみの場合でも個人番号や法人番号の届出を依頼しています。届出には必要な取引と任意の取引がありますが、いずれの場合でもご協力をお願いします。重要な個人情報であることから十分な安全管理措置を設けて取り扱いをしています。

個人の方で必要となる主な取引

- ・マル優、マル特で取り扱う非課税預金
- ・国債などの証券取引
- ・財形住宅、財形年金で取り扱う非課税預金
- ・外国送金や受け取り など



コンプライアンス(法令等遵守)について

■基本方針

当組合は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題として掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しています。

コンプライアンスは「金融機関の信用を確保するというリスクの管理」であり、内部的には「インターナル・コントロール(内部統制)をベース(基盤)としたリスク管理」です。

当組合は、すべての役職員に対して、内部管理の重要性を強調・明示し、コンプライアンスの維持・向上に不断の努力を行います。

■行動憲章

当組合は、企業倫理の確立を図り、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、『行動憲章』を制定し、役職員全員が企業倫理の確立と法令等遵守の精神をもって業務に取り組んでいます。

1. 当組合は、相互扶助精神のもと、健全な業務運営を通じて、地域社会との強い信頼関係で結ばれた、「一番頼りになるコミュニティ・バンク」として、不断の努力を行います。
2. 当組合は、法令や社会的規範を遵守し、高度な倫理感を備えた「良き企業市民」として行動します。
3. 当組合は、地域とともに歩む協同組織金融機関としての自覚をもち、社会ニーズにそった金融サービスの提供により、地域の発展に貢献します。
4. 当組合は、ディスクロージャーの充実による経営等の情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、地域社会との連携を図った経営を行います。
5. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除し、関係遮断を徹底します。
6. 当組合は、地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組めます。
7. 当組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組めます。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当組合は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、公益財団法人暴力追放広島県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

定款、各種預金規定、貸金庫規定、融資契約書等に「暴力団排除条項」を設けるとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいています。

取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

個人情報等保護について

■個人情報等保護宣言(個人データの安全管理に関わる基本方針)

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下、「法」といいます。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基つきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、この保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、この保護宣言をホームページや営業店窓口に掲示することにより、公表します。

1.個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別に掲載する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2.個人情報の適正な取得について

当組合では、上記利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段によりお客さまの個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

3.個人データの第三者提供

(1) 国内の第三者・外国にある第三者への提供に関する共通事項

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。ただし、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客さまに当該機関の名称および所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

(2) 外国にある第三者への提供の場合

お客さまのご依頼により外国送金を行う場合等、当組合は、被仕向金融機関(外国にある第三者)に個人データを提供する場合があります。当組合はお客さまに当該被仕向金融機関の名称および所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4.個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

5.個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを特定の者と共同利用しております。ただし、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6.個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全措施を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。

- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員および当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5) 個人データを取扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7.お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。
なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

8.ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報等の取扱い等に関するご質問等につきましては、次の窓口にお申し出ください。

総合企画部(ご質問・相談・各種ご請求) リスク監査室(苦情窓口)

電話番号:082-248-1171(代表) / FAX:082-248-2102

受付時間:当組合営業日の午前9時~午後5時

適切な勧誘・募集について

当組合では、「金融商品に係る勧誘方針」「保険募集指針」を策定し、店頭やホームページでも公表しています。また、「経営者保証への対応方針」「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針」についても対応方針を策定し公表しています。お客さまに適切な勧誘、募集を行い、適正な管理となるよう内容については適時見直しをしています。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

- 1.当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- 3.当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4.当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実に努めるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口または総合企画部(企画課)までお問い合わせください。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針

当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、マネロン等)対策に向けた国際的な要請の高まりを受け、組織全体で管理態勢の構築・強化に取り組みます。

- 1.基本姿勢
当組合は、マネロン等対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、当該対策の不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立します。
- 2.組織態勢
当組合は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン等対策に関する責任者及び統括部署を定めます。また、関係部署連携の下、役割及び責任を明確にし、組織全体で横断的に取り組みます。
- 3.リスクベース・アプローチに基づくリスク管理
当組合は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、取り扱う商品・サービス等についてリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- 4.顧客管理措置
当組合は、関係法令に基づき、お客さまの本人特定事項等の確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な管理を実施します。
- 5.疑わしい取引の届出
当組合は、関係法令に基づき、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応できる態勢を構築するとともに、疑わしい取引に該当すると判断した場合は速やかに当局に届出を行います。
- 6.遵守状況の検証
当組合は、マネロン等対策に係る遵守状況を検証し、その検証結果を踏まえた継続的な態勢改善に努めます。

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会(事務局:全国銀行協会及び日本商工会議所)が公表(平成25年12月5日)した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 1.当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 2.当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 3.当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 4.当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ①生存または死亡に関する保険金額等……1,000万円
 - ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a)診断等給付金(一時金形式)……1保険事故につき100万円
 - (b)診断等給付金(年金形式)……月額換算5万円
 - (c)疾病入院給付金……5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d)疾病手術等給付金……1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】*合計40万円
- ※当組合では、現在、ローンに付随した火災保険商品のみを取扱い、生命保険、医療保険・ガン保険等の第三分野の保険商品はお取扱いしておりません。
- 5.当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容及び各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 6.当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

金融商品に係る勧誘、保険募集、経営者保証、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び
拡散金融対策に関する苦情、ご相談等は下記までお問合せください。

総合企画部(ご質問・相談) リスク監査室(苦情窓口)

電話番号:082-248-1171 / FAX:082-248-2102 受付時間:当組合営業日の午前9時~午後5時

リスク管理について

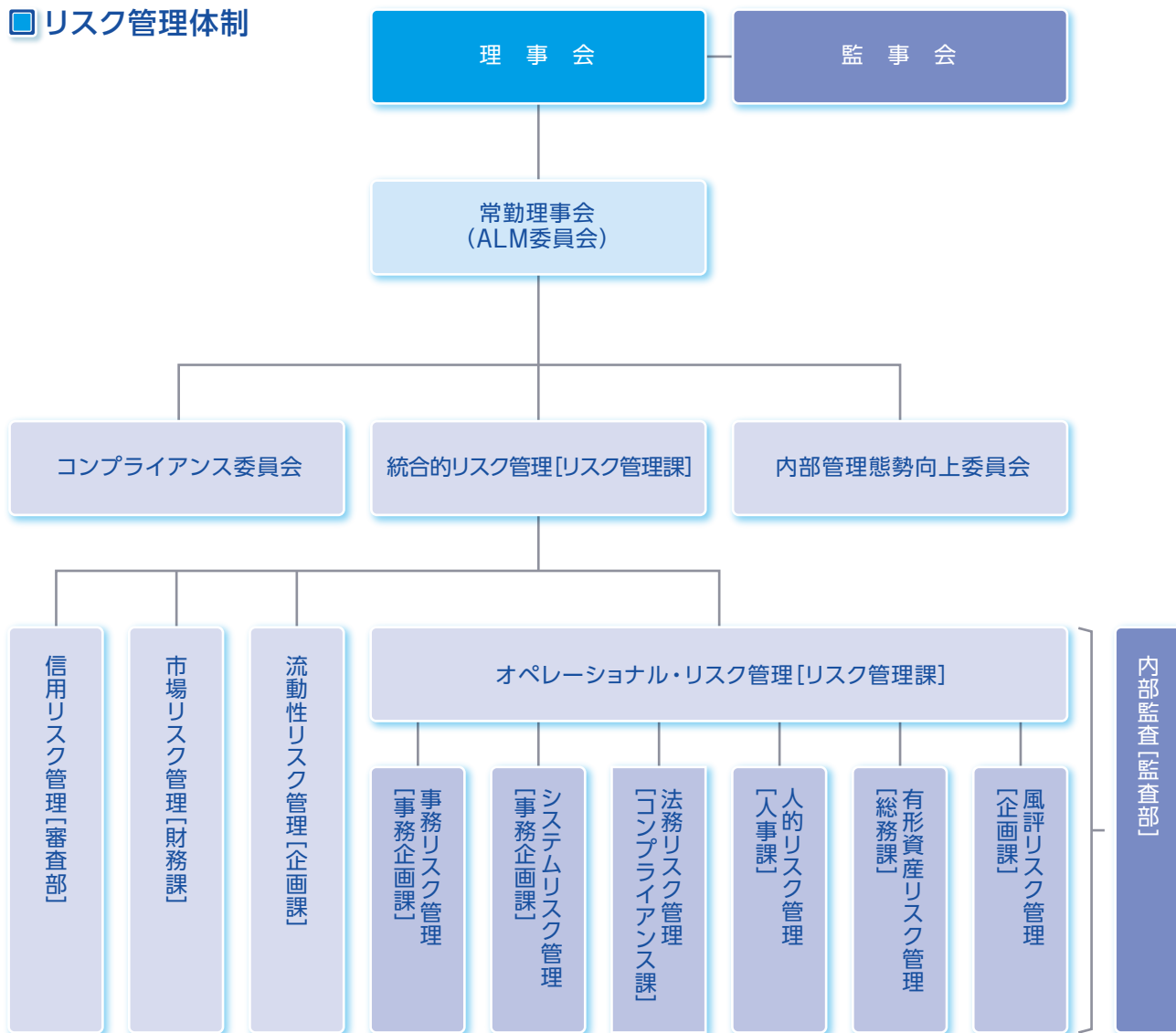
金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化が進んでおり、リスク管理の重要性はますます高くなっています。当組合は、市場環境の変化によって業績が左右されるような有価証券などの運用を避け、本来業務に特化したシンプルな経営方針のもと、リスク管理の充実・強化に取り組んでいます。

■ 統合的リスク管理体制

統合的リスク管理(リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法)を行い、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクル(計画→実行→チェック→改善)を行うことにより当組合の限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでいます。

「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき、経営陣が管理すべき各種リスクについて常勤理事会を定期的・機動的に開催し、経営体力への影響や改善策について検討しています。

■ リスク管理体制



□ リスクについて

	内 容	管理方針	
信用リスク管理	お客様の財務状況の悪化などにより、貸出金などの資産の価値が減少あるいは毀損し、損失を被るリスクをいいます。	信用リスクの評価にあたっては、お客様の財務状況のみならず、経営資質、技術力、成長性や個人との一体判断による償還能力などを総合的に判定する信用格付を実施するとともに、審査部門が「クレジットポリシー」などの規定に従い、厳正な審査を実施しています。 また、信用リスクの管理にあたっては、「信用格付システム」による企業格付を審査に活用するとともに、特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めています。 さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングして、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しています。	
市場リスク管理	金利、有価証券の価格、為替などのさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。	定期的に「ALM委員会」を開催し、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどについてリスクの計量・分析を行うとともに、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスクをコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理の高度化に努めています。	
流動性リスク管理	資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。	資金の運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めています。 また、「危機管理規程」、「危機管理対策要領」「緊急時対応マニュアル」などを定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しています。	
オペレーショナル・リスク管理	事務リスク管理	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱いに係る事務の厳正化をはかるとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした「事務取扱要領」や「事故防止対策」を定めてチェック体制の強化をはかっています。 また、正確な事務処理と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、監査を実施しています。 さらに、重点項目を定めて自店検査を実施しています。
	システムリスク管理	コンピュータの故障、誤作動など、システムの不備により損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	全国142の信用組合が加盟する信組情報サービス株式会社(SKI)の運営・管理する共同オンラインシステム(勘定系・情報系・顧客管理など)を利用しています。 また、万一事故が発生した場合に損失を最小限に抑えるための対応策(コンティンジェンシープラン)を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでいます。
	法務リスク管理	各種取引について、法令違反や不適切な契約などにより、損失が発生するリスクをいいます。	新商品・新サービスの取扱い時および各種契約時などについて、本部各部、顧問弁護士が連携し、法務リスクの未然回避に努めています。
	人的リスク管理	役職員の人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇などの問題)から生じる労務問題、健康問題、差別的行為(セクシュアルハラスメントなど)により損失を被るリスクをいいます。	人事管理の適切な実施および若手や女性を積極的に登用するなど職員のものごころに応える人事運営に努めるとともに、計画的な研修・教育により、人的リスクの管理能力の向上をはかっています。
	有形資産リスク管理	自然災害やその他の事象により、当組合が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。	管理すべき動産・不動産の現状を定期的に把握し、設備などの日常点検や「災害対策本部規程」などを整備して災害等に備えるなどリスクの削減に取り組んでいます。
	風評リスク管理	市場関係者の噂、マスコミによる報道、事故やトラブルなどがきっかけとなって評判が悪化し、損失を被るリスクをいいます。	適切なディスクロージャーの実施や格付の公表により、経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めています。

総代会制度について

□ 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上をはかることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

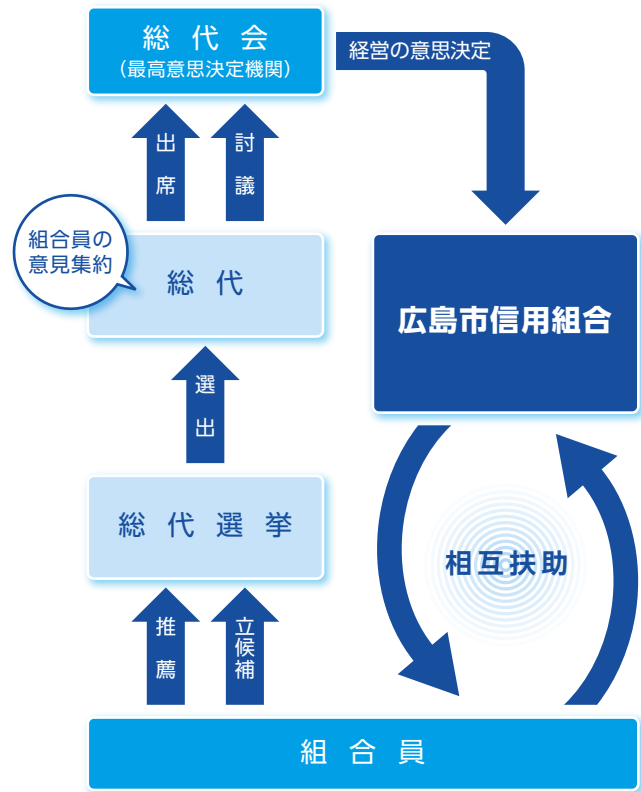
組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員数が大変多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。

総代会では、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

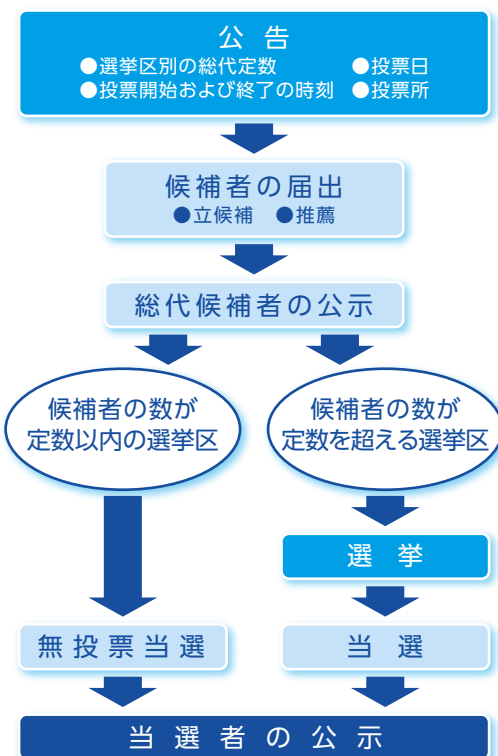
当組合では、総代会に限定することなく、顧客満足度アンケートや日常の営業活動を通じて総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



□ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し、適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出され、任期は3年となっています。

総代定数は、「100人以上120人以内」と定款で定めています。



□ 総代会の議決事項

第71期通常総代会(令和5年6月9日開催)では、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

【報告事項】

第71期 事業報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

【議決事項】

第1号議案 第71期剰余金処分案承認の件

第2号議案 役員賞与支給の件

第3号議案 第72期事業計画および収支予算案承認の件

第4号議案 理事任期満了につき改選の件

第5号議案 監事任期満了につき改選の件

第6号議案 組合員除名の件



選挙区別総代氏名

令和5年6月9日現在、アイウエオ順、敬称略

選挙区		総代氏名	
広島市	中区	本店地区(7)	竹本 元和⑥、中村 仁士⑨、松本 洋介⑩、的場 省三⑩、三島 豊⑩、山本 明弘⑤、山田 和弘⑤
		堺町支店地区(2)	福原 康方⑦、吉田 武夫⑨
		鷹の橋支店地区(5)	佐伯 穰⑩、田中 文貴⑤、松本 至⑩、山根 鈍三郎⑩、山本 尚眞⑩
		葉研堀支店地区(2)	越智 基浩⑩、久保田 育造⑩
		江波支店地区(2)	久保 二彦②、中西 保二①
	東区	戸坂支店地区(2)	川野 秀昇⑧
	西区	三篠支店地区(2)	赤木 清次⑨、大野 豊①
		己斐支店地区(1)	田中 一範⑦
		古江支店地区(2)	有田 光博⑦、西本 幸男⑥
		商工センター支店地区(2)	加藤 博基①、若林 博行⑩
	南区	駅前支店地区(6)	畝川 芳彦⑧、大巳 和晴⑩、倉田 俊和⑩、高橋 芳輝⑩、松井 喬⑩
		南支店地区(2)	田原 十郎②、古岡 照康①
		東雲支店地区(2)	景山 善美①、波田 達郎⑩
		大河支店地区(2)	松中 清信⑦、山田 英雄⑩
		出島支店地区(2)	中野 三蔵⑩、浜田 広⑩
		向洋支店地区(2)	井上 俊一②、大槻 房蔵⑩
	安佐南区	長束支店地区(2)	緋田 純一⑧、京良 克郎⑩
		安支店地区(2)	新田 高春⑩、二村 正信⑧
	安佐北区	可部支店地区(3)	佐々岡 剛①、杉野 禮俊①、三谷 泰典⑧
	佐伯区	五月が丘支店地区(2)	大江 英毅⑩、吉田 孝文⑩
五日市支店地区(2)		青木 正則②、大田 憲治⑩	
東広島市	西条中央支店地区(8)	黒田 勝英⑧、世羅 勝也⑧、玉井 寛男⑧、前垣 壽男⑩、前場 敬造⑧、渡部 和雄⑧、渡部 俊司⑧	
	黒瀬支店地区(4)	金光 正昭⑧、久保木 辰幸⑧、平田 寛治⑧、八城 護⑦	
廿日市市	廿日市支店地区(2)	佐古 雅則⑩、廣瀬 良治⑩	
	宮内支店地区(2)	川西 哲憲⑧、橘谷 信⑧	
竹原市	竹原支店地区(11)	今市 恵誉⑧、大森 寛⑧、押川 克孝⑧、杉田 求⑧、竹鶴 寿夫⑧、友谷 元行⑧、日向 輝武⑧、平原 幹生⑧、水内 繁⑧、安田 幸男⑧、山本 静司⑧	
	荘野支店地区(2)	天内 茂樹⑧、小坂 政司⑧	
呉市	広支店地区(2)	藤井 秀昭②、宮首 義信②	
	安浦支店地区(10)	青木 好美⑧、石黒 昌司⑧、大西 洋⑧、亀山 博司⑧、瀬川 宏明⑧、半司 観英⑦、堀尾 忠男⑧、安本 春男⑦、吉田 政幸⑦	
安芸高田市	吉田支店地区(2)	石飛 慶久⑩、土本 正太郎⑩	
安芸郡	府中支店地区(2)	中村 美智子②	
	海田支店地区(2)	勝矢 博⑧、三戸 昭次⑨	
山県郡	千代田支店地区(3)	居田 正⑩、森下 公造⑩	
	大朝支店地区(1)	長田 克司⑤	
豊田郡	木江支店地区(5)	菅 正憲⑧、佐々木 大平⑦、信谷 裕⑦、松浦 明治⑧、山田 穰⑦	

(注) 総代定数は()付き数字で、就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しています。

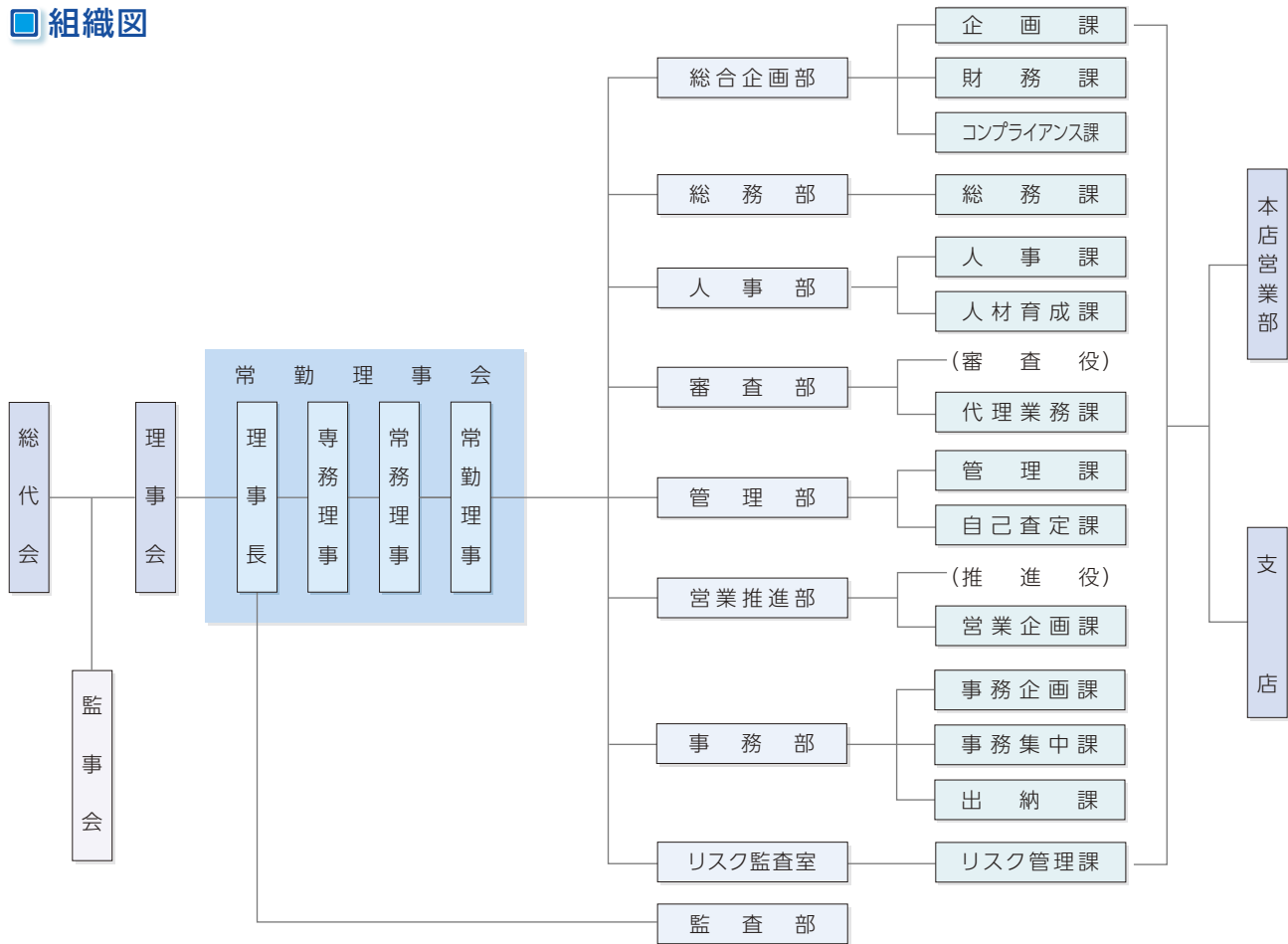
総代の属性別構成比

職業別	個人9.6%、個人事業主17.3%、法人役員73.1%
年代別	50歳代以下3.8%、60歳代20.2%、70歳代35.6%、80歳代以上40.4%
業種別	製造業18.3%、不動産業14.4%、卸売業・小売業23.1%、建設業15.4%、運輸業3.8%、その他サービス業25.0%

※業種別は個人事業主、法人役員で構成しています。

組織図／役員／職員／組合員

組織図



役員

理事長	やまもと あきひろ 山本 明弘	常勤理事(総合企画部長)	なかの けんじ 中野 健司	常勤監事	すぎもと たかし 杉本 隆司
専務理事(営業推進部長)	やまね かつまさ 山根 勝正	常勤理事(総務部長)	たさか ひろや 田坂 浩也	監事(員外監事)	つやま なおと 津山 直登
専務理事(事務部長兼 リスク監査室長)	はたの ともゆき 波多野智之	理事	さぐらい ふみあき 櫻井 文晶		
常勤理事(本店営業部長)	かわて ひであき 河手 英明	理事	わたなべ かずこ 渡邊 和子		

(令和5年6月9日現在)

※当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人

暁和監査法人

職員

	令和3年度末 (人)	令和4年度末 (人)
男性	187	190
女性	171	169
合計	358	359

(注)役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

組合員・出資金

	令和3年度末		令和4年度末	
	組合員数 (人)	出資金 (百万円)	組合員数 (人)	出資金 (百万円)
個人	57,756	15,911	57,966	18,822
法人	10,484	3,720	10,996	4,602
合計	68,240	19,631	68,962	23,424

(注)出資1口の金額は500円となっています。

資 料 編

● 収益の状況	59
● 預金の状況	61
● 貸出金の状況	61
● 有価証券の状況	65
● 内国為替の状況／経営諸比率	66
● 自己資本の充実の状況について	67
● 役員等の報酬体系	73
● 地域密着型金融の推進状況	74
● 預金のご案内	77
● ローンのご案内	78
● サービスのご案内	79
● 手数料のご案内	80
● 店舗等のご案内	81
● 沿 革	83

■ 業務粗利益および業務純益等

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度
資金運用収支	資金運用収益	16,216,166	17,068,509
	資金調達費用	791,733	766,230
	資金運用収支	15,424,432	16,302,278
役務取引等収支	役務取引等収益	1,409,728	1,601,660
	役務取引等費用	482,075	454,640
	役務取引等収支	927,653	1,147,019
その他の業務収支	その他業務収益	52,905	27,666
	その他業務費用	176	921
	その他の業務収支	52,728	26,745
業務粗利益		16,404,815	17,476,043
業務粗利益率		1.58%	1.69%
業務純益		11,534,041	11,307,079
実質業務純益		11,041,634	11,954,817
コア業務純益		11,041,634	11,954,817
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		11,041,634	11,954,817

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度・令和4年度費用はともにもありません。)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

$$3. \text{業務純益} = \text{業務収益} - (\text{業務費用} - \text{金銭の信託運用見合費用})$$

$$4. \text{実質業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額}$$

$$5. \text{コア業務純益} = \text{実質業務純益} - \text{国債等債券損益}$$

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

		年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)	
資金運用勘定	資金運用勘定	令和3年度	1,034,094	16,216,166	1.56	
		令和4年度	1,029,498	17,068,509	1.65	
	うち貸出金	令和3年度	677,546	15,113,469	2.23	
		令和4年度	758,058	15,974,409	2.10	
	うち預け金	令和3年度	295,556	358,440	0.12	
		令和4年度	203,271	252,033	0.12	
	うち有価証券	令和3年度	58,575	515,959	0.88	
		令和4年度	65,752	616,218	0.93	
	資金調達勘定	資金調達勘定	令和3年度	977,561	791,733	0.08
			令和4年度	966,100	766,230	0.07
うち預金積金		令和3年度	796,860	789,829	0.09	
		令和4年度	844,401	760,148	0.09	
うち譲渡性預金		令和3年度	3,520	732	0.02	
		令和4年度	4,235	4,847	0.11	
うち借入金		令和3年度	176,946	-	-	
		令和4年度	117,216	-	-	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度191百万円、令和4年度165百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度・令和4年度残高はともにもありません。)および利息(令和3年度・令和4年度利息はともにもありません。)をそれぞれ控除して表示しています。

(単位:百万円)

■ 受取利息および支払利息の増減

	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	591	852
支払利息の増減	△47	△25

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
役 務 取 引 等 収 益	1,409,728	1,601,660
受 入 為 替 手 数 料	158,221	156,708
そ の 他 の 受 入 手 数 料	1,251,432	1,444,851
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	75	101
役 務 取 引 等 費 用	482,075	454,640
支 払 為 替 手 数 料	95,418	85,119
そ の 他 の 支 払 手 数 料	23,309	4,618
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	363,348	364,903
役 務 取 引 等 利 益	927,653	1,147,019

■ その他業務利益の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
そ の 他 業 務 収 益	52,905	27,666
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	52,905	27,666
そ の 他 業 務 費 用	176	921
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	176	921
そ の 他 業 務 利 益	52,728	26,745

■ 経費の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
人 件 費	2,692,458	2,812,947
報 酬 給 料 手 当	2,135,991	2,184,797
退 職 給 付 費 用	159,937	166,263
そ の 他	396,529	461,886
物 件 費	2,456,710	2,549,565
事 務 費	742,055	804,704
固 定 資 産 費	486,167	613,902
事 業 費	538,570	565,973
人 事 厚 生 費	86,200	71,945
減 価 償 却 費	391,474	379,091
そ の 他	212,240	113,948
税 金	317,670	307,598
合 計	5,466,839	5,670,111

□ 預金種目別平均残高

	令和3年度		令和4年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
流動性預金	195,352	24.41	210,992	24.86
定期性預金	600,737	75.06	632,630	74.55
譲渡性預金	3,520	0.44	4,235	0.50
その他の預金	770	0.09	779	0.09
合計	800,380	100.00	848,637	100.00

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 2.定期性預金=定期預金+定期積金 3.その他の預金=別段預金+納税準備預金

□ 定期預金の金利区分別残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定金利	581,200	99.92	605,360	99.92
変動金利	168	0.03	155	0.03
その他	322	0.05	335	0.05
合計	581,691	100.00	605,851	100.00

□ 預金者別預金残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
個人	571,709	71.22	592,893	70.44
法人	231,048	28.78	248,750	29.56
一般法人	155,151	19.33	169,130	20.10
金融機関	1,251	0.15	1,456	0.17
公金	18,796	2.34	17,266	2.05
その他	55,849	6.96	60,897	7.24
合計	802,757	100.00	841,643	100.00

□ 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	322	335

□ 貸出金種類別平均残高

	令和3年度		令和4年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
割引手形	971	0.14	1,191	0.16
手形貸付	59,055	8.72	75,279	9.93
証書貸付	606,878	89.57	665,094	87.74
当座貸越	10,640	1.57	16,492	2.17
合計	677,546	100.00	758,058	100.00

貸出金の金利区別残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
固定金利	604,684	85.85	372,235	47.73
変動金利	99,686	14.15	407,661	52.27
合計	704,370	100.00	779,896	100.00

貸出金業種別残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
製造業	39,651	5.63	44,136	5.66
農業、林業	1,596	0.23	1,801	0.23
漁業	796	0.11	833	0.11
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.00	4	0.00
建設業	103,100	14.64	114,102	14.63
電気、ガス、熱供給、水道業	5,916	0.84	5,827	0.75
情報通信業	4,519	0.64	4,606	0.59
運輸業、郵便業	26,156	3.71	28,937	3.71
卸売業、小売業	54,935	7.80	57,897	7.42
金融業、保険業	929	0.13	1,370	0.18
不動産業	230,239	32.69	263,821	33.83
物品賃貸業	1,636	0.23	1,753	0.22
学術研究、専門・技術サービス業	13,488	1.92	15,515	1.99
宿泊業	1,583	0.22	1,629	0.21
飲食業	15,992	2.27	17,858	2.29
生活関連サービス業、娯楽業	12,893	1.83	15,297	1.96
教育、学習支援業	1,785	0.25	2,372	0.30
医療、福祉	3,081	0.44	3,470	0.44
その他のサービス	33,042	4.69	40,833	5.24
その他の産業	2,233	0.32	2,667	0.34
小計	553,585	78.59	624,737	80.10
地方公共団体	4,463	0.64	4,032	0.52
個人(住宅・消費・納税資金等)	146,321	20.77	151,125	19.38
合計	704,370	100.00	779,896	100.00

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金使途別残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
運転資金	318,159	45.17	346,003	44.37
設備資金	386,211	54.83	433,893	55.63
合計	704,370	100.00	779,896	100.00

貸出金担保別残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
当組合預金積金 有価証券	3,932	0.56	3,614	0.46
不動産	34	0.00	34	0.00
不動産	2,112	0.30	2,558	0.33
その他の	385,932	54.79	433,681	55.61
	—	—	—	—
小計	392,012	55.65	439,888	56.40
信用保証協会・信用保証	100,088	14.21	104,785	13.44
信用	140,720	19.98	148,063	18.98
	71,548	10.16	87,159	11.18
合計	704,370	100.00	779,896	100.00

債務保証見返担保別残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
当組合預金積金 不動産	87	12.13	178	26.44
その他の	233	32.20	197	29.26
	—	—	—	—
小計	320	44.33	376	55.70
信用保証協会・信用保証	—	—	—	—
信用	395	54.58	292	43.24
	7	1.09	7	1.06
合計	723	100.00	676	100.00

個人ローン残高

	令和3年度末		令和4年度末	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
住宅ローン	68,600	95.14	69,905	95.73
その他のローン	3,503	4.86	3,118	4.27
合計	72,103	100.00	73,024	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	247	224
株式会社商工組合中央金庫	226	136
株式会社日本政策金融公庫	77	63
独立行政法人住宅金融支援機構	1,301	1,157
独立行政法人福祉医療機構	152	92
独立行政法人中小企業基盤整備機構	51	46
合計	2,057	1,721

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	6	0

金融再生法開示債権等の保全・引当状況

(単位:百万円)

	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B) + (C)	保全率 (%) (D) / (A)	貸倒引当引当率 (%) (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	2,186	795	1,391	2,186	100.00%	100.00%
	令和4年度	508	272	236	508	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和3年度	6,125	2,546	3,555	6,101	99.61%	99.34%
	令和4年度	4,977	2,261	2,716	4,977	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	令和3年度	3,898	789	876	1,665	42.71%	28.17%
	令和4年度	6,634	1,138	1,430	2,568	38.71%	26.02%
三月以上延滞債権	令和3年度	59	49	13	62	104.25%	123.39%
	令和4年度	148	12	32	44	29.85%	23.50%
貸出条件緩和債権	令和3年度	3,839	740	863	1,603	41.75%	27.83%
	令和4年度	6,486	1,126	1,398	2,524	38.91%	26.08%
不良債権計	令和3年度	12,209	4,130	5,821	9,952	81.51%	72.06%
	令和4年度	12,119	3,672	4,382	8,054	66.45%	51.87%
正 常 債 権	令和3年度	693,263					
	令和4年度	768,843					
合 計	令和3年度	705,472					
	令和4年度	780,962					

※1) 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。

※2) 令和3年度はバルクセル(債権売却)を3,229百万円実施し、令和4年度はバルクセル(債権売却)を7,504百万円実施しております。ただし、部分直接償却は実施しておりません。

※3) 令和4年度の「危険債権」のうちには年金住宅融資関係の返済分20百万円が含まれ、正常に返済されております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に揚げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金(1および2に揚げるものを除く。)です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1および2に揚げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2および4に揚げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2および3に揚げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」および「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息および仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されているものです。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券の評価

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
取得価格	65,668	65,417
時価	66,210	65,043
評価損益	541	▲374

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2.金銭の信託およびデリバティブ等商品の取扱いはありません。

有価証券種類別平均残高

	令和3年度		令和4年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国債	7,642	13.05	7,470	11.36
社債	45,169	77.11	51,777	78.75
株式	5,517	9.42	6,258	9.52
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	245	0.42	245	0.37
合計	58,575	100.00	65,752	100.00

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和3年度末						令和4年度末					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計
国債	120	320	1,731	5,347	—	7,518	120	200	1,731	5,342	—	7,394
社債	302	5,715	33,100	12,752	—	51,871	901	7,843	32,180	10,574	—	51,499
株式	—	—	—	—	6,707	6,707	—	—	—	—	7,483	7,483
その他の証券	—	—	—	—	245	245	—	—	—	—	273	273
合計	422	6,036	34,832	18,099	6,953	66,343	1,021	8,043	33,911	15,917	7,757	66,651

公共債の窓口販売実績

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国債	—	—

公共債引受額

該当ございません。

オプション取引の時価情報

該当ございません。

公共債ディーリング実績

該当ございません。

先物取引の時価情報

該当ございません。

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

オフバランス取引の状況

該当ございません。

内国為替取扱実績

		令和3年度		令和4年度	
		件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
振込・送金	他の金融機関向け	258,265	417,862	279,547	443,450
	他の金融機関から	387,392	457,105	401,774	461,596
代金取立	他の金融機関向け	2,123	3,920	1,280	2,411
	他の金融機関から	158	337	75	199

預貸率および預証率

(単位:%)

		令和3年度	令和4年度
		預貸率	
	(期中平均)	84.65	89.32
	(期末)	87.63	92.11
預証率	(期中平均)	7.31	7.74
	(期末)	8.25	7.87

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当たり・1店舗当たり預金残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当たり預金残高	2,245	2,358
1店舗当たり預金残高	22,964	24,189

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

職員1人当たり・1店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当たり貸出金残高	1,967	2,172
1店舗当たり貸出金残高	20,124	22,282

(注) 貸出金残高には当座貸越を含んでいます。

総資産利益率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.60	0.64
総資産当期純利益率	0.43	0.44

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回(a)	1.56	1.65
資金調達原価率(b)	0.62	0.65
総資金利鞘(a-b)	0.94	1.00

自己資本の充実の状況について(その1)

■ 自己資本の構成に関する事項(1)

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	56,291	64,185
うち、出資金及び資本剰余金の額	19,714	23,507
うち、利益剰余金の額	37,165	41,340
うち、外部流出予定額(△)	588	662
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,825	5,473
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,825	5,473
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	253	119
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	61,371	69,779
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	74	112
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	74	112
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	45	1
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	119	113
自己資本		
自己資本の額(ハ)=(イ)-(ロ)	61,251	69,665
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	577,293	639,015
資産(オン・バランス)項目	575,258	638,456
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,820	2,664
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	2,820	2,664
オフ・バランス等取引項目	2,035	558
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-

■ 自己資本の構成に関する事項 (2)

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	30,377	31,812
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	607,671	670,827
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.07%	10.38%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)					
項番		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔNII(期間収益の変動)	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	30,031	24,021	4,409	4,551
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	17,079	12,342		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	30,031	24,021	4,409	4,551
		令和3年度	令和4年度		
8	自己資本の額	61,251	69,665		

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末からΔEVE^{*}を開示しております。また、令和2年3月末からΔNII^{**}を開示しております。
- ※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- ※ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (5) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 - (6) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 - (7) 内部モデルは使用していません。
 - (8) 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和5年3月末のΔEVEは240億円(前期末比△60億円) ΔNIIは45億円(前期比+1億円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
 - (9) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
4. ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額合計	577,293	23,091	639,015	25,560
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	574,472	22,978	636,350	25,454
(i) ソブリン向け	3,966	158	4,005	160
(ii) 金融機関向け	33,972	1,358	30,128	1,205
(iii) 法人等向け	165,022	6,600	190,906	7,636
(iv) 中小企業等・個人向け	96,431	3,857	100,352	4,014
(v) 抵当権付住宅ローン	35,491	1,419	39,151	1,566
(vi) 不動産取得等事業向け	178,427	7,137	206,463	8,258
(vii) 三月以上延滞等	953	38	990	39
(viii) 出資等	3,044	121	6,626	265
出資等のエクスポージャー	3,044	121	6,626	265
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会 の対象普通出資等で あってコア資本に係る 調整項目の額に算入さ れなかった部分に係る エクスポージャー	2,416	96	2,416	96
(xi) その他	54,745	2,189	55,310	2,212
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドレート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	2,820	112	2,664	106
⑤他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかつ たものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連 エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	30,377	1,215	31,812	1,272
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	607,671	24,306	670,827	26,833

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびに
オフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金
融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公
社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内にお
いてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国
際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日か
ら3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン
向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向
け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、
有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	1,947	2,951
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	1,947	2,951
製 造 業	66,118	70,601	40,070	44,570	24,454	24,437	-	-	-	58
農 業、林 業	1,725	1,985	1,725	1,985	-	-	-	-	-	-
漁 業	894	925	894	925	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	305	307	5	7	300	300	-	-	-	-
建 設 業	111,509	122,433	108,181	119,107	2,721	2,719	-	-	269	932
電気・ガス・熱供給・水道業	8,034	7,916	6,136	6,019	1,225	1,223	-	-	-	-
情 報 通 信 業	6,925	6,716	4,595	4,699	1,840	1,530	-	-	-	5
運 輸 業、郵 便 業	31,238	33,973	26,589	29,337	4,355	4,341	-	-	9	62
卸 売 業、小 売 業	59,467	62,307	56,069	58,927	3,392	3,373	-	-	289	263
金 融 業、保 険 業	253,609	154,050	1,031	1,473	1,201	1,201	-	-	-	46
不 動 産 業	238,577	272,436	233,198	267,069	5,365	5,358	-	-	404	557
物 品 賃 貸 業	1,636	1,753	1,636	1,753	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	15,116	17,361	15,116	17,361	-	-	-	-	-	205
宿 泊 業	1,583	1,644	1,583	1,644	-	-	-	-	-	260
飲 食 業	17,452	19,353	17,450	19,353	-	-	-	-	161	33
生活関連サービス業、娯楽業	14,630	17,051	14,626	17,047	-	-	-	-	4	3
教育、学習支援業	1,785	2,372	1,785	2,372	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	3,259	3,648	3,081	3,470	-	-	-	-	-	22
その他のサービス	43,127	50,878	36,103	43,856	7,016	7,014	-	-	206	139
そ の 他 の 産 業	2,528	2,945	2,528	2,945	-	-	-	-	-	20
国・地方公共団体等	12,000	11,445	4,463	4,032	7,518	7,394	-	-	-	-
個 人	128,221	132,611	128,221	132,611	-	-	-	-	601	341
そ の 他	17,082	16,779	1,449	102	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	1,947	2,951
1 年 以 下	290,280	339,294	186,511	252,872	422	1,021	-	-	-	-
1年超 3年以下	241,778	326,822	99,630	259,615	2,947	4,207	-	-	-	-
3年超 5年以下	88,905	140,764	79,817	136,927	3,088	3,836	-	-	-	-
5年超 7年以下	68,099	59,237	63,046	54,271	5,052	4,966	-	-	-	-
7年超 10年以下	96,477	75,967	66,697	47,022	29,779	28,945	-	-	-	-
10 年 超	226,705	45,820	208,605	29,903	18,099	15,917	-	-	-	-
期間の定めのないもの	9,608	9,001	914	62	-	-	-	-	-	-
そ の 他	14,974	14,588	1,320	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
 4. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	令和 3 年度	5,318	4,825	5,318	4,825
	令和 4 年度	4,825	5,473	4,825	5,473
個 別 貸 倒 引 当 金	令和 3 年度	2,880	3,606	1,540	4,945
	令和 4 年度	4,945	1,211	3,205	2,951
合 計	令和 3 年度	8,198	8,431	6,858	9,771
	令和 4 年度	9,771	6,684	8,031	8,425

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	2,880	4,945	3,606	1,211	1,540	3,205	4,945	2,951	6	0
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	2,880	4,945	3,606	1,211	1,540	3,205	4,945	2,951	6	0
製造業	18	58	40	0	0	0	58	58	-	0
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	51	-	-	-	51	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	550	1,435	1,381	327	495	830	1,435	932	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	6	6	6	-	6	6	6	-	-
運輸業、郵便業	61	295	261	-	26	233	295	62	-	-
卸売業、小売業	231	728	589	51	92	515	728	264	0	-
金融業、保険業	18	51	33	20	0	5	51	66	-	-
不動産業	1,285	1,360	653	212	579	1,015	1,360	557	4	0
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	260	-	-	-	260	-	-
飲食業	58	169	150	1	39	136	169	33	-	0
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-
医療、福祉	-	24	24	-	-	1	24	23	-	-
その他のサービス	345	482	256	149	119	282	482	349	1	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	263	335	211	186	139	180	335	341	0	0
合計	2,880	4,945	3,606	1,211	1,540	3,205	4,945	2,951	6	0

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、国外に該当する項目はありません。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	69,769	-	70,972
10%	-	37,736	-	40,245
20%	7,006	250,045	7,005	148,659
35%	-	93,968	-	104,590
50%	53,517	1,390	54,028	67
75%	-	130,014	-	134,307
100%	1,251	390,442	1,251	448,999
150%	-	450	-	635
250%	-	1,235	-	735
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	61,775	975,054	62,285	949,213

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものを記載しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項
該当ございません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ございません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		101,069	20,441	2,260	3,323	-	-
① ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け		92,600	12,800	-	-	-	-
③ 法人等向け		3,043	2,909	80	97	-	-
④ 中小企業等・個人向け		2,005	1,817	2,159	3,185	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		59	45	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		3,359	2,869	6	27	-	-
⑦ 三月以上延滞等		0	-	13	12	-	-

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	6,700	6,700	7,504	7,504
非上場株式等	2,751	-	2,772	-
合計	9,452	6,700	10,276	7,504

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	14	30

(注)損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	674	1,233

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

(注)「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

普通出資	発行主体:広島市信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:23,424百万円
------	--

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。なお、当組合では理事全員および監事全員の報酬体系を開示しています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位:百万円)

	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	72	180
監 事	9	13
合 計	82	193

- (注)1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
- 2.対象役員は、理事10名、監事2名(退任役員を含む)です。
- 3.上記以外に支払った役員賞与金は理事47百万円、監事2百万円、役員退職慰労金は理事52百万円です。
- 4.上記のほか、使用人兼務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含む)は23百万円です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めています。

2.「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3.当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職手当規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

■ ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

項目	取組内容	令和4年度推進状況
創業・新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人ひろしまベンチャー育成基金への参画 ・ひろしま中小企業支援ネットのパートナー金融機関としての参画 ・よろず支援拠点との連携 	(1) 公益財団法人ひろしまベンチャー育成基金に平成19年度から参画し、役員と審査員の派遣と運用財産の拠出を行っています。 (2) 平成24年11月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、創業支援や新事業支援への取り組みを積極的に行っています。 (3) 中小企業者等への経営支援機能を補完・強化するため地域密着型金融の取り組みとして「ひろしま中小企業支援ネット」に参画しています。 (4) 相談先に悩む中小企業等の相談窓口として、販路拡大を始めとする様々な経営課題に対応し、相談内容に応じて、中小企業等への適切な支援機関の紹介や、支援機関において対応が困難な相談案件への対応等を実施する「よろず支援拠点」と連携して、支援体制の強化に努めています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・創業・新事業の支援を目的とした融資商品の推進 	(1) 創業・新事業の支援を目的とした商品「創業支援ローン」の令和5年3月末の利用実績は7件12百万円となりました。
成長段階支援	<ul style="list-style-type: none"> ・成長事業への支援としての取り組み 	(1) 成長事業の支援として「太陽光発電関連融資」「アグリ・農林事業者向け融資」等に取り組んでいます。
経営改善支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営支援先を選定し、本部と営業店が一体となったお客さまの経営改善支援 	(1) 経営支援先として381先を選定し、中小企業診断士の指導の下で本部と営業店が一体となってお客さまの経営支援に取り組んでおり、令和4年度は8先がランクアップしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による経営改善の取り組み 	(1) 広島県内の専門家派遣事業を推進して、お取引先の経営改善・経営課題等の解決に積極的に取り組んでいます。
事業再生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県中小企業活性化協議会等、外部専門家機関との連携による事業再生 	(1) 「広島県中小企業活性化協議会」と連携し、現在37先のお客さまの事業再生に取り組んでいます。 (2) 平成24年5月に建設企業の経営革新等を推進することを目的として「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」に加盟しました。 (3) 県内中小企業者の経営改善サポートを強化するために設置され、定期的に開催される広島県中小企業支援ネットワーク会議に出席し、中小企業者のお客さまに対する支援強化を推進しています。 (4) 広島県内企業の活性化に寄与すると判断し、平成23年5月「ひろしまイノベーション推進機構」からの要請を受け官民ファンドへ出資しています。 (5) 経営革新等支援機関(認定支援機関:税理士、中小企業診断士等)と連携し、現在35先のお客さまの事業再生に取り組んでいます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業金融円滑化法」終了後の取り組み 	(1) 中小企業金融円滑化法は平成25年3月末で終了しましたが、貸付条件の変更や円滑な資金供給等のご要望に、引き続ききめ細やかな対応で取り組んでいます。 (2) 中小企業金融円滑化法終了後の事業活性化を支援する取り組み商品として、平成25年5月に「事業活性化支援ローン」の取扱いを開始し、令和5年3月末の利用実績は257件3,170百万円となりました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえた取り組み 	(1) 「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえ、貸付条件の変更や新たな資金需要等に、きめ細かくスピード感を持って対応しています。 (2) 令和2年2月に「新型コロナウイルス関連対策ローン」の取扱いを開始し、令和5年3月末の利用実績は82件627百万円となりました。 (3) 令和3年5月まで取扱いした「新型コロナウイルス感染症対応資金」(実質無利子・無担保融資)の後継として「伴走支援型特別資金」を提案し借り換えにも対応しています。 (4) 令和2年5月に「学生応援ローン」、同年7月に「生活衛生同業組合員向けサポートローン」の取扱いを開始し、令和5年3月末の利用実績は合計で37件14百万円となりました。 (5) 令和2年5月から令和5年3月末までの貸付条件の変更実績は累計で6,274件となりました。
事業承継	<ul style="list-style-type: none"> ・「シシヨービジネスクラブ」等を活用した事業承継の支援 	(1) 事業承継セミナーを令和4年4月に開催し、ビジネスクラブ会員にも案内をしました。 (2) 外部専門家との連携を強化して、事業承継支援に取り組めます。

■ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

項目	取組内容	令和4年度推進状況										
融資などへの取組み 担保・保証に過度に依存しない	<p>・キャッシュフローを重視し、過度に担保・保証人に依存しない融資商品である「スーパービジネスローン」、「ドリームローン」、「地域創生支援ローン」ならびにカードローンなどの継続推進およびABLの活用</p>	<p>(1)平成15年から、キャッシュフローを重視し、過度に担保・保証人に依存しない融資商品である、「スーパービジネスローン」、「ドリームローン」、「地域創生支援ローン」を取扱い、令和5年3月末の利用実績は3商品合計で824件5,889百万円となりました。</p> <p>また、カードローン商品として「ビジネスカードローン」、「パーソナルカードローン」、「ゆとりカードローン」を取扱い、令和5年3月末の利用実績は3商品合計で361件1,334百万円となりました。</p> <p>(2)平成22年8月からお使いみち自由で事業性資金・借り換えも可能なフリーローン「快速アシスト」の取扱いを開始しました。令和5年3月末の利用実績は63件65百万円となりました。</p> <p>(3)ABL(動産・売掛金担保融資)の活用を行っています。</p> <p>(4)平成26年2月1日より適用開始となった「経営者保証に関するガイドライン」について、適切な対応を行っています。</p> <p>(5)平成26年8月に発生した広島土砂災害の被災者および平成30年7月に発生した西日本豪雨災害の被災者を対象とした「シンヨー災害復旧事業者ローン」および「シンヨー災害復旧ローン」を取扱いました。また、令和3年8月の大雨被害にも、上記のローンで被災者支援を行い、令和5年3月末の利用実績は17件137百万円となりました。</p>										
企業の将来性、技術力を的確に評価できる 能力など、人材育成への取組み	<p>・企業の将来性、技術力を的確に評価できる目利き能力の向上のため各種研修参加による人材育成への積極的な取組み</p>	<p>(1)中国ブロック信用組合協議会が主催する次の研修に参加しました</p> <table border="0"> <tr> <td>渉外・融資推進(初級)研修</td> <td>(令和4年 5月 8名)</td> </tr> <tr> <td>目利き・事業性評価研修</td> <td>(令和4年 6月 4名)</td> </tr> <tr> <td>企業再生支援研修</td> <td>(令和4年 6月 3名)</td> </tr> <tr> <td>融資査定診断士育成研修</td> <td>(令和4年 9月 6名)</td> </tr> <tr> <td>企業支援ランクアップ研修</td> <td>(令和4年11月 5名)</td> </tr> </table> <p>(2)全国信用組合中央協会等が主催する研修に職員を派遣しています。</p> <p>(3)外部講師による融資勉強会を毎月1回開催し、職員全体のスキルアップに取り組んでいます。</p>	渉外・融資推進(初級)研修	(令和4年 5月 8名)	目利き・事業性評価研修	(令和4年 6月 4名)	企業再生支援研修	(令和4年 6月 3名)	融資査定診断士育成研修	(令和4年 9月 6名)	企業支援ランクアップ研修	(令和4年11月 5名)
渉外・融資推進(初級)研修	(令和4年 5月 8名)											
目利き・事業性評価研修	(令和4年 6月 4名)											
企業再生支援研修	(令和4年 6月 3名)											
融資査定診断士育成研修	(令和4年 9月 6名)											
企業支援ランクアップ研修	(令和4年11月 5名)											

■ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

項目	取組内容	令和4年度推進状況
地域活性化につながる多様なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度アンケート調査の意見を反映した取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 顧客満足度の向上に向けた第17回アンケート調査を令和4年3月に実施、令和4年6月にディスクロージャー誌上で回答の分析結果を公表しました。 (2) 利用者満足度の向上に向けたアンケート調査の意見を反映し、令和4年6月に己斐支店を新築移転オープンしました。 (3) 店舗外へのATM設置を推進し利便性の向上に努めています。令和4年度は福屋八丁堀本店と広島市民病院に設置しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化につながる各種取り組み(地域貢献、環境問題、金融教育、多重債務者問題等) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成29年に創設した給付型奨学金「シシンヨーはばたき奨学金」は令和4年度も継続し、5月から今年度分の給付を開始しました。 (2) 令和4年6月と8月に、竹原支店と荘野支店で中学生と高校生の職場体験学習に協力しました。 (3) 地域貢献の一環として令和4年7月マツダ スタジアムで開かれたプロ野球「広島東洋カープ×読売ジャイアンツ」戦をスポンサードゲームとして開催し、役職員とその家族等を招待しました。 (4) 令和4年8月、12名の大学生をインターンシップ研修として受け入れ、金融業務を体験していただきました。 (5) 9月3日の「しんくみの日」にあわせ令和4年9月に献血運動を実施、役職員および近隣にお勤めの方など50名が参加し、40名の方に献血をしていただきました。 (6) ビジネスマッチングを取引先に紹介し、次のマッチングに参加しました。 2022しんくみ食のビジネスマッチング展(令和4年10月～11月、オンライン商談会) 第7回しんくみビジネスマッチング(令和4年11月、岡山) (7) 令和4年4月、中国財務局の「多重債務相談」および「金融ほっとライン」のチラシを営業店に備え置き、広報しました。 (8) 令和4年8月、法務省からの依頼を受け、「あなたと家族をつなぐ相続登記」についてデジタルサイネージ、チラシで広報しました。 (9) 多重債務者対策本部等が主催する多重債務者相談強化キャンペーン(令和4年9月～12月)に協力し、デジタルサイネージ、リーフレットで広報しました。 (10) 令和4年11月、広島市経済観光局の依頼を受け、「ビジネスフェア中四国2023出展者募集」のリーフレットを営業店に備え置き、広報しました。 (11) 令和4年11月、厚生労働省からの依頼を受け、「年金生活者支援給付金制度」のチラシ等を営業店に備え置き、広報しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育を通じて、地域社会と中小企業金融の発展、ならびに、教育支援や人材育成に貢献する取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年3月、当組合理事長が広島修道大学の特別客員教授に再任されました。 (2) 平成21年度からの取り組みである産学連携は、令和4年度も継続して実施しており、理事長が令和4年7月に広島経済大学で講義を行いました。

預金の種類	商品内容	お預入期間	お預入金額	
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 定期預金をセットすることで、定期預金の90%以内、最高200万円まで自動的にご融資が受けられます。			
普通預金	いつでも自由に出し入れができる預金です。キャッシュカードによる払い出しや振込、給与・年金などの自動受取、公共料金などの自動支払など、日常のお財布代わりにご利用ください。	いつでも 出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	出し入れ自由な貯蓄専用の預金です。 さしむきお使いにならないお金の短期運用にご利用ください。 普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。			
納税準備預金	納税のための資金を日頃から準備しておく預金です。 お利息は非課税となります。	ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	1円以上	
当座預金	お取引の支払いに手形、小切手をご利用いただける預金です。 会社や商店などでは資金管理ができ便利で安心です。	いつでも 出し入れ自由	1円以上	
通知預金	短期的にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払い出しは払出日の2日前までにご連絡ください。	7日以上	3万円以上	
定期預金	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適の預金です。	1,000万円以上	
	スーパー定期預金	余裕資金の運用に最適の預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。	1か月以上5年以内	
	変動金利定期預金	お預入日の約定利率が6か月毎に見直される預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。	2年または3年	
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算となる個人専用の預金です。 据置期間(1年)経過後は、1か月前に満期日が指定でき、預金の一部解約も可能です。	1年以上3年以内	
定期積金	毎月一定の日に掛金を積み立てていく預金です。 事業の拡張資金、財産形成・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。	1年以上5年以内	1,000円以上	
財形預金	財形年金預金	将来の年金としてお受取りいただくための預金です。 財形住宅預金と合算で元本550万円までお利息が非課税となる制度があります。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得および増改築の資金づくりに最適の預金です。 財形年金預金と合算で元本550万円までお利息が非課税となる制度があります。		
	一般財形預金	貯蓄目的が自由で便利な預金です。	3年以上	1,000円以上


預金等の保護について

金融機関が破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となっています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
	外貨預金・元本補てんのない金銭信託・金融債(保護預り専用商品以外のもの)等	保護対象外(預金保険の対象外)

(注) 1. 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。
2. 保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)

	個人向けローン	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
お使いみちが自由なローン	ピーターパン ぱけっとカードローン	いつでも、どこでも、カード1枚でお気軽に利用できる簡単で頼りになるローンです。主婦の方も気軽にご利用でき、毎月の返済も定額なので計画的に返済できます。ご融資期間中でのコース変更もでき、最高70万円への変更コースがあります。	50万円・40万円・30万円・20万円の4コースからの選択	契約期間3年 (自動更新)
	総合口座 UP30	総合口座の便利さとローンを1冊の通帳にセット。ご返済は随時なので自己の都合で返済できます。	30万円・50万円の2コースからの選択	
	パーソナル カードローンII型	当組合とお取引がある方専用のカードローンです。	最高800万円	最長4年11か月 (所定の手続きにより更新)
	フリーローン “ベストフィット”	お使いみちご自由(プレミアムは事業性資金を除く)のローンで、おまとめにもご利用いただけます。ベストフィットはWebでも申込みいただけます。	最高1,000万円	最長10年
	フリーローン “プレミアム”			
	フリーローン “快速アシスト”	事業性資金や借り換え資金にも対応するお使いみち自由なローンです。個人事業主の方や専業主婦の方もご利用いただけます。	最高300万円	最長7年
	マイライフローン	ご自宅の資産価値をフルに活かし、ビッグなプラン実現に最適のローンです。	最高2,000万円 (不動産担保要)	最長20年
お使いみち特定のローン	“オールラウンド” 教育ローン 専用	入学金等の学校へ納入する費用、受験に必要な費用などにご利用いただけるローンです。Webでも申込みいただけます。	最高1,000万円	最長15年 据置期間を含む
	“オールラウンド” オートローン 専用	車両の購入、修理・車検費用、運転免許証取得費用さらに借換と幅広くご利用いただけるローンです。Webでも申込みいただけます。	最高1,000万円	最長10年
	リフォームローン	ご自宅の改築・増築に最適のローンです。	最高500万円	最長10年
	住宅ローン	土地の購入、住宅の新築・増改築などマイホーム実現・大規模修繕に最適のローンです。	最高1億円 (不動産担保要)	最長35年
	住宅ローン フラット35	住宅金融支援機構との提携による長期固定金利住宅ローンです。金利変動がないことから長期のライフプランが立てやすくなり、当組合の住宅ローンと組み合わせることもできます。	最高8,000万円 (不動産担保要)	最長35年
	無担保 住宅ローン	住宅ローンの借入が少なくなった方に最適の担保不要のローンです。借り換えにリフォームを組み合わせるとご利用いただけます。	最高1,000万円	最長30年

 マークのローンはWebでもお申し込みいただけます。詳しくは30ページをご参照ください。

事業者向けローン	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
事業活性化支援ローン	当組合と取引のない方も対象としたローンです。業歴2年以上の方の事業活性化を支援するため迅速に対応します。	最高3,000万円	最長20年
創業支援ローン	新事業をご検討の方をサポートするローンです。創業1年以内の方もご利用いただけます。	最高500万円	設備資金・最長7年 運転資金・最長5年
スーパービジネスローン	当組合と融資取引がある業歴2年以上の方の資金繰りを大きくサポートするローンです。担保は原則不要です。	最高3,000万円	最長15年
ドリームローン	当組合と取引のない方も対象のローンです。業歴2年以上の方の新たな資金ニーズに迅速に対応し、担保は原則不要です。	最高2,000万円	最長20年
地域創生支援ローン	当組合と取引のない方も対象のローンです。業歴2年以上の方の地域創生に資する新たな資金ニーズに迅速に対応します。	最高2,000万円	最長20年
新型コロナウイルス 関連対策ローン	新型コロナウイルスを要因とした業況悪化により資金繰りに支障を来す事業者または来すおそれのある事業者をサポートするローンです。	最高5,000万円	設備資金・最長15年 運転資金・最長10年 据置期間を含む
生活衛生同業組合員 向けサポートローン	飲食店などで構成する広島県生活衛生同業組合の組合員を対象とする小口ローンです。広島県生活衛生同業組合連合会からの紹介により小口の資金ニーズに対応します。	最高100万円	最長5年
中小企業会計活用ローン	当組合と融資取引がない方も対象としたローンです。業歴が2年以上で、中小企業向け会計制度に取り組む中小企業を優遇金利で応援します。	最高3,000万円	設備資金・最長25年 運転資金・最長10年
ビジネスカードローンII型	当組合と融資取引がある方を対象に、事業者の資金繰りを大きくサポートするローンです。カードローンなので、必要な都度ご利用いただけます。	最高2,000万円	最長4年11か月 (所定の手続きにより更新)
ゆとりカードローン	当組合と取引がある方を対象としたローンです。個人の方にもご利用いただけ、資金繰りにゆとりが持てる安心・便利なカードローンです。	最高500万円	最長4年11か月 (所定の手続きにより更新)
事業者カードローン	広島県信用保証協会の保証付きローンです。カードローンなので、必要な都度ご利用いただけます。	最高2,000万円	最長2年 (所定の手続きにより更新)

サービス名	内 容											
年金の自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金など各種年金を、安全、確実にご指定の預金口座で受取っていただくサービスです。当組合で年金をお受取りの方には専用の優遇金利定期預金・定期積金を取扱いしています。また、ATM利用手数料をキャッシュバックする無料化サービスもご利用いただけます。											
ATM利用手数料のキャッシュバックサービス	当組合で公的年金をお受取りの方を対象に、毎月3回までのATM利用手数料が無料となるよう引き落された手数料を翌月にキャッシュバックするサービスです。詳しくは34ページをご参照ください。											
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスが、勤務先から直接ご指定の預金口座へ振込まれるサービスです。お金を持ち運ぶ必要がなく安心です。											
自動支払サービス	電気、ガス、水道、電話、NHKなど各種公共料金および各種クレジット利用代金の決済などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。煩わしい手間が省けても便利です。											
HIT-LINE代金回収サービス	広島県内の加盟金融機関ネットワークで、スピーディーに売上・サービス代金などを回収するサービスです。集金事務が省け、効率的な資金計画が実現できます。											
キャッシュサービス	当組合のキャッシュコーナーに設置してあるATM(現金自動預入支払機)で、シシンヨーカード・通帳をご利用いただくサービスです。キャッシュコーナーは365日営業で、取扱業務は81ページをご参照ください。											
デビットカードサービス	お買物などの代金支払いを現金でなくキャッシュカードでお支払いいただけるサービスです。代金はその場でご指定の預金口座から決済されるので、現金を持ち歩く必要がなく安全です。ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でご利用ください。											
QR・バーコード決済サービス	決済事業者のアプリ等を利用して、サービス加盟店での決済を預金口座からキャッシュレスで行う個人向けサービスです。現在、Bank PayサービスとJ-Coin Payサービスを取り扱っています。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。											
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	便利な自動支払サービスの受付手続きが、クレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するサービスです。キャッシュカードをご持参のうえPay-easy(ペイジー)マークのある収納機関でお申込みください。また、インターネット経由で収納機関のサイトから口座振替契約ができるWeb口座振替受付サービスも取り扱っています。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。											
ダイレクト納付	税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。納付回数が増える源泉所得税などではとても便利で、インターネットバンキングサービスの契約なしでご利用いただけます。											
個人向けインターネットバンキングサービス・モバイルバンキングサービス	ご自宅のパソコンまたは当組合指定の機種による携帯電話を利用して、ご契約口座の照会、振込(振替)とその予約ができる個人向けサービスです。窓口でお申込みのうえ、インターネットバンキングサービスはパソコンから当組合ホームページへ、モバイルバンキングサービスは携帯電話からアクセスしてください。											
法人向けインターネットバンキングサービス	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込(振替)、データ伝送とその予約ができる法人向けサービスです。窓口でお申込みのうえ当組合ホームページへアクセスしてください。											
でんさいサービス	手形・振込に代わる資金決済サービスです。法人インターネットバンキングサービスからご利用いただけるので、窓口でお申込みのうえ当組合ホームページへアクセスしてください。											
内国為替	当組合の窓口から全国の信用組合、信用金庫、銀行へ正確・迅速に「振込」「代金取立」をします。24時間365日対応により、これに加盟する他金融機関からの振込は、休日でも即日入金となります。											
外国為替(取り次ぎ)	全国信用協同組合連合会を介して、外国送金を行っています。輸入代金や海外留学生への送金などにご利用ください。											
国債の窓販	資金運用の選択肢として国債を窓口で販売しています。お申込みに際しては、発売時期、利回りなどを確認のうえご購入ください。											
火災保険の窓販	住宅ローンに関連した長期火災保険やアパートなどの賃貸物件に対する長期火災保険の取扱いをしています。住宅ローンやアパートローンの手続きに火災保険を加えることで、よりきめ細かいサービスを提供します。											
夜間金庫	お店の売上金などを安全・確実にお預かりし、翌営業日にはご指定の預金口座に入金いたします。営業時間外でのお預け入れなどにご利用ください。											
貸金庫	預金証書、有価証券、登記済証、貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。プライバシー厳守でご利用いただけます。全自動貸金庫を本店営業部、可部支店、宮内支店、広支店、己斐支店に設置しています。											
税務相談・法律相談	マイホームや相続・贈与、営業や生活で生じる問題や疑問など、お気軽にご相談ください。担当の顧問税理士、顧問弁護士が無料でご相談に応じます。予約制なので、お近くの営業店でお申込みください。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相 談 日</th> <th>時 間</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 務 相 談</td> <td>毎 週 月 曜 日</td> <td>午前10時～午後3時</td> <td rowspan="2">本 店 相 談 室</td> </tr> <tr> <td>法 律 相 談</td> <td>毎月第一火曜日</td> <td>午後1時～午後4時</td> </tr> </tbody> </table>		相 談 日	時 間	場 所	税 務 相 談	毎 週 月 曜 日	午前10時～午後3時	本 店 相 談 室	法 律 相 談	毎月第一火曜日	午後1時～午後4時
	相 談 日	時 間	場 所									
税 務 相 談	毎 週 月 曜 日	午前10時～午後3時	本 店 相 談 室									
法 律 相 談	毎月第一火曜日	午後1時～午後4時										
公共工事前払金預託の取扱い	公共工事の発注者(国、地方自治体など)が、西日本建設業保証(株)の保証を条件として、着工時に工事代金の一部を請負者に前払いする前払金預託制度の取扱いをしています。お気軽にご利用ください。											

当組合ホームページ ▶ <https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

各手数料は、消費税込みで記載しています。(令和5年6月9日現在)

ATM利用手数料

ご利用時間帯	お取引	シンヨーカード / 通帳		信用組合提携カード (しんくみお得ねっと)		広島銀行 カード	ゆうちょ銀行 カード	その他
		引き出し 振	預け入れ	引き出し 振	預け入れ	引き出し 振	引き出し 預け入れ	引き出し 預け入れ
平日	8:00 ~ 8:45	110円	無料					
	8:45 ~ 18:00	無料		無料	110円	無料	110円	110円
	18:00 ~ 22:00	110円		110円	220円	110円	220円	220円
土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	無料	110円	220円	110円	220円	220円
	9:00 ~ 14:00	無料		無料			110円	
	14:00 ~ 22:00	110円		110円			220円	
日曜日・祝日	8:00 ~ 22:00	110円	無料	110円	220円	110円	220円	220円

- (注) 1. 上記のご利用時間帯は、最長稼働ATMで記載しており、キャッシュコーナーによって異なる場合があります。
 2. 共同出張所では、シンヨーカード・通帳による“預け入れ”はできません。
 3. シンヨー通帳での取引は、“預け入れ”と“通帳記帳”のみとなります。
 4. 残高照会、暗証番号の変更、通帳記帳は無料でご利用いただけます。
 5. “振込”で他行あての場合は、ATM振込手数料が別途必要です。この手数料は為替手数料欄に記載しています。
 6. その他カードによる“預け入れ”は入金ネット提携金融機関(信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫)に限ります。
 (もみじ銀行(第二地方銀行)は提携外となっています。)

為替手数料(振込・送金)

	宛先等	振込金額		
		3万円以上	3万円未満	
振込手数料	当組合あて	自店あて	330円	220円
		他店あて	440円	220円
	他行あて	電信扱い	770円	550円
		組合員優遇 (電信扱い)	660円	440円
視覚障がいまたは その他の障がいをお 持ちの方の 振込手数料	当組合あて	自店あて	無料	
	他店あて	他店あて	440円	330円
ATM振込手数料	当組合あて	自店あて	無料	
	他店あて	他店あて	440円	330円
給与振込手数料	当組合あて	自店あて	無料	
	他店あて	他店あて	660円	440円
定額自動送金手数料	当組合あて	自店あて	110円	
	他店あて	他店あて	220円	
個人向け インターネットバンキ ング・モバイルバンキ ング 振込手数料	当組合あて	自店あて	無料	
	他店あて	他店あて	440円	330円
法人向け インターネット バンキング・ 振込手数料	当組合あて	自店あて	無料	
	他店あて	他店あて	440円	330円
法人向け インターネットバン キング・データ伝送 振込手数料	当組合あて	自店あて	無料	
	他店あて	他店あて	330円	110円
	他行あて	他店あて	660円	440円

(注) ATM振込は、カードのみの取扱いです。

コンビニエンスストア等に 設置されている他行ATM利用手数料

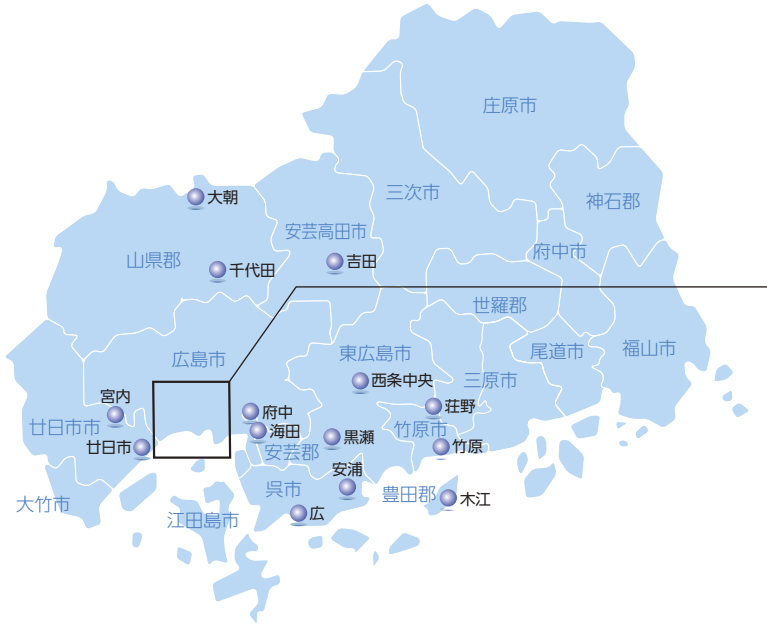
ご利用時間帯	お取引	イオン銀行 のATM	ビューカード のATM
		引き出し 振込	引き出し
平日	8:00 ~ 8:45	220円	
	8:45 ~ 18:00	110円	110円
	18:00 ~ 20:00	220円	220円
	20:00 ~ 21:00		
土曜日	9:00 ~ 17:00	220円	220円
日曜日・祝日	9:00 ~ 17:00	220円	220円

- (注) 1. イオン銀行のATMでは、法人カードはご利用できません。
 ビューカードのATM(エキナカATM[VIEW ALLTE])では、
 法人カード、ローンカードはご利用できません。同ATMでの
 総合口座の当座貸越は、定期預金極度内でご利用いただけます。
 2. セブン銀行のATM利用手数料は、82ページをご参照ください。

為替手数料(取立・その他)

	支払場所による区分	取立区分	ご入金 の場合	割引手形・ 担保手形 の場合
		支店あて		
代金取立 手数料	電子交換	自店あて	無料	220円
		当組合 本支店あて	220円	220円
		他行あて	220円	220円
	個別取立	他行あて 普通扱い	660円	660円
他行あて 至急扱い		880円	-	
その他 手数料	振込の組戻し料 取立手形組戻し料 取立手形店頭呈示料 不渡手形返却料		1,100円	

地域の皆さまへきめ細やかなサービスを提供します



店舗のご案内

	店名	住所	電話	
広島市	中区	本部	袋町3番17号	(082)248-1171
		本店営業部	袋町3番17号	(082)248-1177
		堺町支店	堺町一丁目4番11号	(082)231-5108
		鷹の橋支店	大手町五丁目7番5号	(082)241-9161
		薬研堀支店	薬研堀10番15号	(082)243-2456
	江波支店	江波西二丁目33番17号	(082)293-2501	
	東区	戸坂支店	戸坂出江二丁目9番12号	(082)229-0310
	西区	三篠支店	三篠町二丁目4番25号	(082)237-3141
		己斐支店	己斐本町二丁目12番21号	(082)271-0345
		古江支店	古江新町3番7号	(082)272-2811
		商工センター支店	草津新町二丁目26番3号	(082)278-2666
	南区	駅前支店	京橋町3番12号	(082)261-8141
		南支店	宇品神田一丁目1番21号	(082)251-8146
		東雲支店	東雲二丁目6番13号	(082)281-8044
		大河支店	旭一丁目20番11号	(082)254-5331
出島支店		出島一丁目17番7号	(082)254-2261	
安佐南区	向洋支店	堀越一丁目5番41号	(082)281-0292	
	長束支店	長束三丁目38番7号	(082)238-0351	
	安支店	上安二丁目10番25号	(082)878-2001	
安佐北区	可部支店	可部五丁目13番4号	(082)814-6016	
佐伯区	五月が丘支店	五月が丘二丁目6番8号	(082)941-0811	
	五日市支店	五日市五丁目16番16号	(082)922-9567	
広島市	東部	府中支店	安芸郡府中町本町五丁目1番29号	(082)282-4200
		※海田支店	安芸郡海田町新町10番13号	(082)822-2460
		田支店	呉市広大新開一丁目1番5号	(0823)75-1200
		安浦支店	呉市安浦町内海南一丁目3番33号	(0823)84-2105
		西条中央支店	東広島市西条朝日町7番51号	(082)422-7811
		黒瀬支店	東広島市黒瀬町丸山1438番地3	(0823)82-3071
		竹原支店	竹原市中央二丁目11番31号	(0846)22-0880
		荘野支店	竹原市新庄町1110番地の11	(0846)29-0306
		木江支店	豊田郡大崎上島町木江甲4968番地21	(0846)62-0007
		西部	廿日市支店	廿日市市廿日市一丁目6番1号
宮内支店	廿日市市宮内四丁目8番13号		(0829)38-6711	
北部	吉田支店		安芸高田市吉田町吉田1108番地	(0826)42-0608
	千代田支店	山県郡北広島町壬生55番地	(0826)72-3061	
	大朝支店	山県郡北広島町大朝2486番地12	(0826)82-2127	

※海田支店は7月10日の移転後住所を掲載しています。

年金を当組合で受給されている方を対象に、ATM利用手数料をキャッシュバックする優遇サービスがあります。詳しくは34ページをご参照ください。

ATMの取扱業務について

- ◎現金のお引き出し
- ◎現金のお預け入れ(紙幣のみ)
- ◎カードによる振込
(現金による振込はできません)
- ◎暗証番号変更
- ◎残高照会
- ◎通帳記帳
- ◎通帳繰越(店舗内ATMのみ)

※大晦日、正月三が日、5月3連休(3日～5日)も日曜日・祝日扱いでご利用いただけます。
※共同設置☆の共同出張所の取扱業務は、現金のお引き出しと残高照会のみとなります。

自動機器設置状況

	ATM(現金自動預入支払機)	CD(現金自動支払機)
店舗内	71台	—
店舗外	24台	7台(共同設置)
合計	95台	7台

(令和5年6月9日現在)

■ キャッシュコーナーの365日営業

■ お引き出し・振込

	8:45	9:00	14:00	18:00	19:00	
平日		無料	110円			
土曜日	お取扱い できません	無料	110円			お取扱い できません
日曜日・ 祝日			110円			

■ お預け入れ

	8:45	9:00	19:00	
平日		無料		
土曜日	お取扱い できません	無料		お取扱い できません
日曜日・ 祝日		無料		

※店舗外キャッシュコーナーの一部は営業時間が異なる場合があります。※振込ではATM振込手数料が別途必要となる場合があります。

■ ATM利用手数料の無料化提携

■ セブン銀行のATM(セブン-イレブン、イトーヨーカドーに設置されています)

		7:00	8:45	9:00	14:00	18:00	22:00	
お引き出し お預け入れ	平日	110円	無料	110円				お取扱い できません
	土曜日	110円	無料	110円				お取扱い できません
	日曜日・祝日			110円				お取扱い できません

セブン銀行のATMは平日・休日を問わず、7時から22時までご利用いただけます。また、大晦日、正月三が日、5月3連休(3日～5日)、振替休日曜日・祝日扱いでご利用いただけます。

※ATMが設置されていない店舗があります。
セブン銀行のホームページでご確認ください。

<https://www.sevenbank.co.jp/>

■ 広島銀行のATM

		8:00	8:45	18:00	21:00	
お引き出し	平日	110円	無料	110円		
	土曜日	お取扱い できません	110円			お取扱い できません
	日曜日・祝日		110円			

相互無料化提携により、広島銀行カードによる当組合ATM取引も無料でご利用いただけます。なお、当組合・広島銀行以外が管理する店舗外共同設置ATMは対象外で有料となります。

※ご利用いただける時間帯は、ATMにより異なる場合があります。
広島銀行のホームページでご確認ください。

<https://www.hirogin.co.jp/>

■ 店舗外キャッシュコーナーのご案内

	出張所名	共同 設置	設置場所	ATMのご利用時間			
				平 日	土 曜 日	日 曜 日・祝 日	
広島 市 内	バスセンター出発ロビー共同出張所	☆	バスセンター出発ロビー(そごう広島店3階)	8:00~21:00	8:00~19:00	8:00~19:00	
	シャレオ北通り出張所		紙屋町シャレオ北広場				
	シャレオ南通り出張所		紙屋町シャレオ南通り				
	福屋八丁堀出張所		福屋八丁堀本店1階キャッシュコーナー	10:30~20:00	10:30~20:00	10:30~20:00	
	広島市民病院出張所		広島市民病院1階プロムナード				
	東区	牛田出張所		牛田早稲田方面牛田東1丁目バス停前	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	西区	南観音出張所		空港通り南観音2丁目8番交差点東側角			
		中広出張所		中広通り中広2丁目バス停から北へ100m			
		己斐上町出張所		大迫団地方面己斐峠入口バス停斜め向かい			
	南区	大原出張所		向洋大原バス停東寄り大原ポンプ場向かい			
		広島港出張所		広島港宇品旅客ターミナルビル1階			
		段原出張所		段原中央交差点東側AKビル1階			
	安佐南区	ekie広島駅北口出張所		ekie1階キャッシュコーナー	8:00~22:00	8:00~22:00	8:00~22:00
		祇園出張所		安佐南消防署祇園出張所斜め向かい	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
ゆめマート八木店共同出張所		☆	ゆめマート八木店キャッシュコーナー(店外設置)	8:45~20:00	8:45~19:00	8:45~19:00	
フィエラ・ディ・プローバ共同出張所		☆	フィエラ・ディ・プローバキャッシュコーナー(店外設置)	8:45~19:00			
安佐北区	イオン西風新都ショッピングセンター出張所		イオン西風新都ショッピングセンターキャッシュコーナー	9:00~20:00			
佐伯区	高陽出張所		高陽中央通り下岩の上バス停前	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	ゆめマート八幡店共同出張所	☆	ゆめマート八幡店内	9:00~20:00			
広島 市 外	ジ アウトレット広島出張所		ジ アウトレット広島2階	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00	
	マックスパリュ海田店出張所		マックスパリュ海田店キャッシュコーナー	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	呉本通出張所		呉本通二丁目よしいフラワーショップ隣	8:45~19:00			
	東広島モール出張所		ハローズ東広島店キャッシュコーナー	8:45~21:00			
	藤三竹原ショッピングセンター共同出張所	☆	藤三竹原キャッシュコーナー	8:45~19:00	8:45~19:00	8:45~19:00	
	フジ竹原店共同出張所	☆	フジ竹原店キャッシュコーナー(店外設置)	8:45~20:00			
	三津口出張所		国道185号線三津口横橋バス停前道入る	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	ザ・ビッグ宮内店出張所		ザ・ビッグ宮内店キャッシュコーナー(店外設置)	9:00~19:00			
	北部	ゆめタウン吉田出張所		ゆめタウン吉田1階	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00
		パルパ共同出張所	☆	ショッピングセンターパルパ内	8:45~19:00	8:45~19:00	8:45~19:00
千代田ショッピングセンター出張所			サンクス1階	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	

※ご利用時間帯によっては、ATM利用手数料が必要となります。80ページの「手数料のご案内」をご参照ください。

昭和27年	広島商工会議所において創立総会開催 広島市国泰寺町32番地 土建会館仮営業所において開業	
29年	中小企業金融公庫代理店認可 営業地区を拡張、安佐郡および安芸郡を加える	
30年	全国金融機関優良店舗として、大蔵大臣、日本銀行総裁より表彰される 国民金融公庫代理店認可	
31年	営業地区を拡張、佐伯郡を加える	
32年	商工組合中央金庫代理店認可 西条信用組合と合併し、営業地区に賀茂郡を加える	
36年	第1回全国信用組合大会において全国優良信用組合として表彰される	
39年	住宅金融公庫代理店認可	
47年	吉田信用組合と合併し、営業区域に高田郡、山県郡を加える 全国中小企業団体中央会より優良組合として表彰を受ける	
48年	電子計算機を導入し、オフライン処理開始 日本不動産銀行代理店認可/日本興業銀行代理店認可	
54年	社団法人全国石油協会信用保証業務開始 オンライン(CIF・普通預金・定期預金)稼働開始	
60年	全科目(預金・融資・為替)オンライン化完了	
62年	しんくみネットキャッシュサービス開始	
63年	国債代理窓販取扱開始	
平成 2年	全国キャッシュサービス(MICS)に提携加盟	
3年	サンデーバンキング開始	
4年	しんくみ全国共同センターへ加盟/日本銀行歳入復代理店認可	
6年	新本店ビル完成/国債等の窓販業務認可	
7年	外国送金取次業務開始	
11年	西日本建設業保証株式会社の公共工事の前払金保証制度の 業務委託金融機関認可/ホームページ開設	
12年	デビットカードサービス開始/郵貯CD提携サービス開始 個人向けインターネットバンキングサービス・ モバイルバンキングサービス開始 広島銀行とのATM提携(ATM利用手数料の相互無料化)開始	
13年	広島第一信用組合と対等合併し、営業区域に竹原市、呉市郷原町、豊田郡を加える	
14年	火災保険の窓販取扱開始 しんくみお得ねっとサービス(参加信用組合のATM利用手数料相互無料化サービス)に提携参加	
15年	個人向け国債取扱開始/印鑑検索・照合システム稼働	
16年	セブン銀行とのATM提携(セブン-イレブンなどに設置されている同行ATMの利用手数料無料化)に参加	
17年	ATM取引に振込、暗証番号変更を追加、1日あたりの利用限度額を設定	
19年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「BBB+」(トリプルBプラス)見通し「ポジティブ」	
20年	法人向けインターネットバンキングサービス開始 イオン銀行とのATM提携(AEONなどに設置されている同行ATM)に参加	
21年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A-」(シングルAマイナス)見通し「安定的」 広島修道大学、広島経済大学と産学連携に関する協定を締結	
23年	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス開始	
24年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A-」(シングルAマイナス)見通し「ポジティブ」	
25年	手形・振込に代わる資金決済「でんさいサービス」開始/ダイレクト納付の取扱開始	
26年	全キャッシュコーナーの365日営業開始、土・日曜日、祝日の営業時間拡大(木江支店のみ27年実施) 営業区域に呉市全域を加える	
27年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A」(シングルAフラット)見通し「安定的」	
29年	特殊詐欺を防止するATM振込の一部利用制限を開始/ATM取引に通帳繰越機能を追加(店舗内ATMのみ)	
30年	内国為替24時間365日対応開始	
31(令和元)年	呉市総合体育館の命名権を取得し愛称を「シシヨークアリーナ」とする 営業区域を広島県全域に拡張/ホームページ全面リニューアル	
令和 3年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A」(シングルAフラット)見通し「ポジティブ」	
令和 5年	株式会社日本格付研究所(JCR)より格付を取得 「A+」(シングルAプラス)見通し「安定的」	

預金・貸出金のあゆみ 達成年月

500億円	預金	昭和51年 8月
	貸出金	昭和52年10月
1,000億円	預金	昭和56年12月
	貸出金	昭和58年12月
1,500億円	預金	昭和61年 8月
	貸出金	平成 元年 7月
2,000億円	預金	平成 元年12月
	貸出金	平成 7年 6月
2,500億円	預金	平成 6年12月
	貸出金	平成18年 4月
3,000億円	預金	平成18年 4月
	貸出金	平成21年 4月
3,500億円	預金	平成22年 6月
	貸出金	平成23年11月
4,000億円	預金	平成23年12月
	貸出金	平成25年 7月
4,500億円	預金	平成25年 6月
	貸出金	平成27年 5月
5,000億円	預金	平成26年 6月
	貸出金	平成29年 4月
5,500億円	預金	平成27年10月
	貸出金	平成30年 8月
6,000億円	預金	平成29年 8月
	貸出金	令和 2年 5月
6,500億円	預金	平成30年12月
	貸出金	令和 3年 4月
7,000億円	預金	令和 2年 6月
	貸出金	令和 4年 3月
7,500億円	預金	令和 3年 4月
	貸出金	令和 4年 8月
8,000億円	預金	令和 3年 7月

索引

ごあいさつ	2
理事長インタビュー	3~5

概況・組織

経営ビジョン／経営理念	1
* 事業の組織	57
* 役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)	57
* 店舗一覧 (事務所の名称・所在地)	81
自動機器設置状況・ATMの取扱業務	81
営業区域	1
組合員数	1,57

主要事業内容

* 主要な事業の内容	77~79
------------	-------

業務に関する事項

* 事業の概況	9~14
* 経常収益	16,21
* 経常利益	16,21
* 当期純利益	16,21
* 出資総額、出資総口数	21
* 純資産額	15,21
* 総資産額	15,21
* 預金積金残高	15,21
* 貸出金残高	15,21
* 有価証券残高	15,21
* 単体自己資本比率	21,68
* 出資配当金	16,21
* 職員数	21,57

主要業務に関する指標

* 業務粗利益および業務純益等	59
* 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	59
* 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	59,66
* 受取利息、支払利息の増減	59
* 総資産経常利益率	66
* 総資産当期純利益率	66
役務取引の状況	60
その他業務利益の内訳	60
経費の内訳	60

預金に関する指標

* 預金種目別平均残高	61
* 定期預金金利区分別残高	61
預金者別預金残高	61
財形貯蓄残高	61
職員1人当たり・1店舗当たり預金残高	66

貸出金等に関する指標

* 貸出金種類別平均残高	61
* 貸出金金利区分別残高	62
* 貸出金担保の種類別残高	63
* 債務保証見返担保別残高	63
* 貸出金使途別残高	62
* 貸出金業種別残高・構成比	62
* 預貸率 (期末・期中平均)	66
個人ローン残高	63
代理貸付残高の内訳	63
職員1人当たり・1店舗当たり貸出金残高	66

有価証券に関する指標

* 商品有価証券の種類別平均残高	65
* 有価証券種類別・残存期間別残高	65
* 有価証券の種類別平均残高	65
* 預証率 (期末・期中平均)	66

経営管理体制に関する事項

* リスク管理の体制	53,54
* 法令遵守の体制	48
* 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	46

財産の状況

* 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	15~20
*◎ 金融再生法開示債権等の保全・引当状況	64
* 自己資本充実状況 (自己資本比率明細)	67,68
* 自己資本比率規制に関する事項	67~72
* 有価証券、金銭の信託等の評価	65
オフバランス取引の状況	65
先物取引の時価情報	65
オプション取引の時価情報	65
* 貸倒引当金 (期末残高・期中増減額)	70
* 貸出金償却の額	63
* 会計監査人による監査	21
代表理事による適正性・有効性の確認	21

その他の業務

内国為替取扱実績	66
公共債ディーリング実績	65
公共債の窓口販売実績	65
公共債引受額	65
手数料一覧	80

その他

格付「A+」に引き上げ	6
第12次中期3か年経営計画	7,8
地域密着型金融の取り組み	22~24
経営者保証ガイドラインの取り組み	24
地域を応援する取り組み	25~35
文化的・社会的貢献活動	36~41
顧客満足度アンケートの報告	42~44
キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み	45
取引時確認のお願い	47
個人情報等保護	49,50
金融商品に係る勧誘方針／マネー・ローダリング、	
テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針	51
経営者保証への対応方針／保険募集指針	52
総代会制度	55,56
役員等の報酬体系	73
地域密着型金融の推進状況	74~76
預金等の保護	77
沿革	83

各開示項目は、上記のページに記載しています。
なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、
◎印は「金融再生法」で規定されている法定開示項目です。

HIROSHIMASHI SHINYOKUMIAI

発行 令和5年6月

編集 広島市信用組合 営業推進部 営業企画課

〒730-0036 広島市中区袋町3番17号 TEL (082) 248-1171

<https://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/>

